

復興10年
總括檢証・
提言報告
《概要版》

- 阪神・淡路大震災 -

復興10年總括檢証・提言報告

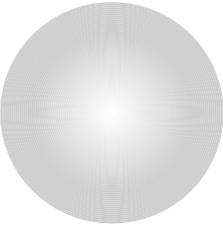
《概要版》



復興10年
委員会

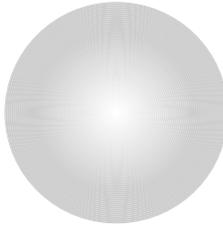
復興10年委員会





目 次

1	復興10年総括検証・提言事業の意義・概要	1
2	復興10年の取り組みにおける主な成果と課題	3
3	提言の基調	15
4	テーマ別検証・提言の大意	29
(1)	総括検証分野	31
(2)	健康福祉分野	39
(3)	社会・文化分野	50
(4)	産業雇用分野	58
(5)	防災分野	66
(6)	まちづくり分野	74
5	今後への期待	85
	復興10年委員会委員名簿	86



1 . 復興10年総括検証・提言事業の意義・概要

1 . 復興10年総括検証・提言事業の意義

阪神・淡路大震災の復興過程から得られる経験と教訓を後世に継承し、今後の大規模災害に対する減災や復興に活かしていくことは、被災地の責務である。そこで10年間の長きにわたる取り組みを総括的に検証し、その結果や教訓を次世代への提言として広く国内外に発信することにより、安全で安心して暮らせる社会づくりに貢献する。

2 . 復興10年総括検証・提言事業の概要

(1) 検証推進体制

① 復興10年委員会の設置

復興10年総括検証・提言事業の円滑な推進を図るため、震災復興を担ってきた各種団体の代表や学識経験者等で構成される復興10年委員会（事務局：財団法人阪神・淡路大震災記念協会）を平成15年8月に設置した。

事業の推進にあたっては、復興10年委員会の下に、検証の進め方や検証テーマの選定、最終報告案の取りまとめを行う検証企画小委員会を設置した。また、分野ごとに具体の検証を実施するため、総括検証、健康福祉、社会・文化、産業雇用、防災、まちづくりの分野別検証部会（6部会）を置くとともに、健康福祉部会内にすまい分科会、社会・文化部会内に教育分科会を設けた。

② 庁内推進体制

県庁内及び関係する県民局との連携を図り、円滑な検証を実施するため、関係部長及び県民局長等を構成員とする復興10年事業庁内推進会議を設置した。

また、部会の庶務を担当する部局課の責任者で構成する部会調整会議を設け、分野別検証部会間の調整を図った。

あわせて、検証テーマ毎に検証担当委員の検証をサポートする検証補助者（県庁課長級）、副検証補助者（県庁係長級）を定めるとともに、各分野ごとに検証補助者で構成する検証補助者会議を設置し、部会内の検証作業の円滑化を図った。

(2) 検証の基本的な考え方

行政、県民、企業、団体、NPO/NGO等が重点的に取り組んできた事柄や復興の過程における課題全般について、初動対応期から本格的復興期までのフェーズを追って、「できたこと」「できなかったこと」を整理し、その理由や成果等を分析・評価するとともに、復興10年の取り組みを総括的に検証し、今後の震災に対する減災・復興に活かすための提案や、新しい時代を切り拓く先導的な仕組みの構築に資するための提案等を取りまとめた。

震災復興に係る課題の総合的検証
共生の視点と県民の立場からの検証
復興の分野や過程に着目した検証

(3) 検証テーマ

検証テーマについては、今後の震災に対する減災や復興に活かすとともに、21世紀のめざすべき社会像の実現に資するという検証の基本的な考え方のもと、復興過程における重点的な取り組みや成熟社会を支える新たな制度・しくみ等に留意のうえ、6分野、54テーマを設定した。

(「4.テーマ別検証・提言の大意」参照)

(4) 検証の手法

検証は、ワークショップ方式による県民との意見交換や現地調査・ヒアリングなどを通じた県民意見の反映など、県民の参画と協働に配慮しつつ、次のとおり進めた。

① 検証資料・データの整理

検証担当委員と検証補助者との協議に基づき、検証テーマを担当する部局課の職員が中心となって検証資料・データの整理を行った。

② 検証担当委員による検証

検証担当委員が、検証資料等をもとに、被災地県民局単位で開催するワークショップ、現地調査及び検証部会での議論等を踏まえ、専門的な分析・評価を行うとともに、その結果を踏まえた提案をまとめ、部会に諮った。

(5) 検証結果の取りまとめ

各部会でまとめた分野別の検証結果をもとに、検証企画小委員会において、検証報告案を取りまとめ、復興10年委員会に諮ったうえで、審議、決定した。

2 . 復興10年の取り組みにおける主な成果と課題

阪神・淡路大震災からの復興過程においては、震災直後の初動対応期から本格復興期にいたるまで、様々な分野で多彩な取り組みが展開され、「創造的復興」につながる多くの成果が生み出される一方で、10年間の取り組みを通じて、被災地はもとより日本社会全体が抱える様々な課題も明らかになった。

(主な成果)

高齢化が進む大都市を直撃した阪神・淡路大震災は、既存の制度や仕組みでは的確に対応できない様々な課題を我々に突きつけた。そのため、震災からの復興過程において、(財)阪神・淡路大震災復興基金の設立、被災者生活再建支援法の制定及び拡充(居住安定支援制度の創設)、県民の参画と協働の推進に関する条例や産業復興条例(産業集積条例に拡充)の制定をはじめ、**従来の枠組みを超えた新たな制度や仕組みが創設された。**

また、国税関係法律の臨時特例をはじめとする16本の特別立法による税制等の特例措置や地方財政措置の拡充、応急仮設住宅における特別基準や災害復興公営住宅入居者への家賃低減措置等の支援、復興市街地整備事業における二段階方式の都市計画決定の実施など、**既存制度・事業等について特例的な運用・拡充等**が行われた。

さらに、震災を契機にした被災者復興支援会議など県民、地域団体、NPO/NGO、企業、行政等が共に取り組む協働の仕組みづくり、コレクティブ・ハウジングなど新しい住まいづくり、生活復興県民ネットやひょうごボランティアプラザの取り組み、コミュニティ・ビジネスなど新しい働き方の広がり、まちづくり協議会等による住民主体のまちづくり、広域防災拠点や多元・多重の総合交通体系の整備、人と防災未来センターの開設など、**震災を教訓にした新たな視点からの先導的な取り組みが展開されてきた。**

(主な課題)

その一方で、**復興過程を通じた包括的・横断的な課題**として、「復興」についての位置づけが今日においても未だ不明確であり、地方主体の復興を制度的・財政的に保障する仕組みも実現していない。また、災害対策本部体制の充実強化や、近い将来に発生が懸念される東海・東南海・南海地震など広域にわたる大規模災害に備えた広域的な危機管理体制の構築、応急救助や生活・住宅再建支援の仕組みの充実、住宅や公共施設の耐震化を図っていく必要がある。さらに、ボランティア活動など震災を契機にした先導的な取り組みを定着・発展させていくことも必要である。

併せて、被災高齢者の自立支援、市街地の再生・まちのにぎわいの回復、貸付金等の償還対策など、**ポスト復興10年に残された課題**に対する継続的な対応も求められる。

さらには、今回の検証結果や提言の国内外への発信はもとより、それらを踏まえた大震災についての総合的な調査研究を深め、新たな制度や仕組みの具体化や「1月17日は忘れない」ための取り組みを通じて、**震災の経験と教訓の継承・研究・発信**を図っていくことが必要である。

- 1 . 主な成果(総括)

1 . 従来の枠組みを超えて、新たに創設した制度・仕組み

- (1) 地元主体の復興と国からの支援
- (2) 損壊家屋の公費解体、擁壁修復の公費負担
- (3) (財)阪神・淡路大震災復興基金の設立と機動的な復興対策の推進
- (4) 生活再建支援金制度等の創設
- (5) 「総合的国民安心システム」の提唱と被災者生活再建支援法の制定・拡充
- (6) 特定非営利活動促進法(NPO法)、ボランティア活動や「参画と協働」を推進する条例の制定
- (7) エンタープライズゾーン構想の提案と産業復興を推進する条例の制定等
- (8) 災害救援専門ボランティア制度(HEART-PHO ENIX)の創設

2 . 既存制度・事業等の特例的な運用・拡充等

- (1) 16本の特別立法による特例措置や地方財政措置の拡充
(特別の財政援助や公債の発行の特例、税の軽減、保険料の免除、市街地における建築制限、雇用対策、期限延長 等)
- (2) 応急仮設住宅の供与と特別基準の設定等
- (3) 災害復興公営住宅の供給と入居者に対する支援
- (4) 中小企業等への災害復旧資金の貸付及び融資期間・据置期間の延長
- (5) 復興市街地整備事業における二段階方式の都市計画決定

3 . 震災を教訓にした新たな視点からの先導的な取り組み

- (1) 県民、地域団体、NPO/NGO、企業、行政等が共に取り組む協働の仕組み
(被災者復興支援会議、NPOと行政の協働会議、兵庫県雇用対策三者会議等)

健康福祉

- (2) 被災高齢者の見守り体制の整備と自立支援に向けた取り組みの展開
(LSA、SCS、コミュニティプラザ等)
- (3) コレクティブ・ハウジングなど新しい住まいづくりの推進
- (4) こころのケア対策の推進と兵庫県こころのケアセンターの開設
- (5) 災害医療システムの中核となる兵庫県災害医療センターの開設

社会・文化

- (6) 生活復興県民ネットの設置とひょうごボランティアプラザの開設
- (7) 教育復興担当教員の設置と新たな「防災教育」の推進
- (8) 兵庫県立美術館「芸術の館」など復興のシンボルともなる文化施設の整備

産業雇用

- (9) (財)新産業創造研究機構など産業復興を推進する組織・仕組み
- (10) 雇用就業対策等による生活支援の推進
- (11) コミュニティ・ビジネスなど新しい働き方への支援

防 災

- (12) 24時間監視・即応体制の確立と自衛隊等関係機関との連携強化
- (13) 広域防災拠点の整備
- (14) 神戸東部新都心における国際的機関等の集積

まちづくり

- (15) 高規格道路網の整備など多元・多重の総合交通体系の整備
- (16) まちづくり協議会等による住民主体のまちづくりの推進
- (17) 西宮浜・南芦屋浜など地域の特色を生かした新都市づくり
- (18) 六甲山系グリーンベルト整備等の推進

震災の経験と教訓の継承・発信

- (19) 震災の経験と教訓を継承・発信する取り組みの推進
- (20) 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの開設

- 2 . 主な成果(分野別)

総括	復興推進の仕組み等	(1) 地元主体の復興と国からの支援 (2) (財)阪神・淡路大震災復興基金の設立と機動的な復興対策の推進 (3) 16本の特別立法による特例措置や地方財政措置の拡充 (特別の財政援助や公債の発行の特例、税の軽減、保険料の免除、市街地における建築制限、雇用対策、期限延長 等) (4) 県民、団体、企業、行政等が共に取り組む協働の仕組み (被災者復興支援会議、NPOと行政の協働会議、兵庫県雇用対策三者会議 等)	A A B C
健康福祉 社会・文化等	くらし	(1) 生活再建支援金制度等の創設 (2) 「総合的国民安心システム」の提唱と被災者生活再建支援法の制定・拡充 (3) ボランティア活動や「参画と協働」を推進する条例の制定 (4) 生活復興県民ネットの設置とひょうごボランティアプラザの開設 (5) 教育復興担当教員の設置と「新たな防災教育」の推進 (6) 兵庫県立美術館「芸術の館」など復興のシンボルともなる文化施設の整備	A A A C C C
	被災高齢者等	(1) 被災高齢者の見守り体制の整備と自立支援に向けた取り組みの展開 (LSA、SCS、コミュニティプラザ等) (2) コレクティブ・ハウジングなど新しい住まいづくりの推進 (3) こころのケア対策の推進と兵庫県こころのケアセンターの開設 (4) 災害医療システムの中核となる兵庫県災害医療センターの開設	C C C C
	住まい	(1) 損壊家屋の公費解体、擁壁修復の公費負担 (2) 応急仮設住宅の供与と特別基準の設定等 (3) 災害公営住宅の供給と入居者に対する支援	A B B
まちづくり	(1) 復興市街地整備事業における二段階方式の都市計画決定 (2) 高規格道路網の整備など多元・多重の総合交通体系の整備 (3) まちづくり協議会等による住民主体のまちづくりの推進 (4) 西宮浜・南芦屋浜など地域の特色を生かした新都市づくり (5) 六甲山系グリーンベルト整備等の推進	B C C C C	
産業雇用	(1) エンタープライズゾーン構想の提案と産業復興を推進する条例の制定 (2) 中小企業等への災害復旧資金の貸付及び融資期間・据置期間の延長 (3) (財)新産業創造研究機構など産業復興を推進する組織・仕組み (4) 雇用就業対策等による生活支援の推進 (5) コミュニティ・ビジネスなど新しい働き方への支援	A B C C C	
防災	(1) 災害救援専門ボランティア制度(HE ART-PHOENIX)の創設 (2) 24時間監視・即応体制の確立と自衛隊等関係機関との連携強化 (3) 広域防災拠点の整備 (4) 神戸東部新都心における国際的機関等の集積 (5) 震災の経験と教訓を継承・発信する取り組みの推進 (6) 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの開設	A C C C C C	

(注) A : 従来の枠組みを超えて、新たに創設した制度・仕組み
B : 既存制度・事業等の特例的な運用・拡充等
C : 震災を教訓にした新たな視点からの先導的な取り組み

1 . 災害への備えと先導的取り組みの定着化

- (1) 「復興」の位置づけと制度的・財政的保障
 - 復興に関する基本法の制定
 - 復興基金の仕組みの制度化
- (2) 実戦的・広域的な危機管理体制の構築
 - 災害対策本部体制の充実強化や、防災を支える人材の育成、各種訓練の充実など、より実戦的な危機管理体制の構築
 - 都道府県域を超えた広域的な危機管理体制の構築
 - 災害に関する迅速・的確な情報の収集・伝達と共有化の推進
- (3) 応急救助や生活・住宅再建支援の充実
 - 応急救助のあり方の見直し
 - 公的な復興支援制度のパッケージ化（一括提示）
 - 住宅本体への支援や共済制度の仕組みづくり
 - 飲料水等の確保や災害廃棄物の処理など生活基盤を支える仕組みの充実
- (4) 住宅や公共施設の耐震化
 - 的確な検査体制のもとでの住宅の耐震改修への支援や公共施設の計画的な耐震改修
- (5) 震災を契機にした先導的な取り組みの定着・発展
 - ボランティア活動やまちづくり活動、コミュニティ・ビジネスなどの定着・発展

2 . ポスト復興10年に残された課題

- (6) 被災高齢者の自立支援
 - 新たな地域ケアシステムや地域住民による支え合いのしくみなど、高齢者の自立を支援するしくみづくり
- (7) 市街地の再生・まちのにぎわいの回復
 - 未完了の復興市街地整備事業の早期完了
 - 事業の遅れに伴う住宅再建等への支援の継続
 - 再開発ビルや区画整理地の利用促進
 - 商店街等によるにぎわいづくりやコミュニティ機能の向上
- (8) 貸付金等の償還対策
 - 災害援護資金や生活福祉資金の償還対策
 - 中小企業の災害復旧資金等の償還対策

3 . 震災の経験と教訓の継承・研究・発信

震災の教訓の国内外への発信
経験と教訓を踏まえた新たな制度や仕組みの具体化
大震災についての総合的な調査研究と将来の大規模災害に対する減災や復興への活用
「1月17日は忘れない」ための取り組みの実施

1. 従来の枠組みを超えて、新たに創設した制度・仕組み

(1) 地元主体の復興と国からの支援

国の**阪神・淡路復興委員会**からの提言を受け、**地元による復興計画の策定**など地元主体の枠組みの中で復興が推進された。

国の**阪神・淡路復興対策本部**会議で、地元自治体の復興計画の実現を最大限に支援する旨の「**阪神・淡路地域の復興に向けての取り組み方針**」が示され、平成11年度第2次補正予算までに、**総額5兆200億円の国費が予算措置**された。

(2) 損壊家屋の公費解体、擁壁修復の公費負担

従来、収集・運搬・処分に限られていた**公費によるがれき処理**について、**損壊家屋の解体**にまで踏み込んで実施された。

急傾斜地対策に関する従来の制度が大幅に緩和され、**民間宅地の擁壁の復旧を、公共事業**として県によって施工された。

(3) (財)阪神・淡路大震災復興基金の設立と機動的な復興対策の推進

被災地の総合的な復興対策を安定的・機動的・弾力的に進めるため、**総額9,000億円の復興基金**が創設（H7.4）され、10年間で**総額約3,540億円の事業**が展開された。

- ・生活復興資金の貸付、住宅再建・購入資金等への利子補給
- ・民間賃貸住宅入居者の家賃負担軽減補助
- ・ボランティア活動への助成
- ・商店街のにぎわいイベントやコミュニティ・ビジネスへの助成
- ・復興まちづくり活動への助成
- ・復興市街地整備事業地区内での住宅建設資金等への利子補給 等

(4) 生活再建支援金制度等の創設

復興基金を活用し、被災者の恒久住宅移転後の自立生活再建を支援するため、復興基金を活用して、**生活再建支援金制度**が創設された（H9.4）。

また、特に、被災した中高年世帯の恒久住宅への円滑な移行とその自立を支援するため、**中高年自立支援金制度**も創設された（H9.12）。

(5) 「総合的国民安心システム」の提唱と被災者生活再建支援法の制定・拡充

総合的国民安心システムが提唱され、**2,500万人にのぼる国民的賛同**を得て、**被災者生活再建支援法**の制定が実現した（H10.5）。

同法の附帯決議に基づき、法に相当する程度の支援が講じられるよう、復興基金による上記2制度を統合・拡充し、**被災者自立支援金制度**が創設された（H10.7）。

被災者生活再建支援法の拡充により、災害時における住宅再建支援の道を拓く**居住安定支援制度**が創設された（H16.3）。同制度に対する**県単独の補完制度**も実施された（H16.4）。

(6) 特定非営利活動促進法(NPO法) ボランティア活動や「参画と協働」を推進する条例の制定

震災を機にしたボランティア活動等の全国的な広がりに伴う「特定非営利活動促進法」の制定(H10.3)を受け、全国初の「県民ボランティア活動の促進等に関する条例」が施行された(H10.12)。

地域社会の共同利益の実現と県行政への参画と協働を促す「県民の参画と協働の推進に関する条例」が施行された(H15.4)。

(7) エンタープライズゾーン構想の提案と産業復興を推進する条例の制定等

英国の事例を参考に、税の優遇措置や規制緩和等を進めるエンタープライズゾーン構想が提案された。

「新産業構造拠点地区の形成による産業復興の推進に関する条例(産業復興条例)」が制定(H9.1)され、平成14年4月からは、「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例(産業集積条例)」として拡充された。

国の構造改革特区については、被災地において、先端医療産業特区など8特区が認定された。

(8) 災害救援専門ボランティア制度(HEART PHOENIX)の創設

「災害救援専門ボランティア制度」が創設(H8.1)され、専門技術や知識を有するボランティアの確保・育成(H16年度951人)が進んでいる。

2. 既存制度・事業等の特例的な運用・拡充等

(1) 16本の特別立法による特例措置や地方財政措置の拡充

地方税法の改正や国税関係法律の臨時特例に関する法律、被災市街地復興特別措置法など16本の特別法が制定され、所得税、住民税、固定資産税等をはじめとした国税及び地方税の軽減措置や、医療保険等の一部負担金・保険料の免除、市街地における建築制限等の特例措置が実施された。

震災による被災地方公共団体の財政悪化を抑制するため、阪神・淡路大震災特別財政援助法等に基づき、公共施設の復旧等にかかる国庫補助対象事業の拡充、補助災害復旧事業債の拡大、交付税措置率のアップなど、地方財政措置が拡充された。

(2) 応急仮設住宅の供与と特別基準の設定等

県が一括して応急仮設住宅の建設にあたり、希望者全員に供与することが決定され、震災後7ヶ月で48,300戸が建設された(5年以内に恒久住宅への移行完了)。

床面積の増加や設置経費等の引き上げ、エアコンの設置、供与期間の延長(原則2年以内 恒久住宅移行までの必要な間)等の特別基準が設定された。

共同スペースを設け、生活援助員を派遣する「高齢者・障害者向け地域型応急仮設住宅」が建設されるとともに、ふれあいセンターが設置され、生活支援アドバイザーが配置された。

(3) 災害復興公営住宅の供給と入居者に対する支援

ひょうご住宅復興3カ年計画における計画戸数38,600戸を上回る42,137戸の災害復興公営住宅等が供給された。

入居者募集にあたっては、被災者の応募機会の均等と公平性を確保するため、地域を4ブロックに区分し、県・市町営住宅と公団・公社住宅を一元化した募集が行われるとともに、高齢者や障害者等の災害弱者に対する優先枠や応急仮設住宅入居者枠が設定された。

被災者の生活再建を支援するため、家賃負担を低減する特別減免制度(10年間)が実施された。

(4) 中小企業等への災害復旧資金の貸付及び融資期間・据置期間の延長

震災により大きな被害を受けた中小企業等の立ち上がりを支援するため、県・神戸市や政府系金融機関による災害復旧資金の貸付が実施された。

不況等で思うように復興が進まない事業者に配慮し、融資期間・据置期間が延長され、借入金の元利返済が繰り延べされた。

(5) 復興市街地整備事業における二段階方式の都市計画決定

震災復興においては、一日も早く都市復興の方針を示し、計画的な再建に着手する必要がある一方、十分な地元住民の合意も必要なことから、第1段階で、大枠を決定し、第2段階で、暮らしに密接に関わる道路・公園等を決定する二段階方式による都市計画決定が実施された。

3. 震災を教訓にした新たな視点からの先導的な取り組み

(1) 県民、地域団体、NPO/NGO、企業、行政等が共に取り組む協働の仕組み

被災者復興支援会議やNPOと行政の生活復興会議(平成13年度からNPOと行政の協働会議)、県・市町生活支援委員会、兵庫県雇用対策三者会議、生活復興県民ネットなど、県民、地域団体、NPO/NGO、企業、行政等が共に、提案、検討、実施などに取り組む仕組みづくりが展開された。

(健康福祉)

(2) 被災高齢者の見守り体制の整備と自立支援に向けた取り組みの展開

災害復興公営住宅等における生活援助員(LSA)や高齢世帯生活援助員(SCS)をはじめとする各種支援者による被災高齢者の見守り体制が整備されるとともに、健康づくりや生きがいづくり、仲間づくりなど自立支援に向けた取り組みが展開された。

* 災害復興公営住宅等における支援者

- ・生活援助員(LSA) ・高齢世帯生活援助員(SCS)
- ・いきいき県住推進員 ・民生委員・児童委員
- ・民生・児童協力委員 ・活動情報サポーター
- ・「まちの保健室」看護ボランティア ・保健師・栄養士
- ・ケースワーカー 等

(3) コレクティブ・ハウジングなど新しい住まいづくりの推進

高齢者等が安心して暮らせるよう、生活支援が一体となったシルバーハウジングやコレクティブハウジング、グループハウスなど新しい住まいづくりが推進された。

(4) こころのケア対策の推進と兵庫県こころのケアセンターの開設

被災者のPTSDへの対応などこころのケアを推進するため、被災地16ヶ所に、こころのケアセンターが設置された。平成12年度からは、同センターの活動を継承するため、健康福祉事務所のこころのケア相談室及びこころのケア研究所が設置された。

こころのケアに関する全国的な拠点となる**兵庫県こころのケアセンター**が開設された（H16.4）。

(5) 災害救急医療システムの中核となる兵庫県災害医療センターの開設

大規模災害時に対応できる災害救急医療システムの中核拠点となる全国自治体初の**兵庫県災害医療センター**が開設された（H15.8）。

(社会・文化)**(6) 生活復興県民ネットの設置とひょうごボランティアプラザの開設**

各種団体・グループ、NPO/NGO等、企業、個人が幅広いエネルギーを結集したネットワークである**生活復興県民ネット**は、**生活復興を県民運動**として展開し、地域活動ステーションの設置など多彩な取り組みを行った。

県民ボランティア活動の全県的な支援ネットワーク拠点として、**ひょうごボランティアプラザ**が開設された（H14.6）。

(7) 教育復興担当教員の配置と「新たな防災教育」の推進

教育復興担当教員やカウンセラーの配置、学校独自の災害対応マニュアルの整備、震災の教訓を生かし、生きる力を育む教育など「**新たな防災教育**」が推進された。

(8) 兵庫県立美術館「芸術の館」など復興のシンボルともなる文化施設の整備

復興のシンボルともなる文化の拠点として、**神戸アートビレッジセンター**（H8.4開館）や**兵庫県立美術館「芸術の館」**（H14.4開館）が整備された。また、平成17年秋のオープンを目指して、**芸術文化センター**の整備も着実に進んでいる。

(産業雇用)**(9) (財)新産業創造研究機構など産業復興を推進する組織・仕組み**

(財)**新産業創造研究機構**（NIRO）や(財)**阪神・淡路産業復興推進機構**（HERO）が設置され、被災地の産業復興を目指したベンチャー支援や新産業創造、産学連携など各種の取り組みが展開された。

(10) 雇用就業対策等による生活支援の推進

被災地しごと開発事業による被災中高年齢者の自立支援や、**いきいき仕事塾**の開設による生きがいづくりなどの生活支援が行われた。

Hyogoしごと情報広場や**地域労働相談・しごと情報広場**が設置され、しごとに関する情報提供・相談等の就職支援が実施された。

震災によりやむを得ず休業等に追い込まれた事業所の被雇用者の生活を守るため、通常の失業給付と同様の基本手当の特例支給や、雇用保険未加入事業所の2年を限度とした遡及適用など、**雇用保険制度の特例措置**が実施された。

(11) コミュニティ・ビジネスなど新しい働き方への支援

コミュニティ・ビジネスの立ち上げへの支援や「生きがいごとサポートセンター」による情報提供・相談など、新しい働き方への支援の取り組みが展開された。

(防 災)

(12) 24時間監視・即応体制の確立と自衛隊等関係機関との連携強化

兵庫県では、知事直轄の危機管理の専門職として、全国初の「防災監」が設置され（H8 4）、国や他府県等においても防災・危機管理に係る組織体制の整備が進められている。また、災害時の中枢拠点である**災害対策センター**や**災害待機宿舎**が整備され、**24時間監視・即応体制**が確定された。

県、市町や消防、警察、自衛隊等の関係機関の間で、防災情報を共有し、災害時における迅速な意思決定を支援する**フェニックス防災システム**の整備や訓練等を通じて相互の連携強化が進んでいる。

(13) 広域防災拠点の整備

災害時の救援・救助活動の拠点となる広域防災拠点の整備を進められ、**西播磨ブロック拠点**（H11 3）、**但馬ブロック拠点**（H13 8）の供用を開始。全県拠点となる**三木震災記念公園**では、学習・訓練ゾーンの**広域防災センター**が開設された（H16 4）。総合防災公園ゾーンは、平成17年度のオープンを目指して整備が進められている。

(14) 神戸東部新都市における国際的機関等の集積

神戸東部新都心において、**人と防災未来センター**や**WHO神戸センター**をはじめとする防災、人道支援、保健、医療、環境等の**国際的機関等の集積**が進んでいる。

* 神戸東部新都心に集積する国際的機関等

- ・人と防災未来センター
- ・アジア防災センター
- ・WHO神戸センター
- ・JICA兵庫国際センター
- ・国際連合人道問題調整事務所（OCHA）神戸
- ・国際連合地域開発センター防災計画兵庫事務所
- ・地震防災フロンティア研究センター
- ・国際エメックスセンター
- ・アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）センター
- ・（財）地球環境戦略研究機関（IGES）関西研究センター
- ・兵庫県災害医療センター
- ・日本赤十字社兵庫県支部
- ・兵庫県こころのケアセンター

(まちづくり)

(15) 高規格道路網の整備など多元・多重の総合交通体系の整備

明石海峡大橋の開通(H10.4)に合わせ、西神自動車道、阪神高速北神戸線(伊川谷JCT～有馬口)、同湾岸線(名谷JCT～垂水JCT)などが開通した。その後、阪神高速北神戸線の全線開通(H15.4)、同山手線(白川JCT～神戸長田JCT)の開通など、**高速性・代替性を備えた高規格道路網**の整備が進んでいる。神戸電鉄三田線(岡場～田尾寺)の複線化(H10.3)、JR播但線(姫路～寺前)の電化・高速化(H10.3)、**神戸市営地下鉄海岸線**の開通(H13.7)など代替性を備えた**鉄道の多重化**が推進された。

神戸港は、わが国初の水深15メートルの**大水深バース**を備えたコンテナターミナルの整備(H8.4)、国際流通センターの供用開始(H11.4)など、港湾機能の強化が推進された。

(16) まちづくり協議会等による住民主体のまちづくりの推進

被災地では、**まちづくり協議会**などによる**住民主体のまちづくり**が展開され、地域の**文化や景観、緑**などを生かした取り組みへの支援等も実施された。震災を契機に、商店街のアーケード撤去によるリニューアルや交流広場づくり、多彩なイベントの開催や地域の名物づくりなど、**まちづくりと一体となった商店街の活性化**の取り組みが展開された。

(17) 西宮浜・南芦屋浜など地域の特色を生かした新都市づくり

西宮浜や南芦屋浜等では、住宅を中心とする居住性の高い都市づくり、**ポートアイランドⅡ期地区**では、キメックセンターや神戸国際ビジネスセンター、先端医療センターなど研究機関や産業の集積した都市づくり、**尼崎臨海地区**では、**尼崎21世紀の森構想**に基づく環境共生型のまちづくりが進展している。

(18) 六甲山系グリーンベルト整備等の推進

六甲山麓地域の市街地に隣接する山腹斜面一帯を一連の防災樹林帯として整備する「**六甲山系グリーンベルト整備事業**」などの取り組みが進んでいる。

(震災の経験と教訓の継承・発信)

(19) 震災の経験と教訓を継承・発信する取り組みの推進

神戸の冬の風物詩として定着した**神戸ルミナリエ**、**淡路花博ジャパン・フローラ2000**の開催、**See阪神・淡路キャンペーン**、**1.17ひょうごメモリアルウォーク**など、大震災からの復興をアピールし、教訓を未来に語り継ぐ取り組みが展開された。

復興10か年の取り組みの成果と課題を検証し、次世代に提言する**復興10年総括検証・提言事業**、復興の歩みを振り返り、その成果を確認し、支援や励ましへの感謝の気持ちを表す**震災10周年記念事業**が展開されている。

(20) 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの開設

阪神・淡路大震災の経験と教訓を後世に継承し、国内外の災害による被害の軽減に貢献するとともに、いのちの尊さや共生の大切さを発信する施設として、**人と防災未来センター**が開設され、実戦的な調査研究や人材育成・新潟県中越地震などの被災地への専門家派遣などが実施されている。

1. 災害への備えと先導的取り組みの定着化

(1) 「復興」の位置づけと制度的・財政的保障

復興事業に対する国の財政的支援等を明確にした**特別法の法制化は実現しなかった**。

災害応急対策や災害復旧については、災害対策基本法等で、一定の制度的な保障がなされているものの、「復興」については、今日においても、その**概念すら不明確**である。

復興に関する**基本法の制定**、将来の災害における**復興基金**の仕組みの制度化など、**地方主体の復興**が制度的にも財政的にも保障されることが必要である。

(2) 実戦的・広域的な危機管理体制の構築

震災の経験と教訓を踏まえて危機管理体制の整備が図られてきたが、都道府県災害対策本部長（知事）の権限等を含めた災害対策本部体制の充実強化や防災を支える人材の育成、各種訓練の充実、防災ボランティアのマネジメントシステムの確立など、より**実戦的な危機管理体制**の構築が必要である。

近い将来に発生が懸念される東海・東南海・南海地震など広域にわたる大規模災害に備えて、**都道府県域を超えた広域的な危機管理体制**の確立が必要である。災害による被害を軽減するため、防災関係機関相互や行政と住民等との間で、迅速・的確に、**情報の収集・伝達・共有化を図る仕組みづくり**を推進することが必要である。

(3) 応急救助や生活・住宅再建支援の充実

社会経済情勢や被災者ニーズの変化等の考慮し、現行の現物給付を基本とした**応急救助のあり方の見直し**や、公的な**復興支援制度のパッケージ化（一括提示）**などの仕組みの検討が必要である。

被災者生活再建支援法の制定及び拡充（居住安定支援制度）により、被災者の生活・住宅再建支援の仕組みづくりは進んだが、住宅再建に向けた**住宅本体への支援**や、住宅所有者間の相互扶助を基本とした**共済制度の仕組み**など、さらなる制度・仕組みの充実が必要である。

災害時における食料や飲料水の確保、上下水道・電気・ガス・情報通信基盤施設の早期復旧、迅速な仮設トイレの設置や災害廃棄物の処理、避難所の円滑な運営や早期の住宅の確保など、災害時における**被災者の生活基盤を支える仕組みの充実**が必要である。

(4) 住宅や公共施設の耐震化

住宅や公共施設の耐震診断が進んできているが、今後、的確な検査体制のもと、**住宅の耐震改修への支援**や**公共施設の計画的な耐震改修**を推進することが必要である。

(5) 震災を契機にした先導的な取り組みの定着・発展

震災を契機に広がった**ボランティア等による活動**や**まちづくり協議会**や**自主防災組織等による活動**、**コミュニティ・ビジネス**などの新しい働き方、**コレクティブ・ハウジング**などの新しい住まい方など、本格的な成熟社会を支える先導的な取り組みを、今後さらに**定着・発展**させることが必要である。

2 . ポスト復興10年に残された課題

(6) 被災高齢者の自立支援

生活援助員（LSA）や高齢世帯生活援助員（SCS）をはじめとする各種支援者による被災高齢者の見守り体制を整備してきたが、これらの成果を踏まえながら、新たな地域ケアシステムや、地域住民による支え合いのしくみなど、将来の超高齢社会に向け、高齢者の自立を支援するしくみづくりが必要である。

(7) 市街地の再生・まちのにぎわいの回復

被災地の市街地の再生は着実に進んでいるが、新長田駅南地区など未完了の復興市街地整備事業の早期完了を目指すとともに、事業の遅れに伴う住宅再建等への支援の継続のほか、再開発ビルや区画整理地の利用促進を図ることが必要である。

震災や景気低迷・消費者ニーズの変化などにより、商店街等を取り巻く環境は厳しさを増しているが、やる気・意欲のある商店街等によるにぎわいづくりやコミュニティ機能の向上のための取り組みと支援が必要である。

(8) 貸付金等の償還対策

災害援護資金や生活福祉資金、小口資金、中小企業の災害復旧資金等の返済が困難な被災者や事業者に配慮し、据置期間延長と連動した貸付期間の延長等の償還対策が必要である。

3 . 震災の経験と教訓の継承・研究・発信

復興10年総括検証・提言事業を通じて得られた震災の教訓を、国内外に発信することはもとより、それらの経験と教訓を踏まえた新たな制度や仕組みの具体化を図ることが必要である。

今後とも、検証結果や提言も踏まえた大震災についての総合的な調査研究を官民がともに深め、その成果を将来の大規模災害に対する減災や復興に生かしていくことが重要である。

被災地として、「1月17日は忘れない」ための取り組みや人と防災未来センターの活動などを通じて、震災の経験と教訓を語り継ぎ、全国、全世界、そして後世に生きる人々と共有していかなければならない。

3 . 提言の基調

阪神・淡路大震災から10年間の創造的復興の取り組みについて、総括検証、健康福祉、社会・文化、産業雇用、防災、まちづくりの6分野54テーマにわたって、検証担当委員による検証・提言がなされた。

ここでは、これらの検証・提言に共通する基本的な考え方や方向性などを、未来への提言の基調としてとりまとめた。

私たちは、今回の総括検証を通じて、誰もが**安全で安心**して暮らせるまちづくりを進めるとともに、すべての人がともに生きることを実感できる「**共生**」社会を実現していくことの大切さを痛感した。これは、震災の経験と教訓から導き出された、今後の社会づくりの目標像ともいえよう。

そして、このような安全で安心な共生社会をつくっていくためには、災害時における**地方主体の復興**はもとより、平時から、地方が、住民の主体的な参画を得ながら、自律的・独創的な地域づくりを進めることができるよう、**地方分権**を一層推進するとともに、県民と県民、県民と行政のパートナーシップを確かなものとし、**参画と協働**に基づく地域づくりを展開していくことが重要である。

また、安全で安心な共生社会の実現に向けた具体的な取り組みとしては、震災の教訓を踏まえた**実戦的な危機管理体制を構築**するとともに、成熟社会における大規模災害からの**応急救助や生活・住宅再建支援の仕組みの充実**、復興過程で先導的に取り組んだ**高齢者等の「災害弱者」への対応**のさらなる発展を図っていくことが必要である。

加えて、震災を契機にした新たな取り組みの成果や地域のポテンシャルを最大限に生かしながら、**地域の活力とにぎわいづくり**を進めるとともに、**文化や街並み・景観を生かした個性豊かなまちづくり**を推進することが望まれる。

さらには、災害時はもとより平時から、**地域間の連携・交流や国際防災協力を推進**することも求められる。

私たちは、被災地の責務として、**震災の経験と教訓**を、地域を超え、時代を超えて、**継承・発信**していかなければならない。

提言の基調

震災の教訓を踏まえた今後の社会づくりの目標像

1. 安全・安心なまちづくり

災害に強いまちづくりに向けた基盤整備
コミュニティの育成と「防災協働社会」
の構築
ハード・ソフト両面にわたる「安全・安心なまちづくり」の総合的推進

2. 「共生」社会の実現

コミュニティや地域団体等の再評価・活性化
様々な主体が支え合い、ともに生きる社会づくり
持続可能な「共生」社会の実現

取り組み

の基本

3. 地方主体の復興と 地方分権の推進

地方主体の復興とその課題
「地方主体の復興」を支える
制度的・財政的保障
自律的・独創的な地域づくり
に向けた、地方主体の復興
と地方分権の推進

4. 参画と協働の推進

自律的市民社会を支える仕
組みの萌芽
「新しい公」と、参画と協
働の地域づくり
県民と県民、県民と行政のハ
ートナーシップによる参画と協働

目標実現のための取り組み

5. 実戦的な危機管理体制の構築

震災を教訓とした危機管理体制
の充実
実戦的かつ広域的な危機管理体制
の構築
真に実効性ある危機管理体制に
向けた取り組みの推進

6. 応急救助や生活・住宅再 建支援の仕組みの充実

震災を契機にした新たな生活・
住宅再建の仕組みづくり
大規模災害に備えた「自助」「共
助」「公助」の仕組みの充実
成熟社会における応急救助や生活
・住宅再建支援の仕組みの構築

7. 高齢者等の「災害弱者」 への対応

災害弱者へのきめ細かな対応や
新たな取り組みの展開
震災を契機にした先導的な取り
組みの充実
高齢者等が生きがいを持って暮
らせる新たな仕組みの構築

8. 地域の活力とにぎわいづくり

震災を契機とした新たな取り組
みの展開
産業復興の仕組みづくりと産業
構造改革
地域の個性や資源を生かした地
域づくり

9. 文化や街並み・景観を生か した個性豊かなまちづくり

震災からの文化や街並み等の再生
震災の教訓を生かした取り組み
の発展
文化や街並み・景観を生かした個
性豊かなまちづくりの推進

10. 地域間の連携・交流

全国的な連携・ネットワークの広がり
被災地への支援ネットワークの構築
危機管理の視点にも立った連携
・交流の仕組みの定着
地域間の連携・交流の着実な推
進

11. 国際防災協力の推進

国際的な防災協力・連携の広がり
震災の教訓を踏まえた防災協力
の仕組みづくり
国際社会が連携した国際防災協
力の推進

12. 震災の経験と教訓の継承・発信

「災害文化」の醸成
震災の経験と教訓の継承・活用
「1.17は忘れない」ための取り組みの展開

阪神・淡路大震災は、これまでのまちづくりにおいて、「利便」「効率」「成長」が重視され、「安全・安心」の視点がおろそかにされてきたことへの大きな警告を發した。人々の間に蔓延していた「安全神話」は、近代都市の構造物とともに一瞬にして崩れ去り、共同体意識が希薄になっていた都市生活の脆さも明らかになった。

こうした反省のうえに立って、被災地では、堅牢でしなやかな都市基盤や、「自助」「共助」「公助」による救助の仕組み、地域のセーフティネットが整った「安全・安心なまち」を目指して、取り組みが進められてきた。

（災害に強いまちづくりに向けた基盤整備）

まちづくりにあたっては、あらゆる面にわたり、災害や事故等を想定したネットワーク等の多重化や代替性の確保に配慮しつつ、①交通インフラやライフラインをはじめとする都市の防災構造を強化するとともに、②広域的な視点に立った多核ネットワークの形成、③住宅や公共施設等の耐震化、構造物の検査体制の充実、④防災拠点や災害救急医療拠点の整備、⑤ユニバーサルデザインのまちづくり、⑥水と緑のネットワーク化を図るなど、継続的、長期的に、災害に強いまちへと変貌させていくことが重要である。

そのため、明確な減災目標を設定したアクションプログラムを作成するなど、体系的かつ戦略的に取り組むとともに、とりわけ、既存建築物の耐震診断・耐震補強について、効果的な促進策を確立することが急務である。

（コミュニティの育成と「防災協働社会」の構築）

また、一人ひとりの生活のなかに、減災の思想が根付き、ともに協力して災害に強い地域社会づくりを進めることも重要である。

そのため、防災情報の共有化、防災教育・防災学習の充実、地域の安全・安心を支える人材の育成などにより、地域力・市民力を高め、危機管理機能や福祉機能を有するコミュニティを育成するとともに、自主防災組織やまちづくり協議会をはじめ行政、企業、地域団体、NPO/NGO等、地域社会を支える様々な主体が連携した「防災協働社会」を構築する必要がある。

（ハード・ソフト両面にわたる「安全・安心なまちづくり」の総合的推進）

近年、犯罪や青少年の非行の増加、テロや民族紛争等による国際情勢の緊迫化、世界的な地震や洪水等の自然災害の多発など、我々の社会を取り巻く状況は、混迷と不安の度合いを深めている。

とりわけ、震災から10年目となる平成16年には、度重なる台風等による風水害や新潟県中越地震等、災害が頻発し、また、近い将来には、東海・東南海・南海地震をはじめとする大規模な自然災害の発生が懸念されている。

我々は、こうした自然災害に備えて、防災はもとより、医療、看護、福祉など幅広い分野において、誰もが安全で安心して暮らせる地域づくりに向けた先導的取り組みをさらに発展させながら、様々な主体の参画と協働によって、ハード・ソフト両面にわたる継続的な取り組みを進めていかなければならない。

阪神・淡路大震災の直後には、被災現場での被災者相互の助け合い、避難所等での励まし合いや支え合いなどによって、多くの人々の生命が救われるとともに、人々の心身の安定や元気の回復につながった。また、全国から駆けつけた延べ138万人のボランティアをはじめ、国内外から様々な支援の手が差し伸べられた。

震災からの復興にあたっては、高齢化・成熟化が進む21世紀に向けて、人と自然、人と人、人と社会が調和する『共生社会』を目指して取り組んできた。

- ・一人ひとりが主体的に自らの生活を創造しながら共に生きる社会
- ・阪神・淡路地域の持つ文化的風土のうえに立ちながら外国にも開かれた社会
- ・自然への畏敬の念を持ち、自然と共生しながら、命を守り育む、アメニティ豊かな社会

（コミュニティや地域団体等の再評価・活性化）

復旧・復興の過程では、自治会や婦人会、消防団など地域住民による団結や協力が、被災現場や避難所等での対応に功を奏し、また、コミュニティにおける人と人の結びつきが、安全・安心や生きがいを創り出すことを確認した。このようなコミュニティや地域団体の果たす役割を再評価するとともに、さらなる取り組みの活性化を図っていくことが求められる。

（様々な主体が支え合い、ともに生きる社会づくり）

加えて、震災を契機に広がったNPO/NGO等による活動をさらに充実していくための仕組みづくり、まちづくり協議会等による住民主体のまちづくり、震災後、飛躍的に組織率を伸ばした自主防災組織における活動の活性化などを進めていくとともに、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの視点も踏まえながら、年齢、性別、国籍等を異にする様々な人々が、いきいきと元気に支え合い（エンパワーメント）ともに生きる社会を創造していくことが重要である。

（持続可能な「共生」社会の実現）

このような助け合い、支え合い、ともに生きる「共生」の大切さは、大震災から学んだ大きな教訓の一つである。また、それは、少子・高齢化やグローバル化、地球環境問題等の進展に伴い、県民ニーズが多様化・複雑化する中で、本格的な成熟社会を支える社会原理となるものであり、ひいては、「安全・安心なまちづくり」にもつながるものでもある。

今後とも、自律した人々が、地域、世代、民族、文化を超えて連帯するとともに、「水と緑のネットワークの形成」など、自然環境の保全・創造や循環型社会づくりを進めながら、すべての人々がともに生きることを実感できる持続可能な「共生」社会の実現に向けて取り組んでいかなければならない。

阪神・淡路大震災からの復興にあたっては、国の阪神・淡路復興委員会からの提言を踏まえ、関東大震災時のような中央主導による復興ではなく、地元主体の復興を政府が支援するという方針がとられた。

（地方主体の復興とその課題）

このため、県や被災市町が中心となった復興計画づくりが進められたほか、復旧・復興事業に対して、国からの大規模な財政支援や各種の特例措置が講じられた。

また、震災後に設立された阪神・淡路大震災復興基金は、被災者の生活支援や住宅支援等を、機動的・弾力的に行うことができる仕組みとして、被災地の復興に大きな役割を果たしてきた。

その一方で、復興事業に対する国の財政的支援等を明確にした特別法の法制化は実現しなかった。また、災害応急対策や災害復旧については、災害対策基本法等において、一定の制度的な保障がなされているものの、「復興」については、今日においてもなお、その概念すら明確にされておらず、地方による創造的な復興を進める上での制度的・財政的な壁となっている。

（「地方主体の復興」を支える制度的・財政的保障）

大規模災害からの復興にあたっては、被災した地域が、個性豊かな、旧に倍して魅力ある地域に蘇り、そこに暮らす人々に愛着を生むまちづくりが求められることから、中央による画一的な基準に拠るのではなく、災害の状況や地域特性等を考慮しながら、地方主体の復興が制度的にも財政的にも保障されることが重要である。

このため、阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、「復興」の法的位置づけや、国と地方の責任や権限、役割分担などを明確にするための「復興」に関する基本法の制定のほか、復興基金の仕組みの制度化などについて、取り組んでいくことが望まれる。

（自律的・独創的な地域づくりに向けた、地方主体の復興と地方分権の推進）

国と地方の新たな関係を構築するための三位一体改革が進められているなか、災害時における地方主体の復興はもとより、平時から、地方が住民の主体的な参画を得ながら、自律的・独創的な地域づくりを進めることができるよう、今後とも、一層の地方分権を推進していかなければならない。

阪神・淡路大震災の直後には、被災者同士の助け合い、自治会や消防団など地域コミュニティを軸とした支え合いや協力に加え、全国から約138万人ものボランティアが被災者への支援に駆けつけた。このことから、平成7年は「ボランティア元年」と称され、「防災とボランティアの日（1月17日）」「防災とボランティア週間（1月15日～21日）」が制定された。

（自律的市民社会を支える仕組みの萌芽）

その後、震災を契機として生まれ広がってきたNPO/NGO等による地域力・市民力を生かした活動の全国的な展開に伴い、平成10年12月には、特定非営利活動促進法（NPO法）が施行され、特定非営利活動に対する制度的な仕組みも整備されつつある。兵庫県においても、平成15年4月に、県民の参画と協働の推進に関する条例が施行され、地域社会の共同利益の実現や県行政の推進への参画と協働の取り組みが進められている。

また、被災者と行政の間を橋渡しする被災者復興支援会議やNPOと行政の協働会議などの取り組みに見られるような、行政と民間の協働による現場主義に基づくニーズ把握や率先提言の仕組み、各種団体・グループ、NPO/NGO等が結集し、生活復興県民運動として、きめ細かい取り組みを展開してきた生活復興県民ネットの活動、行政とまちづくり協議会の協働による地域づくりの合意形成の仕組みなど、これからの市民社会に対応した行政と民間の連携による取り組みも進んできている。

（「新しい公」と参画と協働の地域づくり）

今後の成熟社会における地域づくりにあたっては、このような震災を契機にした市民社会意識に根ざした取り組みや仕組みづくりをさらに発展させ、県民一人ひとりが自分たちの地域に関わり、みんなで「新しい公」を創出するとともに、地域課題の解決を図るため、「参画と協働」による地域づくりに積極的に取り組んでいくことが重要である。

そのため、①地域団体、NPO/NGO等の多様な主体のパートナーシップを確立するためのネットワーク化や中間支援組織への支援、②県と市町の適切な連携と役割分担、③組織ではなく活動そのものに着目した地域づくり活動への支援の仕組みの再構築、④県民の目に見える形での政策形成・実施の仕組み・基準づくりなどを進めていくことが求められる。

（県民と県民、県民と行政のパートナーシップによる参画と協働）

このような取り組みを通じて、県民主役のもと、県民相互、県民と行政のパートナーシップをより一層確かなものとし、人と人、地域と地域をつなぐ多彩な協働を拡げ、参画と協働に基づく地域づくりを進めていかなければならない。

阪神・淡路大震災では、国や地方公共団体の初動体制や、自衛隊をはじめ防災関係機関の連携等、危機管理体制のあり方が問われた。大震災から、応急・復旧及び復興対策にわたる数多くの教訓を得たが、そのなかでも、平素からの十分な備えがなければ、いざ災害が起きた時に、迅速かつ的確に対応することは困難であるという教訓は、とりわけ重要なものである。

（震災を教訓とした危機管理体制の充実）

兵庫県では、こうした教訓を踏まえ、地域防災計画を抜本的に見直すとともに、災害対策活動の中核拠点として、全国自治体初の防災専用庁舎である災害対策センターを開設し、24時間監視・即応体制がとられている。また、迅速な要員参集のための災害待機宿舎や、関係機関が防災情報を共有する災害対応総合情報ネットワークシステムの整備、さらには、広域防災センターや災害医療センターなど、危機管理体制を支える基盤整備が進展するとともに、市街地型訓練や図上訓練など実戦的な防災訓練が展開されるに至っている。

（実戦的かつ広域的な危機管理体制の構築）

今後、平成16年台風第23号による災害や新潟県中越地震等における対応状況なども考慮しつつ、①都道府県・市町村や、消防、警察、自衛隊等の防災関係機関の連携強化や情報共有化の徹底、②迅速な避難誘導體制の確立、③緊急輸送路や陸・海・空にわたる緊急交通網の充実、④防災ボランティアのマネジメントシステムの確立、⑤防災対策を支える人材の育成など、より実戦的な危機管理体制の構築を目指す必要がある。

また、今世紀前半に発生する可能性が高い東海・東南海・南海地震など、津波を伴い、広域にわたる大規模災害に備えて、災害時の組織形態や指揮命令系統、関係機関間の組織間調整、応援体制など、様々な観点から検討を加え、都道府県域を超えた広域的な危機管理体制の確立に努める必要がある。

（真に実効性ある危機管理体制に向けた取り組みの推進）

将来にわたり、危機管理体制を真に実効性あるものにするには、危機管理に関する計画やマニュアルの作成から、研修・訓練の実施、さらには計画・マニュアルの評価に至る循環システムを確立し、絶えざる点検強化に取り組まなければならない。

阪神・淡路大震災は、高齢化が進む成熟社会を襲った震災であり、災害救助法が制定（昭和22年）された当時とは、社会経済情勢が大きく変化していることから、被災高齢者など厳しい状況に置かれた被災者にとって、これまでのような自力復興はなかなか困難なものとなった。

（震災を契機にした新たな生活・住宅再建支援の仕組みづくり）

このため、高齢者世帯などをはじめとして、厳しい状況に置かれた被災者の生活再建を支援するため、生活復興資金の貸付や阪神・淡路大震災復興基金を活用したきめ細かい生活支援・住宅支援などが実施された。また、平成10年5月に、被災者生活再建支援法が成立し、法律の付帯決議を受けて、被災地では、被災者自立支援金制度が創設された。住宅再建支援については、平成16年4月に同法が改正され、国の居住安定支援制度が創設されたが、住宅本体への支援が課題として残されている。

（大規模災害に備えた「自助」「共助」「公助」の仕組みの充実）

このように、阪神・淡路大震災を契機として、新たな被災者支援の仕組みづくりが進みつつあるが、近い将来に発生が予測されている東海・東南海・南海地震等の大規模災害に備えるためにも、今後さらに、制度や仕組みの充実を図っていくことが急務である。

そのため、現物給付を基本とした応急救助のあり方の見直しや、生活再建のスピードに柔軟に対応できる貸付金制度の創設、生活復興にかかる公的支援制度のパッケージ化と一括提示などの仕組みづくりを進める必要がある。

とりわけ、住宅再建支援については、地震保険などの自助努力や公的な支援だけでは限界があることから、住宅所有者間の相互扶助を基本とする共済制度の仕組みなど、「自助」「共助」「公助」が一体となった仕組みを構築することが求められる。

（成熟社会における応急救助や生活・住宅再建支援の仕組みの構築）

今後とも、災害救助法や被災者生活再建支援法等の運用状況や、地震のみならず自然災害における被害の実態、被災者のニーズなどを踏まえつつ、多様な選択肢の準備や制度の弾力的運用など、復興過程全体を見据えて、成熟社会における災害からの応急救助や生活・住宅再建支援の仕組みを構築していかなければならない。

阪神・淡路大震災の直後においては、高齢者や障害者、病弱者、外国人などのいわゆる「災害弱者」は、安全な場所への避難や、避難所での生活において困難が生じた。

（災害弱者へのきめ細かな対応や新たな取り組みの展開）

震災からの復興にあたっては、特別養護老人ホームの緊急整備や、ケアハウス、高齢者グループホーム、障害者施設の整備、外国人県民情報センターによる生活情報等の提供など、災害弱者へのきめ細かい対応が図られた。

特に、応急仮設住宅やその後の災害復興公営住宅においては、被災高齢者の閉じこもりや孤独死などの問題が生じたことから、生活援助員（LSA）や高齢世帯生活援助員（SCS）、いきいき県住推進員、民生委員・児童委員など各種の支援者による見守り活動が進められるとともに、看護ボランティアによる「まちの保健室」の活動、NPO/NGO等やグループ等による被災高齢者の仲間づくりや生きがいづくりへの支援の取り組みが進められてきた。

さらに、震災によるトラウマやPTSD（心的外傷後ストレス症候群）などに対しては、被災者のこころのケアに対応するセンターや健康福祉事務所のこころのケア相談室の設置、児童生徒のこころのケアに対応する教育復興担当教員の配置などのほか、平成16年4月には、こころのケアに関する全国的な拠点となる兵庫県こころのケアセンターが設置された。

（震災を契機にした先導的な取り組みの充実）

今後は、震災を契機にして、本格的な少子・高齢社会における諸課題を先取りする形で実験的・先導的に進められてきたこのような取り組みをさらに充実させていくことが重要である。

そのため、これらの取り組みの成果や課題を踏まえながら、①新たな地域ケアシステムの構築、②情報機器等を活用した見守りシステムの充実、③地域住民同士による支え合いのシステムづくりや温かいコミュニティづくり、④こころのケア対策の充実や情報提供のシステム化などを進める必要がある。

（高齢者等が生きがいを持って暮らせる新たな仕組みの構築）

このような取り組みを通じて、大規模災害時における「災害弱者」はもちろん、平時においても、高齢者や障害者等が暮らしやすく、生きがいを持って生活できるよう、震災の経験と教訓を生かした新たな仕組みを構築し、さらに定着、発展させていかなければならない。

震災によって大きな打撃を受けた被災地の産業は、その後の復興特需の消滅や全国的な景気低迷の影響を受けながらも、新しい再出発に懸命の努力を重ね、官民の各種の文化活動とも結んで、地域の活力とにぎわいの回復に大きく貢献してきた。

（震災を契機とした新たな取り組みの展開）

震災からの産業復興にあたっては、中小企業総合相談所による支援や、県、市、政府系金融機関等による災害復旧資金貸付等の金融支援、復興支援工場の設置、災害復旧高度化事業を活用した被災商店街等の基盤施設整備など、被災地の一日も早い産業基盤の復旧・再生が図られた。

同時に、21世紀の成熟社会に向けた新たな産業構造を構築することを目指し、エンタープライズゾーン構想の提案がなされたほか、①産業復興条例（産業集積条例）の制定とその後の構造改革特区の設置、②中小企業・地場産業の新分野進出・経営革新、③商店街等のコミュニティ機能を高めるソフト事業や集客イベント等の展開、④事業規模全国トップの「新産業創造プログラム」、⑤(財)新産業創造研究機構や(財)阪神・淡路産業復興推進機構などによるベンチャー企業の育成や産官学連携の取り組みなど、被災地の未来を拓く新たな取り組みが進められてきた。また、震災後のボランティア等による活動から発展したコミュニティ・ビジネスの広がりや、政労使三者による兵庫型ワークシェアリングの推進などのほか、被災地内外から約500万人が訪れる神戸ルミナリエは、神戸の冬の風物詩として定着している。

（産業復興の仕組みづくりと産業構造改革）

今後は、震災の経験と教訓を踏まえながら、将来の大規模災害時における産業復興に向けた仕組みづくりを進めるとともに、新しい発展に向けた産業構造改革への取り組みをさらに推進していくことが重要である。

そのため、産業復興を支援する総合的なマネジメント・システムや復興地域金融システムの構築、災害時ワークシェアリングなどの検討を進めるとともに、中小企業等の経営革新・第二創業の一層の推進、商店街の地域への回帰、規制緩和の積極的な推進、観光プロモーションの革新などを進めていく必要がある。

また、被災地各地では、市街地に点在する空き地等を活用して、「花・緑」による景観形成やイベント等の開催など、まちのにぎわいを創出する取り組みが行われているが、このような県民の創意工夫による地域づくりの取り組みを、今後とも一層展開していくことが求められる。

（地域の個性や資源を生かした地域づくり）

こうした取り組みを通じて、産業・雇用のセーフティネットを確保しながら、地域の個性や資源を最大限に生かし、活力とにぎわいを創出する地域づくりを進めていかなければならない。

阪神・淡路大震災は、文化財や文化施設等の文化資源や街並み・景観を破壊したが、行政や地域の人々、団体等の協働のもと、その再生に向けた取り組みが展開された。

（震災からの文化や街並み等の再生）

被災地では、震災直後から、被災者を励ますためのコンサートや演劇公演・展覧会などが行われ、震災で傷ついた被災者の心を癒すとともに、震災で一時途切れた伝統的な祭りの復活や、震災によって減少した芸術文化の鑑賞・発表機会を拡充するための支援などの取り組みは、被災者に勇気を与え、夢と希望につながった。

また、震災で被害を受けた指定文化財をはじめとする文化財や、美術館・博物館等の文化施設・文化ホール等は、早期に復旧したほか、復興のシンボルとなる文化の拠点として、神戸アートビレッジセンター（H8 4開館）や県立美術館「芸術の館」（H14 4開館）がオープンするとともに、平成17年秋の開館を目指して、芸術文化センターの整備も進んでいる。

さらに、神戸・北野町の近代建築や灘の酒蔵など歴史的景観の再生が進められるとともに、景観ルネサンス・まちなみ保全事業やまちなみ緑化事業が実施され、地域独自の街並みや景観の保全に向けた取り組みも進んでいる。

（震災の教訓を生かした取り組みの発展）

今後は、このような震災の教訓を生かした取り組みをさらに発展させ、芸術文化や文化財を生かした地域づくり、人づくりや、景観形成を考慮したまちづくりを進めていくことが重要である。

そのため、①文化活動を担う人材や団体の活動を支える仕組みづくり、②芸術文化施設の創造・発信機能の強化や施設運営への住民参画の促進、③文化財を活用した地域づくりや防災性の向上、④住民と行政が連携した街並み・景観に配慮したまちづくりの推進などの取り組みを進めていく必要がある。

（文化や街並み・景観を生かした個性豊かなまちづくりの推進）

地域の祭りなどの伝統文化、音楽や演劇などの芸術文化、地域固有の街並み・景観などは、地域の個性を形成するとともに、地域に住む人々に、やすらぎやうるおい、安心や元気を与えることから、今後とも、地域の様々な主体の参画と協働のもとで、総合的な地域文化の振興や、街並み・景観を生かした個性豊かなまちづくりを進めていかなければならない。

阪神・淡路大震災の直後には、国や全国の自治体から、多くの応援職員や支援チーム等が被災地に派遣されたほか、電力・ガス業界や生協等の全国的なネットワークを活用した支援も行われ、被災地の復旧・復興に大きく貢献した。また、全国各地から延べ138万人ものボランティアが駆けつけ、避難所等で炊き出しを行うなど、被災地の各地で活躍した。

（全国的な連携・ネットワークの広がり）

震災後、全国的に、自治体間の相互応援に関する協定が急増しており、その中には、平時における地域間交流が契機になったものも少なくない。また、平成16年の台風第23号による風水害や新潟県中越地震の際にも、行政職員や人と防災未来センターの専門家等による支援チーム等が、被災地に迅速に派遣されたほか、ボランティアやNPO/NGO等も、被災地にいち早く駆けつけ、支援活動を行うなど、全国的な連携・ネットワークの輪が広がっている。

（被災地への支援ネットワークの構築）

今後、阪神・淡路大震災の経験と教訓を生かし、大規模災害が発生した際には、人と防災未来センター等の防災関係機関が連携して、速やかに、支援チーム等を被災地に派遣し、必要な支援を行なうためのシステムづくりやネットワークづくりが求められる。

（危機管理の視点にも立った連携・交流の仕組みの定着）

さらに、阪神・淡路大震災では、日頃から交流のあった農山漁村地域からの水や食糧の供給などといった支援も見られたが、近年では、グリーンツーリズムやブルーツーリズム、都市部の商店街と郡部の農家等の連携などの都市と農山漁村の交流が広がりにつつある。こうした動きを、一過性の自然体験等の取り組みにとどまらず、地域特性やポテンシャルを生かしながら、危機管理の視点にも立った継続的な連携・交流の仕組みとして定着させていくことが必要である。

（地域間の連携・交流の着実な推進）

日常的な交流の中で形成される人的・物的なネットワークは、非常時に大きな力を発揮することが期待される。我々は、今後とも、防災・産業・ツーリズムなど様々な分野において、地域間の連携・交流を着実に進めていかなければならない。

阪神・淡路大震災以降、世界各地では、トルコ北西部大地震、台湾大地震、インド南西部大地震、イラン南東部大地震などをはじめとする大規模災害が頻繁に発生しており、防災や災害からの復興は、時代や地域、民族の違いを越えた世界共通の課題である。

（国際的な防災協力・連携の広がり）

これらの被災地に対しては、①災害義援金による支援のほか、②阪神・淡路大震災の応急・復旧・復興対策に従事したスタッフによる支援チームの派遣や震災の経験と教訓に基づく助言、③震災時に建設され、所期の目的を果たした応急仮設住宅の海外被災地への提供、④JICA（国際協力機構）等と連携した防災等に関する研修生の受け入れなど、国はもとより阪神・淡路大震災の被災自治体やNPO/NGO等による国際的な防災協力活動が展開されている。

また、神戸東部新都心においては、人と防災未来センターをはじめ、アジア防災センター、国連人道問題調整事務所（OCHA）神戸、国連地域開発センター防災計画兵庫事務所などが集積し、国際防災・人道支援拠点が形成されつつあるほか、兵庫県では、米国ワシントン州及びカリフォルニア州との防災協定も締結されている。

（震災の教訓を踏まえた防災協力の仕組みづくり）

今後とも、被災地の責務として、世界各地で発生する地震等の大規模災害に対して、阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえた積極的な支援を行っていくことが求められる。

一方、防災や復興に係る体制は、国によって大きく異なっており、わが国にとって学ぶべきことが多いのも事実である。国際的な防災に関する人材育成や相互交流を充実させるとともに、震災の経験と教訓に関する資料やデータ等の多言語化、海外への発信などを進め、災害情報を共有化していく必要がある。

さらに、世界各地で発生する自然災害に対して、円滑かつ効果的に対応するため、被災国の復興等について一元的な窓口を設けて、総合的に支援するためのシステムづくりも求められる。

（国際社会が連携した国際防災協力の推進）

平成17年1月に、国連防災世界会議（兵庫・神戸会議）が神戸市で開催されるのを機に、同会議で策定される21世紀の国際防災戦略（兵庫戦略）を踏まえつつ、国際社会が連携して自然災害からの復興支援を行う際の調整機関となる「国際防災復興協力センター（仮称）」構想の実現を図るなど、人類の安全と共生に向け、今後とも、積極的に、国際防災協力を進めていかなければならない。

「災害列島」とも称されるわが国では、歴史上、地震や津波による災害が繰り返し発生するとともに、毎年のように、台風や前線による風水害や土砂災害などに見舞われている。そのため、「日本は、特殊な天変地異に絶えず脅かされなければならない運命のもとに置かれていることを一日も忘れてはならない」といった警告もなされてきた。

しかしながら、「天災は忘れた頃にやってくる」とも言われるように、人々の意識においては、大規模災害のような「非日常」の出来事であっても、時間の経過に伴い、とかく日常生活の中で忘れ去られ、風化してしまいがちである。

（「災害文化」の醸成）

こうした自然災害による被害をできるだけ軽減し、人々の悲しみや苦しみを繰り返さないためにも、我々は、日々の生活の中で、水や食料を備蓄したり、家具を固定するなどの行動を浸透、定着させ、家庭や地域、職場、学校など社会全体にわたって、災害に対する備えの意識に根ざした「災害文化」を醸成していく必要がある。

（震災の経験と教訓の発信・活用）

また、被災地では、阪神・淡路大震災からの創造的復興の取り組みについて、震災5年目に国際的検証を行うとともに、今回、我々は、この10年間の取り組みを通じて、できたこと、できなかったことを確認し、そこから得られた教訓を次世代に発信する復興10年の総括的な検証を行った。

これらの貴重な経験と教訓を、国内外に発信することはもとより、さらに重要なことは、それらの経験や教訓を踏まえた新たな制度や仕組みの具体化や普及を図り、また、検証を引き継いで、大震災についての総合的な調査研究を深め、その成果を将来発生するであろう大規模災害に対する減災や復興に生かしていくことである。そのことは、大震災を経験した被災地の責務であり使命である。

（「1月17日は忘れない」ための取り組みの継続）

阪神・淡路大震災が発生した1月17日は、「防災とボランティアの日」として定められている。被災地としても、この日を特別な日として位置づけ、「1月17日は忘れない」ための取り組みや人と防災未来センターの活動を通じて、震災の経験と教訓を永く語り継ぎ、全国、全世界、そして、後世に生きる人々と共有していかなければならない。

4 . テーマ別検証・提言の大意

1 . 総括検証分野

- (1) 「復興総括 - 復興全体の総括」
(野尻武敏・21世紀ヒューマンケア研究機構理事長)
- (2) 「復興体制 - 復興の推進体制」(伊藤滋・早稲田特命大学教授)
- (3) 「復興体制 - 復興に関する法整備等」(戎正晴・弁護士(兵庫県弁護士会))
- (4) 「復興計画 - 計画等の策定・推進」(新野幸次郎・神戸都市問題研究所理事長)
- (5) 「復興推進 - 新たに生まれた社会のしくみ」(山下淳・同志社大学教授)
- (6) 「復興推進 - 施策推進上の共通課題への対応」
(矢守克也・京都大学防災研究所助教授)
- (7) 「復興推進 - 情報発信・相談体制」
(山口一史・ひょうご・まち・くらし研究所常務理事)
- (8) 「復興資金 - 復興財源の確保」(林敏彦・放送大学教授)

2 . 健康福祉分野

- (1) 「災害救急医療の取り組み」(鵜飼卓・兵庫県災害医療センター顧問)
- (2) 「支援ニーズの高い人々の命と健康を守る看護・福祉体制」
(山本あい子・兵庫県立大学教授)
- (3) 「こころのケアの推進」(中井久夫・兵庫県こころのケアセンター長)
- (4) 「高齢者の健康づくり・生きがいづくり」(近田敬子・兵庫県看護協会会長)
- (5) 「高齢者の見守り体制整備」(松原一郎・関西大学教授)
- (6) 「被災者支援のあり方」(地主敏樹・神戸大学大学院教授)
- (7) 「コミュニティづくりの推進」(立木茂雄・同志社大学教授)
- (8) 「住宅復興における取り組み」(高田光雄・京都大学大学院教授)
- (9) 「災害復興公営住宅における取り組み」
(檜谷美恵子・大阪市立大学大学院助教授)
- (10) 「新しい住まい方における取り組み」(小谷部育子・日本女子大学教授)
- (11) 「ユニバーサルデザインのまちづくり」(市川禮子・尼崎老人福祉会理事長)

3 . 社会・文化分野

- (1) 「県民の参画と協働による取り組み」
(小西康生・神戸大学経済経営研究所教授)
- (2) 「新たな防災教育と学校防災体制」(徳山明・富士常葉大学学長)
- (3) 「被災児童生徒の心のケア」(馬殿禮子・兵庫県臨床心理士会副会長)
- (4) 「文化活動の展開」(端信行・京都橘女子大学教授)
- (5) 「女性と男性の視点からみた協働」(古山桂子・元神戸新聞社論説委員)
- (6) 「青少年の活動、青少年団体の活動」
(速水順一郎・兵庫県子ども会連合会常務理事)
- (7) 「外国人県民支援のしくみづくりと地域の国際化の推進」
(竹沢泰子・京都大学人分科学研究所助教授)
- (8) 「国際交流・協力を通じた国際性豊かな社会づくり」
(芹田健太郎・愛知学院大学教授)

4 . 産業雇用分野

- (1) 「中小企業・地場産業の活性化」(佐竹隆幸・兵庫県立大学教授)
- (2) 「商店街・小売市場の活性化」(田中道雄・大阪学院大学教授)
- (3) 「ツーリズム振興に向けた取り組み」(貴多野乃武次・阪南大学教授)
- (4) 「新産業創造と成長産業育成」(定藤繁樹・関西学院大学教授)
- (5) 「国内外企業の立地推進」(加藤恵正・兵庫県立大学経済経営研究所長)
- (6) 「多様なワークスタイルづくりを通じたしごとの創造等、しごと、雇用対策」
(下崎千代子・大阪市立大学大学院教授)
- (7) 「食料の安定供給を支える農林水産業の活性化」(内田一徳・神戸大学教授)
- (8) 「都市と農山漁村交流推進」(保田茂・神戸大学名誉教授)

5 . 防災分野

- (1) 「県域(県・市町)における防災力向上のための取り組み」
(室崎益輝・消防研究所理事長)
- (2) 「広域的な防災体制強化の取り組み」
(河田恵昭・京都大学防災研究所巨大災害研究センター長)
- (3) 「防災を担う人材の育成」(林春男・京都大学防災研究所教授)
- (4) 「自主防災組織等の活動に対する支援」(小村隆史・富士常葉大学講師)
- (5) 「防災ボランティアに対する支援」
(田中稔昭・日本災害救援ボランティアネットワーク理事長)
- (6) 「建築物の耐震化促進」(目黒公郎・東京大学生産技術研究所教授)
- (7) 「国際防災協力活動」(梶秀樹・慶應義塾大学教授)
- (8) 「総合的国民安心システム創設のための取り組み」
(廣井脩・東京大学大学院教授)

6 . まちづくり分野

- (1) 「復興まちづくりにおける取り組み」(土井幸平・大東文化大学教授)
- (2) 「復興市街地整備事業における取り組み」
(小林郁雄・阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク代表)
- (3) 「新しい都市核の形成に向けた取り組み」(角野幸博・武庫川女子大学教授)
- (4) 「街並み景観における取り組み」(鳴海邦碩・大阪大学大学院教授)
- (5) 「街並み緑化・公園整備に向けた取り組み」
(斉藤庸平・兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授)
- (6) 「豊かな自然環境の保全と創造に向けた取り組み」
(中瀬勲・兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授)
- (7) 「循環型社会づくりに向けた取り組み」(和田安彦・関西大学教授)
- (8) 「道路、港湾、鉄道、空港の整備に向けた取り組み」
(森津秀夫・流通科学大学教授)
- (9) 「河川・海岸、ダム、砂防施設等の整備に向けた取り組み」
(沖村孝・神戸大学都市安全研究センター教授)
- (10) 「上下水道、電気、ガス、情報通信基盤施設の整備に向けた取り組み」
(高田至郎・神戸大学教授)
- (11) 「社会基盤整備全般における取り組み」(小林潔司・京都大学大学院教授)

1 . 総括検証分野

1 - (1) 「復興総括 - 復興全体の総括」

(検証担当委員：野尻 武敏 (財)21世紀ヒューマンケア研究機構理事長)

① 取り組みの成果と課題

大震災からの復興にあたっては、単に旧に復するだけでなく、「創造的復興」を掲げ、新たな視点から、被災地の再生を目指すこととした。

ボランティア等による活動やまちづくり協議会、自主防災組織など震災を契機に参加民主主義の体制づくりの画期的促進がみられたが、地下空間の有効活用など実現に至らなかった提案もある。

また、被災高齢者の自立支援やまちの賑わいの回復等、引き続き取り組むべき課題もある。

② 復興過程で得られた教訓

- ア 「共生」社会の実現
- イ 成熟社会を支えるコミュニティと新しいしくみの定着・発展
- ウ 「復興」の制度的保障
- エ 地方主体の復興
- オ 安全・安心な都市づくり
- カ 災害文化の育成

③ 今後への提案

ア 県民安全・安心の日の制定等「1.17は忘れない」ための取り組みの展開
県民挙げて1.17を忘れないための取り組みを展開するため、1月17日を条例等で県民安全・安心の日として位置づけ、基金等の安定的な財源をもとに、メモリアルウォークの実施、1.17を語り継ぐための顕彰制度の創設などを通じて、大震災の教訓を伝承し、全国、全世界に発信し続けるべき。

イ 災害に強いライフスタイルの確立
震災を教訓に真に災害に強い社会を構築するため、①行政、住民等様々な主体間での防災情報の共有化の仕組みの確立、②学校教育や生涯学習における防災教育(学習)の効果的なカリキュラムの開発や内容の充実、③自主防災組織等の単位で一人ひとりの日頃のライフスタイルを安全・安心の視点から点検し、改善目標を設定する運動の展開など、情報、人材、暮らし方といった観点から、行政、企業、地域団体、NPO/NGO等が連携し、総合的な取り組みを進めるべき。

ウ 21世紀文明創造の戦略づくり
大震災で浮き彫りになった20世紀の物質文明や科学技術の脆さ、人と自然、そして社会との各人の関わりの問題点などへの反省をベースとして、科学技術と倫理の再統合や持続可能な地域社会づくりなど、今後予想される時代潮流も見据えつつ、近代文明の脆弱性を克服し、人間の尊厳を第一義に据えた21世紀文明創造の戦略づくりを推進すべき。また、総合的、実践的なシンクタンクの形成についても検討すべき。

1 - (2) 「復興体制 - 復興の推進体制」
(検証担当委員：伊藤 滋 早稲田大学教授)

① 取り組みの成果と課題

ア 地方主体による復興推進

復興委員会方式の採用等に見られるように、地元が復興計画をつくり、政府が支援するという枠組みがつけられたが、県が提案した震災復興に係る特別立法は実現しなかった。

イ 国、県、市町の復興推進体制の整備

国の阪神・淡路大震災復興対策本部、県や市町の復興本部などが設置されたほか、他府県等から短期又は中・長期で多くの応援職員が派遣された。一方、震災当時は、大規模災害を想定した復興体制の事前準備が未整備であった。

ウ 国と地元の連携の仕組み

国の現地対策本部が設置されたほか、国と県・神戸市との協議会や、神戸商工会議所との連絡会議の設置等、国と地元の連携が図られたが、国の現地対策本部においては、より機動的な対応が可能となる体制づくりが求められる。

エ 行政、関係機関、団体、企業等の連携の仕組み

地元一体となった計画づくり、復興県民会議等による県民の意見の把握などが行われたほか、被災者復興支援会議による行政と被災者をつなぐ仕組み、生活復興県民ネットによる「新しい公」「参画と協働」などの取り組みが展開された。一方、被災者団体との意見交換の在り方について工夫する必要がある。

② 今後への提案

ア 大規模災害時における復興体制・組織のモデル化と事前の体制整備

大規模災害時に速やかに復興活動が開始できるように、復興本部組織の設置等に関する条例の制定など、事前の体制準備を行うべき。

イ 防災組織体制の充実

今後、大規模災害の発生が懸念される中、さらに各省庁の力を最大限発揮し総合的な対応ができるよう、防災体制のより実効性ある運用の仕組みを検討すべき。

また、緊急対応として、広域応援による職員の大量派遣や被災自治体の臨時増員が効果的であり、そのための職員派遣や増員の手順や災害対応に係る支援マニュアルの作成を検討すべき。

ウ 現場主義に基づくニーズ把握と施策提言システムの構築

大規模災害時において、権限を持った関係省庁による現地調整事務所の設置や、県における現場ニーズの把握と施策提言を行う第三者機関の設置など、「現場主義」に基づくニーズ把握と施策提言システムを構築すべき。

エ 21世紀文明の創造を目指す総合的・実践的研究機関の形成

震災の経験と教訓を踏まえ、成熟社会にふさわしい21世紀文明のあり方に係る総合的な研究や成果の発信を行うため、地域をあげて中核的シンクタンク形成の観点から、既存の団体が総合力を発揮できる方策を検討すべき。

オ 国際協調活動による被災地への支援

被災地の復興に関し、国際防災復興協力センター（仮称）のような国際協力体制の調整システムを充実させることや、予防対策に関し、被災国における防災教育システムの構築を支援する体制を構築することなど、国連機関等の連携による被災国支援の基盤となる体制を構築すべき。

1 - (3) 「復興体制 - 復興に関する法整備等」
(検証担当委員：戎 正晴 弁護士 (兵庫県弁護士会))

① 取り組みの成果と課題

ア 復興過程における法整備等

災害対策基本法の見直しやがれき処理の公費負担、特別法等による早期復旧の推進、被災者生活再建支援法の制定及び拡充などが図られた。一方、今回の法整備は、基本的に現行法上の枠内での立法措置にとどまっている。

イ 地方主体の復興を国が支える法的枠組み

阪神・淡路復興委員会の設置など地方主体の復興体制づくりが図られたが、復興基本法など、地方主体の復興を国が支援する法的な仕組みの構築が課題となっている。

ウ 支援制度の位置づけの体系的な整理

復興基金等を活用したきめ細かな支援が展開されたが、当初の段階で、メニューの全体像が明確ではなく、さみだれ的に支援事業が実施された面もある。

② 今後への提案

ア 災害対策基本法等の点検強化

災害対策本部長の権限や実効性ある組織間調整の仕組みの具体化、地方防災会議の平時機能の強化等、広域にわたる大規模災害も視野に入れて、防災体制の一層の充実を図るべき。

イ 災害救助のあり方の見直し

災害救助法の運用にかかる都道府県知事の裁量の幅の拡大や、被災者生活再建支援法等の法整備の進展等も踏まえた災害救助のあり方の見直しを行うべき。

ウ 復興における私権制限

復興まちづくりを推進するために、一定限度の私権（財産権）の制限や借地権・借家権等の利用権に対する制約を認めるべき。

エ 大規模災害での特例措置の制度化の検討

被災市街地復興特別措置法のような恒久的立法もあったものの、多くは阪神・淡路大震災での特例として対症療法的に立法されており、がれき処理の公費負担など今後も同様の事態が予想されるものについては、恒久的な制度として整備すべき。

オ 復興についての制度的保障（復興基本法の提案）

「復興」の法的概念を確立するとともに、地方主体の復興を基本に、復興に関する制度的保障を担保するため、復興基本法の制定をめざすべき。

カ 復興施策のメニューの一括提示（パッケージ化）

当初から多様なメニューを確保する復興施策メニューの一括提示が望ましいが、その前提として、過酷な状況下にある被災者の意思決定に対する情報提供や支援策を講じるべき。

1 - (4) 「復興計画 - 計画等の策定・推進」
(検証担当委員：新野 幸次郎 (財)神戸都市問題研究所理事長)

① 取り組みの成果と課題

ア 計画策定過程における成果と課題

阪神・淡路復興委員会の提言によって、「地元主体の復興計画づくり」の枠組みが示され、「時間との戦い」という困難な状況のなか、「創造的復興」のコンセプトを明確にした計画が策定された。

今後は、より迅速に対策を策定できるよう、復興準備対策の充実を図る必要がある。

イ 計画推進過程における成果と課題

復興計画の継続的なフォローアップの実施、県民の「参画と協働」の取り組み、被災者復興支援会議など復興計画を側面的に支援する仕組みなどが講じられた。

今後の課題として、計画をより具体的に推進するための手法や、市町での計画のフォローアップに係る県と市町の連携や役割分担等を明確にする必要がある。

② 今後への提案

ア 多様な主体間の連携・協力による復興計画の策定・推進

復興計画の推進に係る行政、被災者、企業、団体等、多様な主体の連携・協力システムを構築すべき。

イ 10か年の達成状況の総括と復興計画終了後の対応の検討

被災自治体は、震災の経験と教訓を生かし、残された復興課題への対応、成熟社会を支える仕組みの定着、震災の経験と教訓の継承・発信などにつながる取り組みを継続、発展的に実施すべき。

ウ 東南海・南海地震等の大規模地震災害を想定した「復興準備計画」の策定

全国の地方公共団体に、復興準備対策を怠らないように警鐘を鳴らすとともに、兵庫県及び被災市町は、東南海・南海地震等、今後予想される大規模災害に備え、「復興準備計画」の策定も視野に入れて、先導的な取り組みを進めるべき。

エ 大規模災害時における復興計画等の策定・推進のあり方

復興計画策定にあたっての「同時並行方式」の採用、分野別アクションプログラムの策定や復興計画を効果的にフォローアップするための政策評価指標づくりのほか、都道府県と市町村の連携システムの構築などを推進すべき。

オ 復興計画終了後の施策展開及びフォローアップ

「復興課題として残された課題に対応する施策」「成熟社会を支える仕組みとして、今後定着させ、広げていくべき先導的な施策」「震災の経験と教訓を継承・発信していく施策」については、ポスト復興10年においても、継続・発展的に実施すべき。

それらの施策について実施状況や必要な方策等を検討するとともに、復興10年総括検証・提言のフォローを行うため有識者によるフォローアップ機関を設置すべき。なお、その機関は、被災者復興支援会議のようなアウトリーチ機能を併せ持つべき。

1 - (5) 「復興推進 - 新たに生まれた社会のしくみ」
(検証担当委員：山下 淳 同志社大学教授)

① 取り組みの成果と課題

ア 地域づくりの新たな担い手の登場

たくさんのボランティアが駆けつけ様々なボランティア活動が展開されたが、受入体制の構築が課題となった。

地域社会の助け合いは、いわば自然発生的に取り組みられたが、こうした団体や個人の間で緊密なネットワークができ、現在まで引き継がれる人間関係の形成につながった。

しかし、その後の時間の経過のなかで、意識が薄らいだり、活動が低下してきているところもある。

イ 自律的市民社会に対応した行政手法の転換

被災者復興支援会議は、被災者と行政を媒介し、分野横断的に機能的で迅速な対応を図っており、提言の実現可能性も高かった。被災者、行政、専門家等の中でのある種の協働のための仕組みを実現していたともいえる。

生活復興県民ネット等も県民の参画と協働を実践し、被災地の復興をさまざまな団体が積極的に担う「新しい公」のあり方を具現している。

これらの新しい試みや仕組みを、一般的な制度や仕組みへと展開していくことが課題となっている。

② 今後への提案

ア NPO/NGOが育ちやすくする社会システムの構築

NPO/NGOの立ち上げや自立のための資金や活動拠点の提供、NPO/NGOのマネジメントや人材育成といった組織強化のための支援、NPO/NGOに優秀な人材を引きつけるようにするための環境整備、市民へのNPO/NGOの団体活動情報の積極的な提供と共有の促進、NPO/NGOに早い段階で積極的に情報提供し、施策・事業内容を協働して作り上げていく取り組みへの支援を行うべき。

イ 中間支援組織との役割分担

行政による直接支援よりも、現場に近い中間支援組織等を通して間接的に支援した方が効率的、効果的な分野については、積極的な役割分担を進めるべき。

ウ 地域コミュニティの活性化

被災地における住民の主体的な取り組みを、震災復興の一時的な取り組みに終わらせず、地域社会の一般的な課題を住民主体で解決していく取り組みへと広げていくべき。

エ 開かれた地域コミュニティの形成

地域団体は、住民との関係で、積極的な情報公開や民主的な運営が不可欠であり、NPO/NGOとの積極的な交流・連携を図るべき。

オ 被支援者の自主性と主体性をうながすような施策・事業の設計

助成その他の支援策を講じるにあたっては、県民等の自主性・主体性をうながすような仕組みを講じるべき。

カ 通常の審議会、委員会でのアウトリーチ・提案機能の一般化

通常の施策形成過程において、アウトリーチとアドボカシー機能を併せ持った支援会議的な参画と協働の特色を組み込んでいくべき。

キ 行政とNPO/NGOの相互理解の促進

行政とNPO/NGOが互いの認識、考え方、発想への理解を一層深め、情報共有し、施策や事業を協働し、創造していく仕組みを構築すべき。

ク 県民運動の実践力の充実と強化

被災地の復興を支援してきた「生活復興県民ネット」のように、強固な事務局体制と財政的基盤をもった体制や、地域団体だけでなくNPO/NGO等を含めた開かれたネットワークを構築すべき。

1 - (6) 「復興推進 - 施策推進上の共通課題への対応」
(検証担当委員：矢守 克也 京都大学防災研究所助教授)

① 取り組みの成果と課題

ア 復興推進施策の対象要件

被害者の状況には、被害程度、年齢、収入、居住場所（応急仮設住宅・復興住宅とそれ以外、県内外）等の様々な違いに対応して、各種支援に適用、不適用等の格差がある。復興施策の要件を適切に設定することによって、支援を真に必要な被災者に適用する必要がある。

この点について、例えば、年齢・収入により限定した結果、「中堅層」は、住居への不満や経済的に厳しい状況があり、支援に配慮が必要であると考えられるほか、県外被災者については、その実情把握が困難であったこと等から、施策の実施時期が遅れたことや県内外の公営住宅家賃特別減免の有無などが課題として浮上した。

イ 支援施策の段階的拡充（支援要件の段階的緩和）

長期にわたる復興過程の中で、各種の復興施策は、時間の経過とともに、段階的に拡充されてきた面がある。

この点について、例えば、民間賃貸住宅家賃負担軽減事業などは、事業実施当初から要件をさらに緩和した形での提示が求められた施策であり、復興住宅整備の進展に伴って、むしろ、要件を段階的に絞り込むことが可能であったとも考えられる。

② 今後への提案

ア 支援のメルクマールの抜本的な見直し

復興の中心的な担い手である「中堅層」へ必要な支援を行うため、支援対象要件の設定にあたっては、「仕事の喪失（離職）」や「収入減」を勘案すべき。また、中堅層は、住宅ローンや教育費等の負担が大きく、他の世代に比べ、実質的な「家計収支」に余裕が少ないことから、特に経済的な支援では、高齢者と同程度、或いは手厚くすることも検討すべき。

イ 家屋被害認定の専門職員の育成等の仕組みの構築

家屋被害の客観的・公平な認定を迅速に進めるため、被害認定の専門的な訓練を受けた職員を養成するとともに、大規模災害時には、市町域を超えて専門職員を被災地に派遣する仕組みの構築が必要。

また、現在の被害認定運用指針は、非常に詳細なものであることから、実際の認定を行う自治体職員が、より簡易に認定できる内容に改めるべき。

ウ 広域避難者に対する全国的な支援の仕組みの構築

大規模・広域の災害発生時には、避難者からの届出に基づき、避難先の自治体から被災自治体へ情報が入る仕組みの構築が求められる。

また、公営住宅への一時入居期間の取扱いや、その後の家賃低減対策など、広域避難者を想定した、全国統一の対応や支援策を準備すべき。

エ 支援策の一括提示と段階的な縮小による自立促進

被災者の自立促進を行うため、復興の各過程に応じた支援施策を一括提示するとともに、支援内容について、例えば、助成額を段階的に縮小するなどにより、自立への円滑な移行を図るべき。

1 - (7) 「復興推進 - 情報発信・相談体制」

(検証担当委員：山口 一史

(特)ひょうご・まち・くらし研究所常務理事)

① 取り組みの成果と課題

ア 「情報発信」の成果と課題

震災発生直後において、行政は中枢機能の麻痺、通信網や道路交通網の遮断などから迅速な情報の収集と提供体制を確保することが困難であった。また、マスメディアも広域的な被害であったため、全体像を把握するのに手間取った。

初動対応期は、緊急避難所パトロール隊の編成や「震災ニュース」の発行、全国初の災害専門臨時FM放送「復興通信FMフェニックス」の開設などを行った。メディアもNHKが神戸市役所内に臨時ラジオスタジオを設置し、新聞各紙も生活情報の掲載によって、きめ細かい情報の提供に努めた。

さらに、復興過程においては、フェニックス推進員等の支援者による被災者への口伝えによる「ローテク」手法による情報提供や、ボランティアによる応急仮設住宅入居者への情報提供などが行われた。地震災害に対する国民的保障制度を求めて、2千5百万人も署名が集まる一方、時間の経過とともに、被災地域外との「温度差」も広がっていった。

イ 「相談体制」の成果と課題

震災翌日に警察本部が行方不明者相談所を設置したのを皮切りに、1月24日に24時間体制の情報センターを設けたほか、3月15日には、一連の各種相談業務を統合した震災復興総合相談センターを設置し、約13万件にのぼる被災者からの相談に対応してきた。一方、被災者からの相談等は、ニーズや課題の反映と捉えられるが、これらの相談内容を分析し、施策につなげていくような取り組みはそれほど見られなかった。

ウ 災害情報の収集・伝達・共有化の仕組みづくり

本年の台風災害等の際は、災害情報が効果的に伝達されないケースがあり、課題を残した。今後は、ハザードマップの整備等により、平常時から危険情報の周知や理解促進を図るとともに、特に災害弱者を最優先に、緊急時の情報伝達の方法や媒体を検討しておく必要がある。また、東南海・南海地震等、今後予想される大規模な津波災害については、地域住民はもとより海岸付近の観光客等にも的確に津波警報などの情報伝達を行うシステムづくりが重要である。

② 今後への提案

ア 被害の全体像を早期に把握する仕組みの構築

被害の全体像を迅速に把握するうえで、近隣府県等との補完の仕組みや県の市町への関わり方について、事前に協議しておくべき。

イ 平常時からの複数の情報伝達経路の確保

応急対策から復興にいたる必要な情報を人に届けるために、複数の情報ルートを日常から組み立てておくことが重要。

ウ 「ひと」を軸とした情報伝達経路の活用

団体等と協働し、地域ベースで人から人への情報伝達のネットワークを構築すべき。

エ 平常時からの情報弱者への情報発信のあり方の検討

震災時に課題となった情報発信に係る事柄は、平時において検討、解決しておくべき。

オ 支援者間での情報共有のしくみの検討

行政が任命もしくは依頼した応急仮設住宅等の支援者が守秘義務が負わされていたため、本来の目的である被災者のいのちと健康を守る活動の幅が狭められた反省から、エリア限定で時限的に個別情報の交換等の方策を検討すべき。

カ 相談内容を施策提言につなげるシステムの構築

相談業務は、日常においても県民の不満や状況等を知る重要な機会であることから、産業界におけるマーケティング手法などを導入し、相談内容を分析し、施策提言につなげるシステムづくりを行うべき。

1 - (8) 「復興資金 - 復興財源の確保」
(検証担当委員：林 敏彦 放送大学教授)

① 取り組みの成果と課題

ア 復興財政の全体像

県民経済計算データを用いた推定によると、復興活動が集中した平成6年度から10年度までの5年間について、平成5年度の水準を上回る県内総需要の上乗せ部分を復興需要と見たとき、その大きさは約7兆7千億円と推定されたが、これを、産出総額に換算すれば、復興経済規模は14.4兆円となる。

復興資金の内訳は、民と官とでおよそ7:3の割合である。復興関連の投資の46%は県内建設業により供給されたが、県内GDP6割を占める卸売り・小売業の生産減により、県内復興需要の約90%は県外への需要として流出した。

イ 復興需要への行政の対応

国および県、市町の復興対策予算は、当初各種インフラの復旧、神戸港等の復旧、住宅建設および住宅再建支援など構造物の復旧に重点が置かれ、その後産業復興、生活再建、災害対策などソフト部分へのウェイトが高まる形で推移した。

ウ 「阪神・淡路震災復興計画」の総事業費

阪神・淡路震災復興計画及びその補完プログラムに位置づけられた10カ年の総事業費の実績額（一部推計を含む）は、計画額17兆円に対し16兆3,000億円となった。

エ 被災自治体財政に及ぼした影響

被災自治体は地方債の大量発行を余儀なくされたが、地方債の増発は震災10周年を迎える今なお、被災自治体に多大な影響を及ぼしている。

オ 復興基金

(財)雲仙岳災害対策基金に倣って発災後2ヵ月半の速さで(財)阪神・淡路大震災復興基金が設立された。途中で積み増しされた基金規模は9,000億円、今日まで運用収益約3,500億円が基金の事業として用いられ、公的資金を質的、量的に補完する役割を果たした。

② 今後への提案

ア 地域の経済基盤の強化

復興財源負担における民と官との割合が7:3であったことから、基本的には民の強化のため産業対策等による地域の経済基盤強化を図るべき。

イ 緊急時における平時とは異なった政策選択の必要性

復興における公的資金は、緊急時には復興期間短縮のため、平時とは違った優先順位をつけるなど、政策的投資の考え方を検討すべき。

ウ 震災経済被害早期推定システムの開発

被災地の現地調査を行い得ない段階で、おおまかな経済的規模を推定する震災経済被害早期推定システムの開発が望まれる。

エ 地域の供給能力の確保

復興資金について、地域の供給能力の向上が平時から政策的に意図されるべき。

オ 復興予算等の執行の弾力性、裁量性の確保

災害時には、制度運営や予算執行に当たり、運用の弾力性、裁量性を残しておくべき。

カ 被災自治体への財政支援対策

被災自治体が後年度負担に苦しまないよう、新たな財源措置等を検討するべき。

キ 復興基金の制度化

復興基金の設立については、その都度法改正を待つまでもなく、機動的に対応できるよう、その枠組みの恒久的な制度化について法的に措置しておくべき。

ク 今後起こりうる大震災への備え

今後、起こりうる広域的な大規模災害では、国家的、抜本的な災害復興財政の必要が予想される。そうした災害に備え、復興資金を国内市場のみでは調達できない事態も想定し、外債の発行等大規模な資金調達の検討をしておくべき。

2 . 健康福祉分野

2 - (1) 「災害救急医療の取組み」

(検証担当委員：鵜飼 卓 兵庫県災害医療センター顧問
兵庫県立西宮病院名誉院長)

① 取組みの成果と課題

ア 災害救急医療システムの成果と課題

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、広域災害・救急医療情報システムや災害救急医療の全県拠点として災害医療センターを整備したほか、災害拠点病院や災害医療コーディネーターの指定、ドクターカーや救急ヘリコプターによる患者搬送、地域災害救急医療マニュアルの策定や災害医療従事者研修の実施など、災害救急医療分野での様々な取組みがなされてきた。今後は、この間に整備された様々な取組みをさらに充実させ、如何にして実効性を持たせるかが問われている。

イ 医薬品供給システムの成果と課題

災害時における医薬品等の確保にあたり、行政、団体、医薬品販売業者等の担う役割分担を明確化するなど医薬品の供給体制を確立するとともに、各医療機関に対して、医薬品の備蓄の指導がなされ、各災害拠点病院には救護班携行用医薬品が配備された。兵庫県では流通備蓄と直接備蓄の併用方式をとっており、経済効率はこの方法が優れているといえるが、今後発生が予想されている東南海・南海地震のような広範囲に被災が生じても耐えられる備蓄を如何にすべきか、という課題が残されている。

② 今後への提案

ア 広域災害・救急医療情報システムの充実

システム使用法のより徹底した操作訓練を実施し、システム操作の習熟を図るとともに、災害拠点病院や主要消防機関、行政等を結ぶ無線連絡網を有線回線や携帯電話回線が使えない場合に備えて整備すべき。

イ 災害拠点病院の機能充実

各災害拠点病院の耐震化などの施設整備を進めるとともに、具体的な活動基準の作成、災害拠点病院間の連携強化、兵庫版DMAT (Disaster Medical Assistance Team) の結成、地域における各災害拠点病院の役割強化などを図るべき。

ウ 医薬品供給システム

災害のタイプ等によって使用医薬品の種類が異なり、使用期限の制約もあるので、大量の医薬品備蓄には問題があり、基本的にはメーカーや薬品卸業者との有事緊急出荷契約といった形をとらざるを得ない。ただし、寡占的な薬品卸会社流通センターの一極集中・大型化にとめない、災害時の脆弱性がむしろ拡大したことから、他社とのネットワークサービスを進めることが必要。

2 - (2) 「支援ニーズの高い人々の命と健康を守る看護・福祉の取り組み」
(検証担当委員：山本 あい子 兵庫県立大学看護学部教授)

① 取り組みの成果と課題

ア 聴覚障害者等（いわゆる情報弱者）へのコミュニケーション支援について
聴覚障害者へのコミュニケーション支援体制整備として、手話通訳者の確保・派遣のための「ひょうご手話通訳センター」が設置され、また災害救援専門ボランティア（手話通訳者）の養成が行われるようになった。さらに平成17年4月には、災害時における支援拠点としての機能も担える「聴覚障害者情報センター」が設置される予定である。

今後の課題として、個人情報保護に係る問題、当事者組織の組織率の低さなどから、当事者の同意による要援護者リストの作成と共有化が可能になる仕組みが必要である。

イ 医療依存度の高い難病患者への支援について

「災害時地域医療マニュアル」が作成され、また「難病患者等保健指導マニュアル」の作成により、県健康福祉事務所において、緊急時に優先度の高い要援護患者リストが整備された。続いて「神経難病医療ネットワーク支援事業」を創設することにより、安否確認、適正な医療の確保体制の整備が進んでいる。

今後の課題として、医療機器提供業者など異業種を含めた関係機関への情報提供・共有など、具体的な連携方策を明確にする必要がある。

ウ 慢性疾患患者のセルフケア支援について

医療法の改正、診療報酬の改定により、治療内容、薬剤についての知識など、患者への情報提供が充実し、患者のセルフケアを行う基盤が整備されてきた。

今後の課題として、セルフケアの重要性の認識の格差、診療報酬改定に基づく処方期間の短縮化によるケア用品の備蓄の支障など、災害時の備えとしての教育の推進とともに、衛生材料の供給体制の整備が図られなければならない。

② 今後への提案

ア 聴覚障害者等を対象とする緊急時情報通信システムの構築

聴覚障害者、支援者等に対し、緊急情報を携帯メール等複数の通信手段により発信し、緊急情報の確実な伝達・返信による安否確認のシステムを構築すべき。

イ 患者情報に係る開示システムの整備と連携方策の樹立

緊急時に要援護者を支援するための共有リストを作成する必要がある。なお、要援護者のリストは、身体障害者手帳、難病特定疾患受給者証等の申請窓口の所管課が保管すべき個人情報であり、地域の福祉団体やボランティア団体、地域組織や民生委員が日頃から把握しておくためのしくみが構築されるべき。

ウ 緊急時にセルフケアが可能となる患者教育の推進

一義的なセルフケアの重要性について、医療関係者、患者会等の連携の下に、患者教育、啓発を推進すべき。

2 - (3) 「こころのケアの推進」

(検証担当委員：中井 久夫

兵庫県こころのケアセンター長 神戸大学名誉教授)

① 取り組みの成果と課題

ア 精神科救護所の設置

精神科医療機関が被災した中、各地の保健所（神戸市内6カ所、芦屋、西宮、伊丹、津名）に精神科救護所を設置し、全国からの精神科医ボランティアが治療等に当たった。

初動体制を円滑に実施するには、災害対策本部にこころのケアの専門家を入れ、保健システムの中で一体的に整備することが重要である。

イ こころのケアセンターの設置

被災者のPTSD等に対応するとともに、被災精神障害者の地域生活を支援するため、地域に根ざした精神保健活動の拠点として本部及び15支部を設置した。併せて13グループホーム、9小規模作業所を運営した。

こころのケアを一般の健康福祉の中ではなく、独立したセンターで運営したため、地域保健システムとの連携が課題となった。

ウ 兵庫県こころのケアセンターの設置等

被災のみならず犯罪被害やDV、児童虐待等の様々なこころのケアに関する研究、人災養成、情報発信、相談・診療、連携・交流を行うため16年4月に開設。今後は、センターの機能充実や全国に向けてこころのケアを発信することが求められる。

また、震災の実績を蓄積し、健康福祉事務所にこころのケア相談室を整備した。

② 今後への提案

ア 通常精神保健福祉体制へのこころのケアの組み込み

平素より精神科以外の医療・保健・福祉のスタッフに対し、こころのケアに関する情報提供、教育訓練等を実施すべき。

イ 兵庫県こころのケアセンターの機能充実

- ・メンタルヘルス以外の職員のトレーニングを拡充すべき。
- ・全国の災害等で支援できるスタッフを育成すべき。
- ・災害のメンタルヘルスのに関する情報提供のシステム化を図るべき。
- ・災害のみならず、災害後の事件、事故等に関する社会心理学的な分析研究を行うべき。
- ・被災者が抱える長期的問題の調査研究を行うべき。

ウ 災害発生時における体制の整備

- ・災害発生時、対策本部等コーディネート組織にこころのケア専門家を参加させるべき。
- ・心理的な問題を抱える被災者の効果的なスクリーニングを実施すべき。
- ・通常規模災害時：地域保健体制に復興期のこころのケア対策を組み込むべき。
- ・大規模災害時：こころのケア専門のマンパワーや、マンパワーの組織化を図るべき。

2 - (4) 「高齢者の健康づくり・生きがいづくりの推進」
(検証担当委員：近田 敬子 (社)兵庫県看護協会長)

① 取り組みの成果と課題

ア 高齢者の健康づくりの取り組みの成果と課題

応急仮設住宅・一般住宅・災害復興公営住宅入居者を対象に平成7～10年の4年間にわたり被災世帯健康調査を実施し、被災地の健康づくり施策展開に繋げることができた。

継続したかわりを実施するために、仮設から恒久住宅への転居時期、転居先をどのようなしくみで把握できるかが今後の課題である。

イ 高齢者の生きがいづくりの取り組みの成果と課題

いきいき仕事塾等生きがい支援事業を通して社会参加を促し、高齢者がボランティアをはじめ自主的活動を行うきっかけづくりができた。

今後は、高齢者個々への対応に加えて、加齢にともなう対象者のエネルギーに見合った高齢者の仲間づくり、居場所づくりへの取り組みが必要である。

ウ 新たな健康づくり・生きがいづくりに関するしくみの検討の成果と課題

被災による住居の変化や一人暮らしに伴う健康上の悩みを持つ高齢者がゆっくり語れる場、気軽に相談できる場として、看護ボランティアによる「まちの保健室」がスタートした。

今後は、自治会活動との連携・協働による健康コミュニティづくりが必要である。

② 今後への提案

ア 職能団体が中心となって実施する新しい看護提供システムの検討

超高齢社会の健康づくり、生きがいづくり、閉じこもり予防・介護予防のためには、身近で気軽に相談できる場「まちの保健室」が必要である。身体状況がわかり、医療事情に詳しく、医療に繋いでくれる人や、LSAと協働できる立場の医療従事者が必要。

イ 高齢者社会を見据えた健康づくり・生きがいづくりに関するしくみの検討

超高齢社会の健康づくり、生きがいづくり、閉じこもり予防・介護予防のためには、子どもたちや地域とのふれあいを高め、高齢者の役立ち感・社会参加意識の醸成と温かいコミュニティづくりが必要。

2 - (5) 「高齢者の見守り体制整備」
(検証担当委員：松原 一郎 関西大学社会学部教授)

① 取り組みの成果と課題

ア 公的な見守り支援者設置における成果と課題

復興住宅にシルバーハウジング制度を導入し、LSA（生活援助員）による被災高齢者の安否確認や相談、緊急時の対応等を行っている。

また、制度的にLSAを派遣できない復興住宅等には、SCS（高齢世帯生活援助員）が訪問し、安否確認や相談等を行っている。

しかし、SCSは基金事業であるため、基金が終了すれば、現在SCSが対象としている世帯の見守りをどうするかが課題である。

イ コミュニティによる見守り活動支援における成果と課題

応急仮設住宅へのふれあいセンターや復興住宅等へのコミュニティプラザの整備等により住民がお互いにふれあえる場を提供した。

また、被災高齢者自立生活支援事業を活用し、LSAが茶話会や健康教室等各種ふれあい事業を企画したり、民生委員を増員し、自治会組織の立ち上げを支援するなど、住民同士のコミュニティ形成を支援した。

しかし、一部には民生委員のなり手のない地域や自治会組織が立ち上がっていない復興住宅もあるなど課題も残されている。

② 今後への提案

ア SCS制度等の継続

基金事業が終了するからといって、現在、SCSが対象としている世帯を、直ちに民生委員等地域の見守り資源に引き継ぐことができないことから、現行のSCS制度を一般施策として継続するか、あるいは、LSA制度の弾力的な運用を国に対し、引き続き求めていくべき。

イ 既存の緊急通報システムの活用とIT等を利用した新たな見守り体制の整備

既存の緊急通報システムを有効に活用するとともに、ガスメーター方式や相互方向性がある新たなIT等を利用した見守り体制を整備すべき。

ウ 新たな地域ケアシステムの構築

地域の高齢者の見守りは、市町の地域福祉施策を進めていくうえで、必要不可欠なものであり、介護だけでなく様々な生活ニーズに対応した包括的なケアの提供の基となるものである。

また、将来的には高齢者だけにとどまらず、障害者や引きこもりなど見守りが必要な全ての者に対する普遍的なサービスが提供されるしくみづくりが必要。

このため、現在市町において整備されつつある地域福祉計画と連携し、介護保険制度の見直しをも見据えながら、新たな地域ケアシステムの構築を図るべき。

2 - (6) 「被災者支援のあり方」

(検証担当委員：地主 敏樹 神戸大学大学院経済学研究科教授)

① 取り組みの成果と課題

ア 災害義援金の配分

4 次の災害義援金の配分の方針はそれぞれに正当化できるし、第 1 次の迅速な一律配分も高く評価できるが、第 2 次の見通しが外れた後の方針転換が遅過ぎて、配分の迅速性に欠けた点が失敗であった。

イ 小口資金貸付制度

小口資金貸付制度の実施時期と目的は正しいし、その効果は大きかったと推測できるが、織込み済みとは言っても 5 割もの不良債権化は過大かもしれないし、深刻な不公平性の問題を内包している上に、損失の負担ルールが経済合理性に欠けている。

ウ 災害援護資金貸付制度

他の公的支援プログラムが無い中で災害援護資金貸付制度が広範に利用されることとなった点は現行の枠組内では止むを得ないし、利用者の便益に比べると損失も過大ではないが、損失の負担ルールや金利水準の決定方法などが不合理である。

エ 生活復興資金貸付制度

生活復興資金貸付制度は、民間金融機関との連携が有効で不良債権化率も低いし利用者の評価も高いので、それ自体の制度設計は優れている。利用者に残る不満点は「遅いし、少ない」という点であろう。

オ 被災者自立支援金制度

生活再建支援金制度の創設は、「私有財産にかかわる個人補償はできない」とする政府の壁を乗り越えて、被災世帯への現金給付を実現し、後に成立する被災者生活支援法に先鞭をつけた点で、大きな意義が認められよう。利用者からは、用途が限定されなかったことで利用し易かったと評価されているし、その価値を高く評価しているが、「少ないし、遅い」という不満は残った。

② 今後への提案

ア 経済合理性に欠ける制度設計等の改善

現行の公的貸付制度については、据置期間と返済期間が連動していないこと、返済能力が無審査でありながら貸付制度としていること、金利を固定していることなど、経済合理性に欠ける制度設計が随所に見られるため、早急に改善すべき。

イ 公的支援制度の早期一括提示

被災後の時間軸に沿って、どのような公的支援がどれだけ準備されているのかを、大まかにせよ早期に一括して明示すべき。

自助によって生活復興を成し遂げようとする人々を支えることが、全体としての復興を早めるとともに、支援費用を削減することにもつながるので、人々のインセンティブを働かせて生活復興を促すべき。

ウ 生活再建に係るリスク・シェアリングについての合意形成

住民の自然災害に対する備えを促すとともに、生活再建に係る公的支援の標準的なメニューの事前設定を可能とするため、大規模な自然災害に対し誰がどれだけの費用（リスク）を負担するのかというリスク・シェアリングの大枠について、社会的なコンセンサスを得て決めておくべき。

2 - (7) 「コミュニティづくりの推進」

(検証担当委員：立木 茂雄 同志社大学文学部教授)

① 取り組みの成果と課題

ア LSA、いきいき県住推進員の有効性

常駐が中心であり、活動ノウハウの蓄積がある「LSA」、これまでのノウハウを利用してコミュニティ支援に専念した行動を行った「いきいき県住推進員」の公的支援者は、団地の地域活動支援としては有効であり、団地のコミュニティづくりに寄与した。

イ 小規模団地における課題

LSAが配置されているシルバーハウジング住宅併合の大規模団地では、コミュニティ関係が活発であるが、小規模団地においては、公的支援者等の支援策が十分でなく、近隣関係・自治会活動も低調であり、コミュニティづくりが進んでいない。

② 今後への提案

ア 交流・研修会、相談会の開催

LSA、SCS、いきいき県住推進員などコミュニティづくりを目的とした公的支援者がこれまでの経験や知恵を交換する交流・研修会の地域単位での開催、復興公営住宅団地の自治会役員同士がお互いの経験や知恵を交換できる交流会や相談会等の場の開催が必要。

イ 地域活動が低調な団地に対する重点的な対応

復興公営住宅コミュニティ調査によって得られた団地単位ごとの近隣関係の形成度・自治会活動への取り組み度をもとに、近隣関係・地域活動が低調な団地に対しては重点的な対応を今後も進めていくべき。

ウ 参画と協働にかかわる諸施策の継続が被災者の生活復興支援

人間関係の豊かさが生活復興感を高め、震災体験を肯定的なものへと変換させられる「重要他者(こころを開いて話すことができる人)」との出会いも引き出している。今後の施策は、市民主体の社会作りの一環として家族・地域の人間関係の豊かさの充実や具体的な地域活動の促進・支援に地道に取り組むことが重要。そこで、県民の参画と協働にかかわる諸施策を、震災復興という枠組みではなく、一般事業として継続していくことが、結果的に被災地における被災者の生活復興支援になるという認識を持つことが重要。

2 - (8) 「住宅復興における取り組み」

(検証担当委員：高田 光雄 京都大学大学院教授)

① 取り組みの成果と課題

ア 初動対応期における成果と課題

震災後、約7ヶ月で応急仮設住宅48,300戸が建設されるとともに、高齢の入居者への対応として、ふれあいセンターが設置され、生活指導員、生活支援アドバイザーの派遣など、生活支援サービスが実施された。しかし、応急仮設住宅用地を被災地内だけで確保することができなかったなどの課題を残した。

イ 復旧期における成果と課題

大量に失われた住宅ストックの早期回復のために、「ひょうご住宅復興3カ年計画」が策定された。災害復興公営住宅を中心とした単線型復興計画は明快ではあったが、計画策定に当たっての住宅の被害状況の把握や多様な復興過程の実現に課題を残した。

ウ 復興期における成果と課題

「ひょうご住宅復興3カ年計画」に基づき、災害復興公営住宅をはじめとする復興住宅が整備された。高齢・低所得など特定階層に属する多数の被災者を一斉入居させる結果となり、コミュニティ形成や管理に課題を残した。

② 今後への提案

ア 公共住宅政策の抜本的見直し

段階的家賃補助制度導入に向けての住宅困窮者への居住支援システムを整備するとともに、地域のまちづくりに貢献する公共住宅ストックの再生と活用を推進すべき。

イ 高齢者居住支援システムの確立と居住形態の多様化

LSAによる支援の効率性と有効性を踏まえた高齢者居住支援システムを確立するとともにソーシャルサービスと複合したグループリビングなどの居住形態を促進すべき。

ウ ストックマネジメントを中心とした住まい・まちづくり政策の推進

住宅ストック情報を整備するとともに、コミュニティ・エンパワーメント・プログラムの構築や持続可能な住宅地形成を支える産業の育成により、地域の住まい・まちづくりを推進すべき。

2 - (9) 「災害復興公営住宅における取り組み」

(検証担当委員：檜谷 美恵子

大阪市立大学大学院生活科学研究科助教授)

① 取り組みの成果と課題

ア 入居希望者のニーズに基づく供給における成果と課題

公的事業主体の連携による公営住宅等の早期大量供給が実現し、高齢者の居住の安定を図るために、全住戸高齢者向け（バリアフリー）仕様の採用、コレクティブハウジング（協同居住型集合住宅）、シルバーハウジング（高齢者向け設備・仕様の公共賃貸住宅で、LSA・生活援助員によるサービスが受けられるもの）等の供給もなされたが、戸数の需要予測の的確性や既成市街地内での建設用地の確保等の課題が残された。

イ 入居者の募集・選定と管理における成果と課題

被災者の視点に立った入居者の一元募集、グループ募集、特定入居・暫定入居制度、被災高齢者等に対する優先入居措置等が実施されたが、入居者構成のバランスの確保等の課題が残された。

ウ 高齢居住者のコミュニティ形成における成果と課題

コミュニティ形成を促すコミュニティプラザの設置、いきいき県住推進員の配置、高齢者居住支援（LSA・生活援助員、SCS・高齢世帯生活援助員による見守り活動）等がなされたが、居住者間相互扶助体制の構築、団地自治会による共同管理機能の強化、コミュニティプラザの地域福祉資源としての活用等の課題が残された。

② 今後への提案

ア 民間住宅の活用

住宅に困窮する世帯を現行公営住宅制度にのみ依拠して受け止めるのは困難であり、望ましいともいえない。民間住宅の建設や改善に対する助成、各世帯の居住ニーズと住居費負担能力に対応する住居手当制度等である民間住宅ストックを必要に応じて社会的に活用できるような仕組みを検討すべき。

イ 居住者の参画による団地共同管理の促進

住民自治に基づく団地の共同管理を円滑化するためには、居住者の参画を促す仕組みづくりやNPOの活用等、団地の実態に即した管理方式等を検討すべき。

ウ コミュニティプラザの地域福祉資源としての活用

地域福祉の拠点としてコミュニティプラザを整備した意義は大きかったが、計画の趣旨と合致する維持管理の仕組みについての検討が必要。

2 - (10) 「新しい住まい方における取り組み」
(検証担当委員：小谷部 育子 日本女子大学教授)

① 取り組みの成果と課題

ア 「ひょうご復興コレクティブハウジング等」供給の成果と課題

応急仮設住宅の居住者特性に超高齢社会の縮図を読み取り、居住者自身によるコミュニティの形成を基本とするコレクティブハウジングという新たな居住様式を全国に先駆けて公営住宅に導入し、県営、市営をあわせ10団地341戸を供給した。また、NPOやボランティアによる協同居住へのソフト支援が行われたことから、居住者の生活再建の励みとなった。

今後の課題として、「新しい住まい方」の価値の浸透不足もあり、「入居動機」とのミスマッチが生じた。

イ 被災者向けコレクティブ・ハウジング等建設事業補助制度の成果と課題

民間におけるコレクティブ・ハウジングの普及を目指して、復興基金による建設費等の補助を行うことにより、18件336戸の被災者向けコレクティブ・ハウジングが建設された。

今後の課題として、コレクティブ・ハウジングの整備は立ち上がりに時間を要する制度のため、スピードが求められる復興にはそぐわない面もあり、日頃から普及に向けた環境整備をする必要がある。

② 今後への提案

ア 既存の「ひょうご復興コレクティブハウジング等」の活性化

既存の住宅ストックを活用して、さらなる高齢者の自立と安心居住に資する次世代「シルバーハウジング」(高齢者向け設備・仕様の公共賃貸住宅で、LSA・生活援助員によるサービスが受けられるもの)のモデルとして再活用を図る必要がある。このため、高齢者のみの集団では、居住者主体の持続的コミュニティ形成を期待するのは困難になることから、今後、住宅の管理・運営を社会福祉法人やNPO等の民間事業者へ委託するなど、コレクティブハウジングの運営を支援すべき。

イ 公的住宅における本格的な多世代型コレクティブハウジングのモデル実施

今後の公的住宅におけるコレクティブハウジングの可能性を提示しうることから、若年世代も含め多世代の世帯からなる本格的なコレクティブハウジングのモデル実施が必要。

ウ 民間住宅におけるコレクティブハウジングへの取り組み支援と環境整備

コレクティブハウジングは、家族や地域が抱える現代的課題への一つの回答であり、民間住宅への普及のために支援及び環境整備が必要。

2 - (11) 「ユニバーサルデザインのまちづくり」

(検証担当委員：市川 禮子 社会福祉法人 尼崎老人福祉会理事長)

① 取組の成果と課題

ア 全国に先駆けた福祉のまちづくり条例の推進

全国に先駆けて震災前に福祉のまちづくり条例を施行。震災を経て、改めて福祉のまちづくりの理念の重要性が確認され、速やかに住宅等の整備基準の追加改正を行うなど復興における着実なまちづくりに貢献した。

今後は、まちの面的整備の更なる推進や、誰もがともに利用できる設備、高度な整備基準の設定など、ユニバーサルデザインを取り入れた整備の推進が必要である。

イ 福祉サービスの先進的取組

(ア) 福祉施設は、震災直後は地域の福祉サービス拠点となった。また、県内の特別養護老人ホームでは、地域の芸術・文化交流拠点として運営されたり、国の基準に先駆けて人間性に配慮した個室・ユニットケアを取り入れ、全国のモデル施設となっているところもあり、福祉施設が地域安心拠点となりえることを実証した。

(イ) 全国初の地域型仮設住宅は、バリアフリー仕様住宅でLSAによるサービスが提供され、入居者が地域の生活者の一員であるとする運営が行われた。その後の福祉施設運営やシルバーハウジングなど高齢者等の住まいのモデルとなり、国の今後の高齢者介護や介護保険制度の見直し方向につながった。

今後は、福祉施設による地域住民との交流をさらに推進するとともに、特に高齢化が進行し、夜間介護などが増加するシルバーハウジングなどにおいてLSAや在宅介護支援センター、行政などの協働による地域の安心拠点づくりを進める必要がある。

ウ 情報や人と人とのつながりなどまちづくりのソフト面の取組

福祉のまちづくり工学研究所等の研究、障害者への情報提供のマニュアル化など情報バリアフリー化に取り組んできた。また、阪急伊丹駅等の復興整備では、設計段階から利用者など多くの当事者が参画して、ユニバーサルデザインの施設づくりがなされた。

今後は、さらなる移動やコミュニケーション、災害情報の提供など情報支援、また、多くの当事者の参画と協働によるまちづくりが進むためのノウハウ提供等の支援が必要である。

② 今後への提案

ア ユニバーサルデザインの視点を取り入れた福祉のまちづくりの推進

ユニバーサルデザインの総合的な普及推進や既存公共施設のユニバーサルデザインを取り入れた率先整備等を行うべき。

イ 地域安心拠点としての福祉施設づくり

災害に強い福祉施設を中心としてグループホーム的な住まいが地域にとけ込む形で点在するまちづくりが進められるべき。また、今後設置が検討されている「地域包括支援センター」はLSAと地域型在宅介護支援センターの両方の機能を併せ持ったものとして整備されるべき。

ウ 新たな情報技術を利用した移動・コミュニケーション支援や災害情報の提供

エ ユニバーサルデザインのまちづくりへの展開

計画段階からの多様な利用当事者との協働のまちづくりが重要である。また、地域でのまちづくりの取組を支援するため、福祉施設や研究機関、企業、NPO、県民などが連携し、ノウハウを共有し、地域に提供できる中核拠点機能の整備が必要。

3 . 社会・文化分野

3 - (1) 「県民の参画と協働による取り組み」

(検証担当委員：小西 康生 神戸大学経済経営研究所教授)

① 取り組みの成果と課題

ア 県民同士が参画・協働する場面での成果と課題

震災直後の1年間で138万人のボランティアが、被災者支援活動に取り組み「新しい公」が顕在化する契機となった。その後、多様なボランティア活動が展開されるなかで、継続的な活動の高まりと、ネットワーク化が進んだ。本格的復興期を迎え、ひょうごボランティアプラザの開設、参画・協働条例の施行など、県民ボランティア活動の支援基盤の枠組みがほぼ確立した。

今後は、ボランティア活動を支える中間支援組織への支援拡充や、ボランティア基金を有効に活用した支援施策の展開方向の検討が必要である。

イ 県民と県行政が参画・協働する場面での成果と課題

「阪神・淡路震災復興計画」策定時の県民の積極的な参画は、後の参画と協働のしくみづくりの一つのきっかけとなった。県民主役・地域主導で策定された、21世紀の兵庫づくりの羅針盤である「21世紀兵庫長期ビジョン」では、県政推進の基本姿勢として「参画と協働」が打ち出された。それらを踏まえ、参画・協働条例の施行などにより、参画と協働の推進方向が明確化された。

今後は、職員の意識改革を図りながら、県民と行政が特性を生かして、参画と協働による県民の視点にたった行政システムの確立が必要である。

② 今後への提案

ア 災害ボランティア活動を円滑に調整するしくみ

被災者の要望にあった円滑な支援活動を可能にするため、資機材の確保、ボランティアの受入れ、派遣する体制などを迅速に確立できるよう、例えば基金のような災害ボランティア活動を支援するしくみを構築すべき。

イ 多様な主体のネットワーク化

多様な主体による柔軟で多様なネットワーク（連携、協力態勢）を構築するため、個々の活動支援に加えて、核となる中間支援組織の機能強化を支援する必要がある。特に、全県的な支援拠点であるひょうごボランティアプラザが、各支援機関と連携を深めながら、地域づくり活動全般の支援機能を強化すべき。

ウ 地域づくり活動を支援する視点の見直し

地域づくり活動では、さまざまな団体同士の連携がみられるなど、組織の属性を超えたところでの支援を必要としている。このため、属性だけでなく、活動そのものの内容に着目した支援のあり方を再構築すべき。

エ みんなで共に取り組む動きに応じた新たな地域づくりのしくみの検討

多様な活動主体が、ともに考え、ともに取り組む結節点となる地域での組織の検討が有益である。「地域自治区」など新たな制度の動向も見極めながら、公民協働による地域づくりのしくみを検討すべき。

オ 県民の満足感を最大化する参画・協働型行政システムの構築

単に経済性や効率性のみではなく、有効性に重点を移しながら、県民自身の評価による生活の質に関する満足感の最大化をめざして、多様な主体の一層の連携により、分かりやすい政策形成・実施のしくみを構築すべき。

3 - (2) 「新たな防災教育と学校防災体制」
(検証担当委員：徳山 明 富士常葉大学長)

① 取り組みの成果と課題

ア 震災直後の成果と課題

震災直後、被害が甚大な都市部では、倒壊家屋から逃れた住民が救いを求めて学校に集中したが、これは災害対策本部等の立ち上り以前の早朝であった。教員は避難住民に安心感を与え、秩序を回復し、リーダーシップを発揮して避難所の運営にあたった。学校には2,000人を超す住民が避難しており、授業再開に大変な困難をともなった。県教育委員会は、この経験から防災教育検討委員会を設置し、学校の防災体制、防災教育の在り方、心のケアについて、三つの基本方針を定めた。文部省も兵庫県に倣って、これを方針とした。

緊急事態においては、今後とも、学校と住民、行政当局との連携を深め、学校は地域に安全と安心をもたらすシステムの中心となるべきである。

イ 防災教育副読本、学校防災マニュアルの編集・発行

防災教育検討委員会の提言により、副読本『明日に生きる』が平成8～9年に、また、『学校防災マニュアル』が平成10年に発行され、防災教育の指針となった。県内の学校では独自の「災害対応マニュアル」を作成することとしたが、より実効あるものにするのが今後の課題である。

ウ 震災・学校支援チーム(EARTH)の設置

震災・学校支援チーム(EARTH)は、他府県等で発生した震災等の被災地の学校を支援する教職員のチームとして、平成12年に組織された。EARTHは、避難所運営班、学校教育班、心のケア班、学校給食班の4班で組織されており、北海道有珠山の噴火(H12年)：避難所となった学校への支援、鳥取県西部地震(H12年)、宮城県北部連続地震(平成15年)：被災児童生徒の心のケアへの支援、台風第23号(H16年)、新潟県中越地震(平成16年)：学校教育再開・被災児童生徒の心のケアへの支援等を行った。

② 今後への提案

ア 兵庫の防災教育の一層の推進

緊急時・災害時の備えを万全にするだけでなく、学校が地域の安全・安心の核となるよう、能動的かつ積極的な防災教育を推進すべき。

イ 防災教育のさらなる充実

震災体験を活かし、教科や領域をこえ、学校教育全体を通して、防災思想の浸透を図る。地域の災害を学び、災害時の様子を知り、身近な災害から身を守るスキルとリテラシーを養う。また、全国に一つしかない兵庫県立舞子高等学校の環境防災科における教育活動の充実を図り、防災指導者を育成すべき。

ウ 学校防災体制の一層の整備充実

地域との連携を強化し、危機対応を含めたマニュアルを作成点検し、災害時にも混乱をおこさぬように、学校防災体制の一層の整備・充実を図るべき。

エ 震災・学校支援チーム(EARTH)の活動を通じた学校防災体制の充実

学校での避難所開設訓練等を通して、地域における専門集団としてのEARTHの位置づけを確立し、全国の学校防災体制の整備充実の指導に当たるべき。

3 - (3) 「被災児童生徒の心のケア」
(検証担当委員：馬殿 禮子 兵庫県臨床心理士会副会長)

① 取り組みの成果と課題

ア 震災直後の緊急的心のケアと指導資料の発行

阪神・淡路大震災後、2月には「災害を受けた子どもたちの心の理解とケア研修会」を開催し、児童生徒の緊急的心のケアへの対応を行った。

平成7年度の防災教育検討委員会の提言により、「災害を受けた子どもたちの心の理解とケア指導資料」を発行し、被災児童生徒の心のケアに対する取り組みが広がった。

イ 教育復興担当教員の配置

震災により子どもたちの心のケアと防災教育の推進のために、教育復興担当教員が配置され、被災児童生徒の心のケアにあたった。今後も、教育復興担当教員の取り組みを継承した教育相談体制の充実が求められる。

ウ 震災・学校支援チーム（EARTH）の設置

震災・学校支援チーム（EARTH）は、震災の際に本県の教育復興に寄せられた支援に報いるために、震災の教訓を活かし、災害時に他府県等への支援を行うために作られた教職員のチームである。鳥取県西部地震、宮城県北部連続地震にかかる被災児童生徒の心のケアへの支援、新潟県中越地震にかかる学校教育再開・被災児童生徒の心のケアへの支援を行ってきた。今後、震災・学校支援チーム（EARTH）の訓練・研修会を充実させ、心のケア班の資質の向上を図る必要がある。

エ 全教員を対象にしたカウンセリングマインド研修の実施

小・中、高等学校、盲聾養護学校の全教員を対処としたカウンセリングマインド研修を実施し、震災から学んだ心のケアの対応等を充実させた。

② 今後への提案

ア 教育復興担当教員の取り組みを継承した教育相談体制の充実

震災後、教育復興担当教員が行ってきた心のケアの取り組みを継承し、広げることにより、教育相談活動の充実を図り、児童生徒の心のケアに対応すべき。

イ 震災以外の心のケアへの対応

震災以外の事件・事故等により心のケアを必要とする児童生徒に対応するために、教職員のカウンセリングマインドの一層の向上や、EARTH心のケア班の研修内容の一層の充実を図るべき。

ウ 児童生徒のストレスマネジメントにかかる教職員の指導力の向上

児童生徒自身に、日常的なストレスに対応する方法を身に付けさせるため、教職員の研修を行い、指導力の向上を図るべき。

エ 命の大切さなど震災体験を生かした教育の一層の充実

震災以降取り組まれた、命の大切さや思いやりなどを伝える教育をさらに展開すべき。

オ 心のケアを必要とする児童生徒への対応に関する学校と専門家、関係機関等との連携強化

児童生徒の心のケアに迅速に対応するために学校とスクールカウンセラーや臨床心理士、医療機関などの専門家、関係機関との一層の連携を図るべき。

3 - (4) 「文化活動の展開」

(検証担当委員：端 信行 京都橘女子大学教授)

① 取り組みの成果と課題

〔共通の認識〕

震災を通じて、文化は社会や県民の暮らしに欠かすことができない基本的な公共財であることが認識された。

ア 各種の芸術文化活動の展開

震災後に各種芸術文化団体や、新たに組織化されたNPO/NGO等による芸術文化活動が活発に展開され、被災地の活力や癒やしに大きく貢献した。

その一方で震災後の財政難等によって、芸術文化施設においては、予算・入場者数が減少傾向にあるとともに、施設そのものの存続問題も生じている。

イ 新たな文化施設の整備と運営

復興のシンボルである県立美術館、芸術文化センターなど拠点文化施設の整備が順調に進んだが、今後は、整備された施設間のネットワーク化を進展させる必要がある。

ウ 災害から身近な有形・無形の歴史文化遺産を守る取り組み

日本で初めて身近な歴史文化遺産の復旧に取り組み、文化財レスキュー、歴史的建造物助成、ふるさと伝統文化活性化が実施された。後に、文化財救援委員会の設立、登録文化財制度の導入に結実し、歴史文化遺産を守り、活用する「ヘリテージマネージャー（文化財活用推進員）」の養成に着手された。

② 今後への提案

ア 活力や癒やしにつながる公演・鑑賞や地域文化活動への参加機会の拡充

アウトリーチ活動（芸術文化に触れる機会の少ない人への機会提供）を推進するとともに、被災地芸術文化活動補助制度の終了後も支援の継続が必要。

イ 被災地の文化活動を担う人材や団体が活動するしくみづくり

アートNPO等と行政・企業のパートナーシップ（協働関係）の構築や、ヘリテージマネージャーをはじめとする教育機関との連携などにより、文化活動を担う人材や団体が活躍するしくみづくりを進めるべき。

ウ 拠点施設による創造・発信と施設運営への住民参画

県立美術館、芸術文化センターなど拠点施設の創造・発信機能の強化及びネットワーク化を進めるとともに、施設運営への住民参画を図るべき。

エ 文化財の防災意識の啓発と被害軽減システムの構築

ヘリテージマネージャーの育成を通して、個別文化財の耐震性能の向上と社会状況を含めた文化財防災環境の向上に関する総合的な規範づくりを推進すべき。

オ 文化による人づくり・地域づくりの推進

「芸術文化振興ビジョン」や「歴史文化遺産活用構想（素案）」に基づき、文化の振興を通じた人づくり・地域づくりを推進すべき。

カ 総合的な地域文化振興のシステムづくり

文化施設や教育機関、芸術家、企業などを有機的に結びつけ、地域全体としての文化力を高めていくための総合的なシステムづくりを検討すべき。

3 - (5) 「女性と男性の視点からみた協働」
(検証担当委員：古山 桂子 元神戸新聞論説委員)

① 取り組みの成果と課題

ア 地域女性団体の活動にみられる成果と課題

震災直後から、生活者の視点を生かした精力的な地域女性団体の活動が見られ、団体構成員自らが、自己及び団体の存在価値を再確認した。またその陰には男性の支援も見られた。

震災後は、子育て支援等をテーマに、団体同士の協働による地域課題への取り組みが進められている。こうした活動をさらに継続するためにも、団体内の組織再構築や人材養成、自らの取り組みについて地域社会の理解と協力を得るための情報発信力、さらには行政の支援が必要である。

イ テーマ系のグループ活動と男性たちの新しい地域活動にみられる成果と課題

震災を契機に、被災地支援をはじめ福祉や環境等さまざまな分野でともに活動するグループが増加し、活発化した。また、これまで少なかった男性による地域活動や、女性たちとの協働も新たに見られた。

今後は、社会における意思決定過程に女性がさらに参加・参画する機会の確保、並びに男性がスムーズに地域活動等へ参加できるような雇用者（企業）による制度整備、社会全体の意識改革・環境整備が必要である。また、今回は行政による支援がグループの活発化を促したが、この事業評価と支援終了後のフォローアップ（どのように活動に対する助力をしていくか）が今後の課題である。

ウ 震災後顕在化した女性問題・男性問題・家族問題にみられる成果と課題

震災直後から、県立女性センターを中心に他の公的機関や民間でも、女性・男性それぞれに顕在化したところの問題へのケア、並びに氾濫する情報の整理・提供が積極的に行われた。その過程では、雇用や家庭・家族に関する問題も浮かび上がった。これらの問題の深刻さ、重要性を改めて認識し、今後も引き続き、行政をはじめ社会全体が、問題を抱える人々を支援するとともに、自ら考え、解決するための機会を確保することが必要である。

② 今後への提案

ア 地域コミュニティ活性化に向けた活動の支援

～ 自律的な活動主体としての女性、男性

女性及び女性団体が自律的な活動ができるよう、これらの積極的な活用、行政による柔軟かつ的確な支援が必要である。また男性の地域活動を促すため、社会的な制度整備、機運の醸成も不可欠である。こうした女性たち、男性たちの協働による地域コミュニティの活性化に向け、行政との新しい対等なパートナーシップ（協働関係）を構築すべき。

イ 男女共同参画社会の実現

震災で顕在化した問題を克服するためにも、女性と男性がともに個性と能力を伸ばし、互いに対等なパートナーとして助け合い、責任を分かちあって、家庭、地域、職場でもいきいきと活動していく男女共同参画社会の実現が望まれる。またこの目指すべき社会は、同時に、震災により顕在化した多様な家族のあり方を尊重する社会でもある。

3 - (6) 「青少年の活動、青少年団体の活動」
(検証担当委員：速水 順一郎 兵庫県子ども会連合会常務理事)

① 取り組みの成果と課題

ア 青少年によるボランティア活動の展開

避難所や応急仮設住宅において、青少年は自主的に物資の配給やトイレ掃除、被災者の心のケアなど様々な活動を行い復興に貢献したが、これらの活動を通じて自らの居場所を発見し、役割を実感することにもつながった。

今後は、家族や友人を亡くした青少年の心のケアや、身近な地域で様々な体験活動に取り組める機会の提供が必要である。

イ 青少年団体等による新たな活動の展開

各団体が多様な支援活動を実践しており、震災を契機に修学資金の創設や被災児童の心のケアを目的とした施設建設などの新たな取り組みも展開された。

今後は、青少年団体も地域との関わりを深め、地域ぐるみで青少年を育む機運を醸成することが求められている。

② 今後への提案

ア 青少年の健康な成長に向けた取り組み

(ア) 青少年の心の問題への対応

悩みを真剣に聞いてくれる相談の充実や同じ境遇におかれた者が本音で話せる機会の確保に努めるとともに、地域で様々な技術や知識を有する大人との出会いの場をつくるべき。

(イ) 青少年の体験活動の充実

子ども達が自由に遊べる場所として「子どもの冒険ひろば」を地域に数多く設けるほか、トライやる活動の拡大や家族同士の体験交流、野外活動の機会の拡大を進めるべき。

(ウ) 青少年の居場所づくりの推進

青少年が気軽に立ち寄り、交流できる場所を拡大するべき。

イ 地域コミュニティの機能強化に向けた取り組み

(ア) 青少年の地域活動への参加促進

地域事業をモデルチェンジし、子どもたち自身による新たな企画を打ち出すほか、年齢に応じたリーダー役を育成し、地域防災コミュニティへの若い世代の参加も働きかけていくべき。

(イ) 青少年を地域で支え合う仕組みづくり

団体、学校、行政との連携を深めるための地域コーディネーターの配置や地域活動におけるシニア世代の活用、施設運営や団体の運営における地域協力体制の確立を図るとともに、人材育成やプログラム開発などによる青少年団体への支援強化や子どもを家庭に受け入れる経験づくりにも取り組むべき。

3 - (7) 「外国人県民支援のしくみづくりと地域の国際化の推進」
(検証担当委員：竹沢 泰子 京都大学人文科学研究所助教授)

① 取り組みの成果と課題

(成果)

ア 多彩な外国人支援NGO/NPO等の誕生

震災前までは個人で外国人県民支援などの活動を行っていた人たちが、震災を機に糾合し、多彩なNGO/NPO等を次々と立ち上げた。こうした人々の存在がなければ、被災した外国人県民への対応はもっと遅れたはずである。

イ 情報提供機関と相談窓口の増加

震災直後は、県が外国人県民インフォメーションセンターの受付時間を拡大したり、NGO/NPO等が多言語での相談窓口を設置した。その後も相談窓口の設置、多言語のFM局開設、ホームページでの生活情報の提供など、多言語の情報提供は格段に増えた。

ウ 外国人県民の意見をすくいあげる制度の発足

「外国人県民復興会議」に端を発する「外国人県民共生会議」など、外国人県民自身が地域の課題について、意見を表明し、協議する場が設置された。

(課題)

ア 初動対応期の情報提供と情報のフォローのあり方

大規模災害のような緊急時には、多言語で速やかに情報発信できるような備えが必要である。また、必要な情報を入手しても、行政窓口などでは日本語しか対応できない場合がほとんどであることから、提供した情報を外国人県民が有効に利用できるようにするためのフォローが求められる。

イ 被災した超過滞在者等に対する支援制度

超過滞在等の理由で健康保険に加入できず、また、災害救助法の対象外の医療を受けた外国人県民の中には、多額の医療費を自己負担しなければならない人もいた。また、災害弔慰金も短期滞在者や非正規滞在者は対象外であった。大規模災害という緊急時に、人道支援の立場からできることを検討する必要がある。

② 今後への提案

ア 緊急時における外国人県民に対する情報伝達手段の検討

テレビやラジオなどできるだけ多くの媒体により多言語での情報伝達を可能にするべき。その際、情報の提供だけではなく、被災外国人自身が居場所や様子を録音したりできる双方向の多言語による情報伝達手段が必要。

イ 母語による子どもの教育支援

日本語理解が不十分な外国人児童生徒にとって、母語による教育は、高い学習効果が得られるとともに、自尊感情の形成にもかわり、心理的側面からも果たす役割が大きいことから、母語を学習の場に取り入れるべき。

ウ 外国人コミュニティの自立支援

外国人県民の身近な場所できめ細やかな支援が行われるよう、日系南米人やベトナム人などのコミュニティの自立を一層支援すべき。

3 - (8) 「国際交流・協力を通じた国際性豊かな社会づくり」

(検証担当委員：芹田 健太郎

神戸大学名誉教授・愛知学院大学教授)

① 取り組みの成果と課題

ア 多文化共生社会実現に向けた取り組み

平成6年策定の「地域国際化推進基本指針」に示された共生の理念は、外国人県民を対象にした多言語による生活相談の実施や「外国人県民復興会議」の設置、さらにそれを受け継ぐ「外国人県民共生会議」の設置など、復旧・復興のさまざまな場面で具体化された。

しかし、短期滞在者に対する災害弔慰金の支給等、一部施策の外国人県民への適用については課題を残した。

イ 国際関係機関の積極的誘致と集積

兵庫県の積極的な誘致活動と支援により、神戸東部新都心には、4つの国連機関と8つの国際関係機関などが集積し、健康・福祉、地球環境、防災・人道支援の分野における国際貢献のための一大拠点整備が図られた。今後は、これらの機関の集積効果を生かすネットワークの構築が必要である。

ウ 市民を中心とした海外災害支援への取り組み

阪神・淡路大震災を契機として、海外災害支援についても、被災地責任という観点から、市民を中心とした活動が活発になった。多くのNPO/NGO等が海外災害支援に取り組む中で、平成14年には、常設の市民センターとして「CODE（海外災害援助市民センター）」が設立された。今後は、存在感を増してきたNPO/NGO等と行政の連携・協働システムの構築が必要である。

② 今後への提案

ア 国際社会の現場で通用する人材の育成

震災からの教訓、復興のノウハウや集積した国際関係機関など、兵庫県の特性を活かし、防災・人道支援、復興開発などの分野で国際的に貢献できる人材を育成するため、「国際平和協力支援センター（仮称）」の誘致を積極的に進めるべき。

イ 国際関係機関等のネットワークの構築

防災・人道、健康・福祉、地球環境などの分野における国際貢献を進めるため、兵庫県が提唱する「国際防災復興協力センター（仮称）」の設立など、国際関係機関の集積効果を生かす緊密なネットワークを構築するべき。

ウ 市民の力を生かす国際交流・協力

阪神・淡路大震災からの復旧・復興の過程を通じて、着実に能力を高めてきたNPO/NGO等と行政が協働して国際協力・交流を進めるため、協働事業の推進や国際関係機関との連携により市民の力を国際協力・交流に積極的に生かしていくしかけづくりが必要。

4 . 産業雇用分野

4 - (1) 「中小企業・地場産業の活性化」

(検証担当委員：佐竹 隆幸 兵庫県立大学経営学部教授)

① 取り組みの成果と課題

ア 金融支援による成果と課題

被災中小企業・地場産業の経営安定と生産設備の復旧に向けて、緊急災害復旧資金の創設や政府系金融機関の災害貸付の適用、さらに信用保証の特例措置などが行われた。また、利用者の負担軽減のため、復興基金による利子補給も行われた。これらにより、中小企業の復旧・復興に寄与したが、緊急災害復旧資金のうちまだ約15%が残っており円滑な償還が期待される。

イ 中小企業・地場産業の復旧・復興事業における成果と課題

ア) 総合相談所の開設

震災後、国、県、市町などの連携により総合相談所窓口を設置し、被災状況の把握と行政への要望等の把握に有効に働いた。その後、当時相談対応の中心であった県立中小企業総合指導所が廃止されたため、新しい体制が必要である。

イ) 事業場の確保

被災企業の事業場の確保のため、仮設賃貸工場の設置のほか民間賃貸工場移転への賃料補助が行われ、被災企業の操業再開に貢献した。しかし、復旧初期の段階では、用地の確保が困難で、事業場も十分ではなく、民間賃貸工場の賃料補助も復旧後期になってから実施された。

ウ) 受注確保・販路開拓事業の推進

取引の安定に向けて、受注確保・回復のための取引あっせんや商談会の開催が行われたほか、販路開拓や新製品開発・イメージアップ事業などに対して補助制度による支援が行われた。しかし、地場産業（酒、ケミカル、淡路瓦等）については、我が国の不況等と相俟って、震災前の水準に回復できていない。

② 今後への提案

ア 今までの取組を踏まえた提案

今までの取組における成果と課題を踏まえて、中小企業・地場産業活性化に向けた災害時における今後への提案は次のとおり。

- ・ 緊急時の総合相談所の開設マニュアル化、相談結果の市町等関係先へのフィードバックなど協力連携体制を構築すべき
- ・ 未再開事業者への支援メニューの早期提示と実施が有効
- ・ 非常時の土地利用における産業用地確保への配慮が必要
- ・ 喪失した販路・受注の回復のための迅速かつ相応規模の支援が必要
- ・ 支援機関に係るネットワークの活用が必要
- ・ 構造的な環境変化に対応した地場産業支援が必要
- ・ 技術の高度化支援による高付加価値製品や新技術の開発が必要
- ・ 復興基金終了後の継続的な取組が必要
- ・ 緊急災害復旧資金の円滑な償還対策が必要

イ 中小企業と地場産業の活性化に向けた3つの視点

上記の提言のほか、日本の縮図と言われる兵庫県での中小製造業と地場産業が有する多様性と地理的近接性を踏まえ、また経営環境が変化するなかで、さらなる復興と振興を進めるためには、民間企業自らによる「経営革新（第2創業）」、「ネットワーク化」、さらに民発の「産業クラスターの形成」の3つの視点による取組が必要

4 - (2) 「商店街・小売市場の活性化」

(検証担当委員：田中 道雄 大阪学院大学教授)

① 取り組みの成果と課題

ア 復興過程における主要成果

当初の復旧・復興に役立った事業として共同仮設店舗の建設支援、商業基盤施設の復旧助成、巡回総合指導や商店街診断制度などが挙げられる。復興が一段落し、まちづくりにおいて重要な役割を果たす一地域団体としての商店街等と地域を結びつける、にぎわい創出イベント支援などの事業が展開され、大きな潮流となったが、地域との関係構築についての模索は現在も続いている。

イ 復興過程における外部環境の課題

社会経済的な環境条件の課題としては、バブルの残滓が復興活動に影響したこと、土地減価時代において従来の再開発事業の思想を見直す時機に来ていることが挙げられる。また、商業が直面する意識課題として、転換期を迎え、中小商業の活動が一律的な動きから個性的な動きへと変わる中で、商店街・小売市場が自らの課題を克服しようという動きが「地域社会回帰」の思想であることを挙げている。そして、時間の経過による競争環境の変化の課題としては、復興が進むとともに、中小商業は多くの課題に直面しており、地域に根付いた産業として、商業を支援する重要性を挙げている。

ウ 復興過程における内部環境の課題

商業者、県、市町、中間組織等の主体が持つ課題として、商業者による自らの商業機能及び社会的機能の両面での有用性の自覚と意欲をテコに、まちづくりの中核として、商業者の活力を最大限に活かしていく施策の採用の必要性を挙げている。資金等の制度運用上の課題として、被災により潜在的負担を背負った商業者の窮状に言及し、まちの資産としての商店街施設への弾力的な支援の大切さを挙げている。ノウハウ、技術等の運用上の課題として、時宜に応じた施策の改廃が災害に対する復興ノウハウの「世代間伝達」を妨げるものであってはならず、柔軟な政策システムの必要性を挙げている。

② 今後への提案

ア 「震災特区」による緊急対応制度

震災特区の適用（激甚災害指定もしくは震災指定を契機として被災地において自動的に適用できる特例施策メニューを予め制度化すべき。）

- ・ 機動的・柔軟な対策の即決・発動を可能とする被災地独自財源の措置
- ・ 既存ハード施策の拡充・弾力化による支援
- ・ 既存債務の軽減、新規貸付の要件緩和
- ・ 復興・復旧にかかる専門家等のマンパワー投入システムの確立

イ 商店街の地域社会への回帰

- ・ 地域回帰（地域コミュニティに必要とされる社会的機能の復活）を支援するための商店街・小売市場等への財政的支援を強化すべき
- ・ 地域への貢献による商店街・小売市場と地域との連携を促進すべき
- ・ まちづくり会計システムにより商店街と地域との関係性を明らかにすべき

ウ 現代商店街・小売市場が抱える構造的課題の克服

- ・ 商店街・小売市場の新陳代謝に資する事業や新たな集客核の整備を通じた地域商業を再構築すべき
- ・ ソフト面を重視した個店の自助努力を支援すべき
- ・ 意欲ある商店街・小売市場への支援を強化すべき

4 - (3) ツーリズム振興に向けた取り組み

(検証担当委員：貴多野 乃武次 阪南大学教授)

① 取り組みの成果と課題

ア 初動期・復旧期の対応における成果と課題

観光施設の復旧にも重点が置かれた。「不要不急」と思われがちな「観光」を戦略的に捉える余裕がなく、従来型プロモーションを求める「常識」を前に、場当たり的で、性急なイメージ回復キャンペーンが先行した。こうした中「神戸ルミナリエ」は、神戸の冬の風物詩として定着していく。

イ 復興初期の対応における成果と課題

「明石海峡大橋」の完成により観光入込客数が急増。「北野工房のまち」が都市観光のビジター・アトラクションとして注目され、有馬温泉が復興した。一方で、「阪神・淡路百名所づくり」キャンペーンは、従来の観光の常識の域に留まった。商業施設の観光面での役割の評価や観光統計のあり方などの新たな課題への対応は進んでいない。

ウ 本格復興期の成果と課題

「淡路花博」「See阪神・淡路キャンペーン」「神戸21世紀・復興記念事業」が集客効果をもたらすが、全体として効果が持続しない、従来の枠を超える新しいプロモーションの開発がない、市民力が結集しきれないなどの課題も提起された。また、経営難、閉鎖、廃業に追い込まれた観光施設が続出、観光産業の構造問題が顕在化した。こうした中、「ひょうごツーリズムビジョン」が策定され、ツーリズムを实践する事業が展開されつつある。震災ツーリズムの中核施設「人と防災未来センター」、観光をテーマとした特区の認定、岡山県、鳥取県等との広域連携などの新たなツーリズムの萌芽も見られ、今後の成果が期待される。

② 今後への提案

ア 観光統計の整備と観光“知”の研究・教育機関の整備

観光立国を掲げる国の観光統計整備にあわせ、精度の高い観光入込客数把握の手法を確立すべき。更に、「ツーリズム」「観光」「観光客」「観光産業」の本質や、観光の戦略的マーケティング・マネジメントに係る研究を進めるための研究・教育機関を整備すべき。

イ 戦略的マーケティング・マネジメント・プロセスの導入

激甚災害からの観光復興にあっても、マクロ・ミクロの状況、顧客満足等、市場を意識した、マーケティング戦略を観光振興計画に導入し、また、事業評価に向けた目標指標の設定と評価システムを確立すべき。

ウ アトラクションの再定義

古いアトラクションの市場からの退場と、複合化した新たなアトラクション市場の再把握をすべき。また、アトラクションに優位性を確保しうる人的資産の評価を進めるべき。

エ 観光プロモーションの革新と新しい都市祭の創出

マス・プロモーション時代の終了した今日、個々の顧客との関係性を重視したプロモーションの構築が必要。また、地域が自慢する「宝」を定期的に地域でお披露目する、ステートフェア型の新しい都市祭の実施を検討すべき。

オ 都市観光の推進と地域ブランドづくり

都市を「ライフスタイルの展示場」としてその魅力を発揮させるべきで、魅力的な景観形成と空間デザインの実践、住民のライフスタイル、人的資産のブランド化を進めるべき。

カ 観光行政組織の再整備

観光が多分野にまたがる市民の「社会的行動」であることから、観光の機能に適合した横断的な組織づくりが必要。また、単年度予算主義を越えた中長期的な視野が必要であり、更に、観光行政のプロの養成も急がれる。

4 - (4) 「新産業創造と成長産業育成」
(検証担当委員：定藤 繁樹 関西学院大学商学部教授)

① 取り組みの成果と課題

ア ベンチャー企業への支援

資金支援は補助金、投資、融資制度が完備され、体系的に整備された。起業家支援システムは他府県に比べても、遜色のない統合化された内容を備えている。しかし、個別の成功事例は生まれつつあるものの、新たな産業が立ち上がるまでには至っていない。

イ 大学や企業のもつ技術シーズの活用など産学官連携の推進

(財)新産業創造研究機構(NIRO)は民主導、官支援のスキームの中で、産学官の資源を結合した新たな製品開発、事業化、中小企業の技術革新などを総合的に支援することを目指しており、他の都道府県にないユニークなモデルである。今後、NIROの各機能が有機的に連動・機能すれば産学官連携の全国モデルになり得る。

ウ 成長産業の育成

情報産業では、兵庫情報ハイウェイの活用や全県民がITの恩恵を受けるための情報リテラシー教育などが推進されている。環境産業については、臨海部の重厚長大型産業による資源循環型環境ビジネスへの進出や、研究会活動を通じてリサイクル事業に取り組むなどの成果が現れている。課題としては、情報映像などの新たな分野での企業が十分育っていないことと、環境ビジネス創成に時間を要する側面があることであり、今後の取組みと成果が期待される。

② 今後への提案

ア ベンチャー企業への支援

起業家への経営・技術指導の充実、ベンチャー企業と大学資源とのマッチング強化、ベンチャー企業への投資制度の充実、地域戦略資源を活用した重点的な新産業創成などが、課題を克服していくために必要。

イ 大学や企業のもつ技術シーズの活用など産学官連携の推進

産学官連携については、スピンオフベンチャー輩出への支援、リーディング企業への長期的な経営支援を行う制度の充実、大学との連携、都心部や地域の文科系大学の資源を活用した地域おこしへの支援などが必要。

ウ 成長産業の育成

競争優位な地域資源を活用・連携し、ロボット、健康、ナノテク、バイオ、環境などの新産業育成を図るとともに、文化・芸術・エンターテインメントなど新たなサービス産業の育成を図るべき。

4 - (5) 「国内外企業の立地推進」
(検証担当委員：加藤 恵正 兵庫県立大学経済研究所教授)

① 取り組みの成果と課題

- ア 産業集積条例（産業復興条例）による企業立地支援
エンタープライズゾーン構想は実現していないが、県・市による拠点地区等の設置により、進出企業への不動産取得税の減免・雇用補助・低利融資等の支援を実施し、企業立地の推進が図られてきた。
- イ 震災後にはじめた外国・外資系企業誘致活動
外国・外資系企業の集積のための「国際経済拠点地区」設置や「ひょうご投資サポートセンター」によるワンストップサービス等の支援による誘致活動が推進された。
- ウ 被災地域で認定された構造改革特区
国の特区認定を受け、企業進出の活発化、市民農園の開設等の実績が上がっている。
特区における国の税制優遇や補助融資制度の創設は実現していない。

② 今後への提案

- エンタープライズゾーン施策の拡張と次世代型立地施策
(考え方)
 - ア 期間限定型機動的企業立地政策
期間限定措置を前提とし、企業誘致を狙いとしたエンタープライズゾーンを設置する。
 - イ 戦略的産業・ビジネスクラスター立地政策
都市の産業構造改革に焦点を置く、戦略的な規制緩和誘導を含む特区を設置する。
 - ウ 既成市街地再生型立地政策
期間を限定した再生措置として、既成市街地における経済再生特区を設置する。
- (具体的な提案)
 - ア 規制緩和の積極推進
特区政策が一般的な政策では対応が困難な地域固有問題へのゾーン施策ならば、その解決のための抜本的な規制緩和、税の減免等のインセンティブ付与が必要。
 - イ 広域連携による産業基盤の機動的整備
産業支援施設の設立など産業基盤の整備について、PFIなどを長期契約による自治体間取引契約による自治体間の「長期契約による広域連携」の仕組みの活用を図るべき。
 - ウ 企業誘致のための体制強化
県・市・商工会議所等とのネットワークを形成し、産業用地やオフィス情報の共有化の仕組みづくり、専門家を活用した企業誘致活動を行うべき。
 - エ 企業立地推進のための中間組織の設立
イノベーション創出を狙いとするクラスターで、情報共有の核となり知識創造をマネジメントする中間組織を設立し、新規参入企業のリスク軽減機能を持たせるべき。

4 - (6) 「多様なワークスタイルづくりを通じたしごとの創造等、
しごと・雇用対策」

(検証担当委員：下崎 千代子

大阪市立大学大学院経営学研究科教授)

① 取り組みの成果と課題

ア 雇用の安定化

- ・ 雇用調整助成金の特例措置や雇用保険の弾力的運用等、制度の迅速・柔軟な運用による失業者・休業者の生活保障確保及び雇用維持が図られた。
- ・ 政労使協力による雇用不安解消、雇用確保に向けた取り組みとして「兵庫型ワークシェアリングについての合意＝兵庫合意」が成立（1999年12月17日）し、雇用の安定策の基盤となった。
- ・ 産業構造転換を見据えた職業訓練が必要である。
- ・ 非正規雇用者あるいはコミュニティ・ビジネス従事者、独立労働者（SOHO / フリーランス等の業務委託契約でしごとを請け負う）などの半雇用者が増大すれば、従来の法律や制度では十分に対応できない空白部分を補う新たな法律や制度の確立が必要となる。
- ・ 若年層の転職率・失業率が高く、また、非正規社員の割合も高くなっており、雇用のミスマッチの解消が必要である。

イ 就業の多様化

- ・ 地域のニーズに基づいた生活者志向の産業の創出、事業者の育成としてコミュニティ・ビジネス創出等、就業の多様化への支援が行われた。
- ・ 半雇用型ワークスタイルによる失業率の改善を図る必要がある。
- ・ 団塊の世代が大量に定年を迎えることで、社会に排出される経験・機能に優れた高齢者を労働力として活用する必要がある。（2007年問題への対応）

② 今後の提案

ア 雇用の安定化

- ・ 相互扶助的な所得保障制度の構築（現代版頼母子講）やコミュニティレベルでの求人・求職情報の斡旋場所の設置により、非正規雇用者・半雇用者（NPO/CB/SOHO従事者）等の雇用保険未加入者に対する災害時等の所得保障を行うべき。
- ・ 大災害時において、一定の雇用の確保を可能とするためにも、被災していない大企業は、1～2名の採用を無条件で受け入れるといった災害時ワークシェアリング制度が整備されるべき。
- ・ 災害の直後は、通常時とは異なるビジネスが必要となる。その時に誰もが容易に起業（あるいは営業）できる制度の準備が必要。（例：自由に商業活動できる場所（公園や路上）の開放 / 建設作業等のビジネスマッチングを担うエージェント活動を公民館等で実施可能とする）
- ・ 最近では仕事につかない若者が増大しており、幼少期からの「職業意識」の醸成は、長期的な日本の経済発展を見据えた時には、最重要な課題である。また、職業訓練の場を数多く準備するとともに社会のニーズに柔軟に対応できる職業教育機関を充実するべき。

イ 就業の多様化

- ・ 地域には、多くの取り残されたニーズが存在し、それらを開拓し、ビジネスとして成立させることで地域経済が活性化するとともに、コミュニティの復活を図ることができる。これらの地域ニーズの発掘、コミュニティビジネスを担う人材開発、ビジネス活動支援が必要。
- ・ 世代間ワークシェアリングで、経験・技能に優れた高齢者を継続雇用して、労働力の減少に対応するとともに、次世代を担う若年者に対して、かれらの経験・技能を伝承することが望まれる。一方で、地域でのコミュニティ・ビジネスを起業して、地域ニーズに対応する事業家として活躍することも期待される。（「2007年問題」への対応）

4 - (7) 「食料の安定供給を支える農林水産業の活性化」
(検証担当委員：内田 一徳 神戸大学農学部教授)

① 取り組みの成果と課題

ア 農地・農業用施設関係

- ・ 作付け用農業用水を確保し、耕作者の不安が解消された。
- ・ ため池管理者からの被災連絡が遅れた。

イ 農産園芸・畜産関係

- ・ 臨時航路等の確保に努め、生鮮野菜の出荷ピークを乗りきった。
- ・ 生乳の出荷先工場の変更調整により、生乳の販売先を確保し廃棄処分を免れた。
- ・ 農産物・畜産物の被害状況、輸送ルートの把握に時間を要した。

ウ 消費流通（卸売市場）関係

- ・ 仮設卸売市場の設置により卸売業務を早期に再開して、食料確保により活気を取り戻した。

エ 治山・林業・林産関係

- ・ 治山フェニクス計画が決定された。
- ・ 地震直後の山中の被災状況の把握が遅れた。

オ 漁港水産関係

- ・ 漁港漁村の整備により、避難路・避難地が設置された。
- ・ 住宅の抜本的な密集解消が出来なかった。

② 今後への提案

ア 都市住民も参画した地域資源の保全

- ・ 防災への危機管理意識の向上、ため池管理者の役割の再認識が必要。
- ・ 地域住民・都市住民参加による、ため池維持管理を啓発すべき。

イ 緊急時における農業生産物供給対策の強化

- ・ 各産地に対して緊急時の輸送ルートの把握と、災害時における対策を検討すべき。

ウ 緊急時における市場流通機能の強化

- ・ 被害状況を想定した輸送シミュレーションを実施すべき。

エ 山地災害対策等の強化

- ・ 地域の地形・地質から判断した危険度及び過去の災害歴を、住民に示すことにより、防災意識の向上に努めるべき。

オ 災害に強い漁港・漁村づくり

- ・ 個人住宅の補助も含めた、総合的集落環境整備制度の創設が必要。

4 - (8) 「都市と農山漁村交流推進」
(検証担当委員：保田 茂 神戸大学名誉教授)

① 取り組みの成果

- ア 日常からの交流があった地域間では、被災地域に対し迅速な支援が行われた。
- イ 楽農生活の推進等により交流人口は増加した。
 - (ア) 交流施設の整備推進 [市民農園の整備等]
 - (イ) 交流機会の増加への支援 [グリーン・ツーリズムバス運行支援等]
 - (ウ) 交流を支える組織・人づくり [楽農生活リーダーの育成等]
 - (エ) 安全・安心な農産物づくり [ひょうご安心ブランド認定制度の創設等]

② 課題

- ア 自治体間の相互応援協定だけでは食料等の支援について十分な対応が困難であった。
- イ 日常的な交流に発展する継続性を持った交流内容となっていなかった。
- ウ 地元産の農産物を購入することの意義が消費者に十分理解されていなかった。

③ 今後への提案

- ア 危機管理の視点に立った都市と農山漁村交流の推進
 - ・ 被災地域からの情報が途絶、行政機能の低下といった状況にあっても、自律的かつ心のこもった迅速な支援ができるよう、野菜の直販等を始めとする顔の見える交流を日頃から推進する必要がある。
 - ・ 「いざというときに命を救う」広域なヒューマンネットワークの構築を目指し、人と人の関係を深め、一過性の自然体験等にとどまらない継続性の高い交流を推進する必要がある。
- イ 都市と農山漁村交流の新たな視点
 - ・ 都市からの新規就農希望者受入れ等のシステムづくり
農山漁村の活性化と都市住民の生きがい創出等のため、都市からの就農希望者と受入れ可能な集落との交流を進めるべき。
 - ・ 都市部高齢者にやさしい街づくり
自家用車による量販店の利用が困難な都市部の高齢者のため、住居周辺の商店街による安全・安心な食料品や加工品等を取り揃えた店舗づくりが可能となるような交流を進めるべき。
 - ・ 地産地消システムづくり
食の安心を最も低コストで実現できる地産地消のシステムづくりを推進する交流を進めるべき。
 - ・ 食育推進システムづくり
人間が育ち生きる根源に食と農が関わっているという認識を深めるため、学校教育とタイアップした交流を進めるべき。
 - ・ 地域農業支援システムづくり
所有者による管理が困難になった農地への支援等、地域農業の継続及び農村景観の良好な保全を応援する交流を進めるべき。

5 . 防災分野

5 - (1) 「県域（県・市町）における防災力向上のための取り組み」 （検証担当委員：室崎 益輝 独立行政法人消防研究所理事長）

① 取り組みの成果と課題

ア 県の災害対応能力の向上における成果と課題

防災監の設置など県の組織体制の整備、災害対策センターや24時間監視・即応体制の整備など、平時における備え、初動体制を中心に体制の充実が図られたほか、防災関係機関等の連携強化、防災基盤の整備にも前進が見られる。

今後は、中・長期的な目標を設定して防災体制のさらなる充実を進めるとともに、市町への支援体制を強化する必要がある。

イ 市町の災害対応能力の向上における成果と課題

県内全ての市町で阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた地域防災計画の修正が行われ、防災専任の組織（課）が10市町で整備されるなど、平時の備えが進められている。

しかし、市町間で防災体制・施設整備等の進捗に差がみられ、取り組みの遅れている市町の防災体制の充実が急務である。

② 今後への提案

ア 減災、予防のためのアクションプログラムの作成

防災施設の必要な整備水準を明確にするとともに、現在の整備量を定期的に把握し、年で%まで整備するというアクションプログラムを作成すべき。また、その進捗状況を行政の責任として、毎年度公開すべき。

イ 県による市町防災体制の支援

市町の規模等によっては組織的、計画的な防災体制の整備が困難な場合があり、県による市町支援を充実させるべき。

（例）

- ・市町の防災体制の点検、訓練実施支援
- ・市町支援チームの結成 等

5 - (2) 「広域的な防災体制強化の取り組み」

(検証担当委員：河田 恵昭

京都大学防災研究所巨大災害研究センター長)

① 取り組みの成果と課題

ア 府県間の広域連携

合同防災訓練（近畿府県）の実施（平成7年～）、相互応援協定の締結（全国都道府県、ブロック単位、臨県等）など制度面の整備が進み、本年夏の福井豪雨（近畿2府7県）新潟県中越地震（全国都道府県）平成16年台風第23号（近畿2府7県）等において、協定に基づく職員の相互派遣が行われるなど、都道府県相互の応援態勢が早期に確立され、阪神・淡路大震災の教訓が生かされている。

イ 国の体制、全国的な制度等の改善の取り組み

消防職員については、緊急消防援助隊が法定化（平成16年4月1日施行）され、以後の災害に対して、迅速な広域応援が行われるなどの効果が見られる。

また、新潟県中越地震において、各省庁が、医療、こころのケア、応急危険度判定など応援が必要となる時期に合わせて、国の職員及び都道府県の職員の派遣調整を行うなど、国の対応は進みつつあるが、今後より一層の充実を図るうえで、広域派遣に関する要領等の整備を行う必要がある。

② 今後への提案

ア 基本的な事項の共有化・標準化

広域連携を実施するためには、基本的な事項の共有化・標準化を進めるべき。

イ 国と都道府県間の情報の双方向性の徹底

都道府県と国の有する情報を相互に伝達する、災害情報の双方向性を徹底させるべき。

ウ 基幹的広域防災拠点の整備の推進

大規模災害時には、一般的には陸上からの救援活動は困難かつ非効率な面があることから、基幹的広域防災拠点を臨海部に整備すべき。

5 - (3) 「防災を担う人材育成」
(検証担当委員：林 春男 京都大学防災研究所教授)

① 取り組みの成果と課題

ア 自治体における理想の人材（質・量）と現実との差を埋めるための取り組み
国、都道府県における防災専門職の設置が増加するなど、組織体制の整備が進むとともに、大規模な図上訓練などの実戦的な防災訓練を通じた人材育成も行われているが、特に市町村の組織体制の整備に不十分な点が見られる。

② 今後への提案

ア 自治体の規模や地域の脆弱性など諸事情に応じた、初動期から復興期までの人材の確保
各自治体がそれぞれの状況に応じて、理想とする人材の定量化を行った上で、人材育成に努めるべき。

イ 「予備役」制度の導入

- ・ 防災担当職員が他部局に異動した後も発災時に災害対応に当たるシステムを整備すべき。
- ・ 消防、警察、行政等の職員OBを災害時に動員するシステムとして、兵庫県の災害救援専門ボランティア（うち救急救助分野：警察、消防等のOBで構成）のような制度を都道府県や市町村レベルでも整備すべき。
また、防災行政や災害復旧・復興に関する各種の行政分野においても同様のシステムによりOB職員の組織化を図るべき。
- ・ 情報通信、機器操作等の技術・技能を持った民間の者を災害対策に動員するシステムとして、応急危険度判定士のように、情報通信などの分野においても民間技術者の活用を検討すべき。

ウ 防災人材のマネージメント機能の強化

災害時の動員計画、平常時の防災関係職員の人事ローテーション、研修等について一体的に人事管理する機能を確立すべき。

5 - (4) 「自主防災組織等の活動に対する支援」
(検証担当委員：小村 隆史 富士常葉大学環境・防災学部講師)

① 取り組みの成果と課題

ア 自主防災組織に対する支援

自主防災組織の組織率が、阪神・淡路大震災直後（H7年4月）の27.4%から、平成16年4月には93.8%になるなど、組織面の整備は進んでおり、今後は、自主防災組織による持続的な活動の展開を図ることが課題である。

② 今後への提案

ア 被害の発生抑止に焦点を当てた地域防災力の向上

(ア) 発災直後の「いのち」を守る段階の事前教育

初期消火、捜索救助、捜索救助用資機材の備蓄、復旧・復興期における住民共助活動に有効なノウハウの教育を充実させるべき。

(イ) 自主防災組織の活動の拡大

家庭における地震防災の王道である耐震診断・耐震補強、家具の転倒防止についても自主防災組織の取り組みを推進すべき。

イ 地域防災力の新しい方向性 ～納得して地域で暮らす～

(ア) 「地域の力」の向上

祭り、イベントのような地域の結束力を向上させる活動を通じ、防災だけに限らない地域の力を向上させるべき。

(イ) 「地域を知る」

地域の災害履歴についての学習を進めるべき。

ウ 『地侍』の育成

コミュニティの危機（災害、高齢化、不況等）に対応する総合力を高めるために、コミュニティと共に歩む志高き「地侍」を育成すべき。

5 - (6) 「建築物の耐震化促進」

(検証担当委員：目黒 公郎 東京大学生産技術研究所教授)

① 取り組みの成果と課題

ア 住宅等の耐震補強等

兵庫県では、民間住宅等の耐震改修を促進するため、平成8年度から耐震診断への補助(約3万9千戸)が行われた。平成15年度からは、改修計画の策定や耐震改修工事に対する補助も行われているが、初年度(15年度)の実績は、計画策定119戸(30件)、改修工事17戸(17件)であり、平成16年度から簡便で低廉な耐震改修工法を開発し、補助対象の工法とするための検討がなされている。

また、旧耐震基準住宅の集積している地区を抽出し、重点的に耐震化を促進する必要がある。

イ 県市町有施設の耐震化

兵庫県では、平成16年度中に県有施設の耐震診断を終了し、耐震改修等による耐震化を進めることとされている。

また、兵庫県では、県有施設のうち、県立学校については、耐震改修が必要な90校全てについて、今後10年間で改修工事が実施される予定である。

市町有施設のうち、特に学校については、文部科学省が提示した「学校施設耐震化推進指針」を活用し、所管する学校施設の耐震化を着実かつ迅速に進める必要がある。

② 今後への提案

ア 自助、公助、共助の制度の創設

- ・公助：耐震改修済み住宅が被災した場合に限定した、公費による住宅再建支援制度
- ・共助：耐震改修済み住宅の所有者間での共済制度(全国規模)
- ・自助：耐震改修済み住宅への「地震後の火災のみを対象」とする新たな地震保険

イ 耐震改修の費用対効果

個人住宅の耐震改修効果を明確にするため、長期地震予知情報を前提として、耐震改修の実施により期待しうる損失額の軽減効果をわかりやすく評価すべき。

(説明の例)

東南海・南海地震等の被害予測が最大で300兆円以上と見積もられている事実から、仮に発生確率約50%とされる30年間で均一化すると、年間10兆円の被害が、毎年生じている計算になる。

ウ 耐震診断の推進

兵庫県内の旧耐震基準約78万戸の耐震診断を推進するために、わが家の耐震改修促進事業の制度拡充を検討すべき。

5 - (7) 「国際防災協力活動」

(検証担当委員：梶 秀樹 慶応義塾大学総合政策学部教授)

① 取り組みの成果と課題

ア 国際的支援に対する直接的なお返し

兵庫県では、台湾、トルコなどの地震災害等、海外の災害の被災地に対して、緊急救援物資や義援金等を寄贈されたほか、必要に応じて国、神戸市等とも連携しながら県職員を派遣して復旧・復興等の支援が行われた。

今後とも、震災の教訓を踏まえた効果的な情報発信や、被災地のニーズを踏まえた支援を図っていく必要がある。

イ 被災の経験とそこから得た教訓のグローバルな観点からの蓄積と共有化

神戸東部新都心に整備された、人と防災未来センターなどの国際防災関係機関の集積を活かして、阪神・淡路大震災の経験を全世界と共有していく必要がある。

ウ 被災の経験と教訓を世界へ発信することを通じての将来の災害や危機軽減への貢献

兵庫県では、阪神・淡路大震災の1年前のノースリッジ地震の経験を有する米国カリフォルニア州及び姉妹州である米国ワシントン州との防災協力協定が締結され、職員の派遣研修、講師の派遣などが行われているほか、北東アジア自治体連合の防災部会のコーディネート自治体を務めるなど、防災分野の国際交流を通じて、被災の教訓と経験の発信等がなされている。

今後は、海外自治体との防災協力の具体化を図っていく必要がある。

② 今後への提案

ア 被災地のニーズを踏まえた的確な海外支援

被災地のニーズや支援のための調整窓口となる機関を的確に把握するための方策を検討すべき。

イ 人的派遣制度の確立

復旧・復興を経験した県職員を、国等からの要請に関係なく積極的に派遣する制度を確立すべき。

ウ 防災協力協定等を踏まえた協力の実現化、具体化

海外自治体との効果的な防災協力のあり方を検討すべき。

エ 国連防災世界会議を踏まえた今後の国際防災協力の推進等

国際防災関係機関の集積力やネットワークを生かした連携のあり方を検討するとともに、国連防災世界会議での21世紀の国際防災戦略（兵庫戦略）を踏まえ、国際防災復興協力センター（仮称）構想を推進すべき。

5 - (8) 「総合的国民安心システム創設のための取り組み」
(検証担当委員：廣井 脩 東京大学大学院教授)

① 取り組みの成果と課題

ア 生活再建支援

阪神・淡路大震災復興基金を活用した各種生活再建支援対策の実施や被災者生活再建支援法の制定など、制度面の前進が見られた。

特に復興基金を活用した被災者支援という枠組みは、新潟中越地震においても同趣旨の制度が検討されているなど、今後の被災者生活支援施策の一つのモデルとなる可能性がある。

一方で、低所得者や高齢者に対する融資制度の限界が明らかになるなど、既存制度の不備が確認された。

イ 住宅再建支援

被災者の住宅再建に対する支援として居住安定支援制度が創設され、住宅に対する公的支援の道が拓かれたことは画期的な成果と言える。しかし、内容において、住宅建設費本体を対象としないことなどの制度上の不備が残されている。

② 今後への提案

ア 「災害保護」制度の創設

被災を起因として収入の途を失い、生活に困窮する世帯に対して、「社会福祉」でなく、「災害対策」の観点から、一定期間継続して生活支援を行う「災害保護」制度を創設すべき。

イ 住宅再建自己選択支援制度の導入

被災者自らの意思で、自らの復興の道筋を描き、自立再建に取り組めるよう、住宅確保の在り方を自ら選択し、その在り方に応じた支援を行うべき。

ウ 全国版住宅再建共済制度の実現

兵庫県で検討している住宅再建共済制度を先導モデルとして、国等においても全国版共済制度の検討を早急に進めるべき。

6 . まちづくり分野

6 - (1) 「復興のまちづくりにおける取り組み」 (検証担当委員：土井 幸平 大東文化大学教授)

① 取り組みの成果と課題

ア 復興まちづくりにおける合意形成の成果と課題

震災復興土地区画整理事業等の都市計画事業地区においては、まちづくり協議会が多数設立されて、住民の合意形成が促進され、住民主体の復興まちづくりが大いに進展した。

一部の地区においては、震災直後に住民と行政が対立し、住民の合意形成に長時間を要したことから、今後の課題として、平常時から住民主体のまちづくり活動を促進するとともに、住民合意のまとめ役としてのまちづくり専門家の育成が必要である。

イ まちづくり専門家による支援の成果と課題

復興基金を活用した専門家派遣制度は、住民による自力復興地区とされたいわゆる「白地地域」でのまちづくり活動に対し、まちづくりコンサルタント等の専門家を派遣することにより、住宅の共同建て替えやマンション再建、地区計画の決定等を推進した。

しかしながら、相対的には「白地地域」でのまちづくり活動は低調であったり、また、専門家の確保も不十分であったことから、今後の課題として、まちづくり支援施策の継続や専門家の育成が必要である。

ウ まちづくり支援事業の成果と課題

県は震災を教訓に「まちづくり基本条例」を制定し、復興まちづくり支援事業を全県に拡大した結果、被災地外でも住民主体のまちづくり活動が活発化し、まちづくり協議会が全県に広がった。

住民のまちづくり活動を支援する制度の未整備市町が県内で半数程度あり、今後の課題として、市町におけるまちづくり条例の制定や支援制度の整備が必要である。

② 今後への提案

ア 初動混乱期に対応できる人材育成と支援ネットワークの構築

まちづくり専門家を育成しそれらのネットワークを構築するなど、初動混乱期に住民と行政の橋渡し役となる専門家を派遣する制度を充実すべき。

イ 平常時における住民主体のまちづくり活動の活発化

地域住民により地域の将来像を共有し、地区計画やまちづくり協定の締結等を推進するとともに、人材育成や防犯・福祉・緑化・景観などの地域課題への取り組みを促進し、平常時から住民主体のまちづくり活動を活発化すべき。

ウ 住民主体のまちづくりを支える諸制度の整備

市町において、まちづくり条例の制定を推進し、まちづくり協議会の位置づけを明確化するとともに、まちづくり支援制度の整備を促進し、住民主体のまちづくり活動を活発化させる諸制度を整備すべき。

6 - (2) 「復興市街地整備事業における取り組み」

(検証担当委員：小林 郁雄

阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク代表)

① 取り組みの成果と課題

ア 事業計画策定過程における成果と課題

第一段階で事業区域や幹線道路等の大枠のみを決定し、第二段階で住民の意見を反映して区画道路、街区公園等を決定する二段階都市計画決定を行なった。

今後は、より迅速に住民の意向を把握し、合意形成を図れるよう現地にコミュニティを残す工夫と専門家の派遣制度等の充実を図る必要がある。

イ 事業推進過程における成果と課題

震災特例措置や二段階都市計画、震災復興基金、複数事業などの組合せ、地元からのまちづくり提案による柔軟な計画変更などにより事業が進められ、道路、公園等の公共施設を整備することにより、市街地環境と防災性の向上が図られた。

今後の課題として、地区内の居住者構成や商業環境の変化を的確に判断し、事業を推進する必要がある。また、被害の小さい密集市街地で未整備地区が残された。

② 今後への提案

ア 復興事業には早期・柔軟・多様性を

- ・ 二段階都市計画決定による事業実施は、平常時のシステムとして参考にするべき。
- ・ 住民には、生活再建のために、転出を含めた多くの選択肢を提示すべき。

イ まちづくり協議会を支える専門家派遣などの支援

- ・ 専門家を早期にかつ適材適所に派遣する制度が必要。
- ・ 震災復興では、事業に柔軟に対応できる基金制度が必要。
- ・ 公団、公社等の公的セクターの経験を継承することが必要。
- ・ 被災住民を現地に残す工夫と震災前からの歴史、文化、街並みなどの特長を活かしたまちづくりが大切。

ウ まちづくりとすまいづくりの総合化

- ・ 復興市街地整備事業では、地域を取り巻く環境変化への対応と特色あるまちづくりが必要。
- ・ 被災地復興、被災者支援には、市街地再開発事業のような重装備な事業ばかりでなく、被災者などが共同で建替えることを支援する「被災建物共同建替事業」のような制度の活用も有効。

エ まちづくりプラットフォームによる安心安全まちづくり

- ・ 密集市街地の災害危険度評価とその結果の公表が必要。
- ・ まちの課題等の情報交換、ワークショップ、リーダー養成などを行う拠点として「まちづくりプラットフォーム」を設置し、住民主体のまちづくりを推進すべき。

6 - (3) 「新しい都市核の形成に向けた取り組み」
(検証担当委員：角野 幸博 武庫川女子大学生生活環境学部教授)

① 取り組みの成果と課題

ア 新しい都市核の震災復興への貢献状況における成果と課題

阪神・淡路震災復興計画に位置付けられた17の新市街地建設プロジェクトのうち、六甲アイランド、西神地区、大久保駅南地区、神戸東部新都心、西宮浜地区、南芦屋浜地区は住宅供給及びその受け皿としての役割を果たした。また、神戸東部新都心、鳴尾浜地区、ポートアイランド2期、神戸複合産業団地、尼崎臨海地区は業務機能等の受け皿としての役割を果たした。

その一方で、宝塚新都市、東播磨情報公園都市、小野(山田)地区では、震災復興計画の位置付け時点で新市街地計画に不確定要素が多く、現在まで計画が進捗しなかった。また、東条南山地区、北淡町浅野地区、洲本新都心は、事業は進捗したものの住宅供給時期の遅れや被災地と生活圏が異なる場所にある等の様々な問題から震災復興との関連が希薄となった。

イ 新しい都市核のあり方における成果と課題

17の新市街地建設プロジェクトで迅速な事業計画等の変更が行われた地区においては、応急仮設住宅・公的住宅の受け皿としての役割やまちづくりのモデルケースとしてユニバーサルデザインの導入等が実施された。

しかし、阪神・淡路震災復興計画における「多核ネットワーク」都市構造は、17新市街地の事業較差や臨海部・被災地東部での予想以上の民間分譲住宅の供給等により目標を達成したとは言えない。また、京阪神大都市圏や大阪湾ベイエリアなどの広域での位置付けが十分に検討されなかったことも要因である。

② 今後への提案

ア 新市街地が復興に貢献するための要件

計画当初から計画変更の即応性を確保し、土地の暫定利用、事業計画自体の変更等が迅速に対応可能な計画上の措置を講じ、敏速な受け皿の確保、短期の入居募集、一元化された情報提供等を推進すべき。

イ スムーズな移転等のための経済・心理的動機付け

住宅系新市街地においては、深い喪失感と不安感を軽減し生活圏域の変化を緩やかに進めるための施策を必要とし、業務系新市街地については、移転のための資金面や移転を契機とした業種業態の転換における公的支援制度の検討が必要。

ウ 個性的、求心力の強い「核」の育成の必要性

ユニバーサルデザインやアメニティにおける一層の追求と未利用地や空閑地の暫定利用も含め、新市街地の魅力として活用する工夫が必要。

エ 広域的な多核ネットワークの構築

京阪神大都市圏や大阪湾ベイエリア等における広域的なネットワーク連携の構築が必要。

6 - (4) 「街並み景観における取り組み」

(検証担当委員：鳴海 邦碩 大阪大学大学院工学研究科教授)

① 取り組みの成果と課題

ア 景観の再生・まちなみの保全における成果と課題

景観に関する地域ルールが出来ているところでは、震災後の比較的早い段階において、まちの復旧、復興に景観形成の観点を導入することができた。しかし、景観に関する地域ルールを持たない一般的な被災市街地においては、地域に定着していた石垣・生垣による外構の減少、在来工法住宅の減少等、景観の変化に対して対応が不十分であった。

今後は、景観まちづくり地区制度を拡充し、一般市街地においても住民主体による景観の形成に関する取り組みを推進するとともに、景観に対する住民意識の向上を促進する施策が必要である。

イ 歴史的建造物等の修復に対する支援における成果と課題

歴史的、文化的に重要な指定文化財の修復、歴史的建造物等の修復については、支援事業により一定の成果を収めたが、一方では、公費解体の過剰展開、景観重要建築物に対する地域の価値認識の弱さ等に起因し、多くの歴史的建築物を喪失することになった。

今後は、指定文化財等に対してだけでなく、景観形成を図るうえで重要な一般建築物等に対しても、維持修繕費用を効果的に助成する必要がある。

② 今後への提案

ア 景観の形成を考慮した地区計画の策定等

景観まちづくり地区制度（まちなか景観形成地区等）や住民主体の景観まちづくり協定の策定等を推進するため、景観アドバイザー（専門家）の派遣等を行い、住民主体による地区計画等の策定に対する指導・誘導を適切に行うとともに、景観形成に係る建築物等の維持修繕費用を適切に助成できるよう制度を拡充すべき。

また、景観に関するまちづくり活動等を表彰するなど、住民意識の向上を促進する施策を講じるべき。

イ 景観重要建築物等の指定の推進及び助成

景観重要建築物等の指定の推進を図るとともに、景観重要建築物等の維持修繕費用の助成を適切に行うべき。また、景観重要建築物等を核とした周辺景観形成制度を確立すべき。

6 - (5) 「街並み緑化・公園整備に向けた取り組み」

(検証担当委員：齊藤 庸平 兵庫県立淡路景観園芸学校

/ 兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授)

① 取り組みの成果と課題

- ア 災害時における公園とみどりの役割
震災の教訓を踏まえ、住民のなかで「みどり」の役割が再認識されるとともに、災害時の公園の役割として「防災拠点」の概念が生まれた。
都市公園の災害復旧は、平成9年3月に完了した。その教訓から、平成10年4月に都市公園が「公共土木施設災害復旧事業費負担法」の対象となった。
- イ 新しい防災公園、緑地づくりの試みにおける成果
住民と行政が協力し、復興まちづくりが行われ、住民主導により地域の特性に応じた様々な形態の公園緑地が誕生した。
また、震災の教訓から、「防災公園街区整備事業」が創設されるなど制度の充実が図られた。しかし、まだ防災公園の整備は十分とはいえない状況にある。県では、県内全域の災害に対応する県域防災拠点となる「三木総合防災公園」が全国に先駆け整備され、新潟県中越地震や台風第23号で見られた中山間地域の孤立したまちや集落に対する広域災害支援に迅速に対応できるものと期待される。
- ウ コミュニティ再生と街角緑化における成果
「みどり」を通して、ひょうごグリーンネットワーク、阪神グリーンネットワークなど、市民による復興への取り組みや地域コミュニティの再生が行われた。
このような背景を受け、淡路景観園芸学校や人と自然の博物館、有馬富士公園などでは、「みどり」の活動を支える人材育成が始まった。

② 今後への提案

- ア 都市の再生と連携した公園緑地整備の推進
- ・ 防災公園単独ではなく、学校など他の公共施設を一体的に整備することにより、一定規模と機能を持つ地域防災拠点としての確立を図ることが必要。
 - ・ 県域防災拠点である三木総合防災公園と、県内の他の広域防災拠点との「広域防災拠点ネットワーク」を確立するため、既成市街地の広域防災拠点を担う防災公園等の整備推進とともに、市町や関係機関の調整も含めた運用マニュアル等の作成が必要。
 - ・ 市街地大火の危険性を軽減させるため、水とみどり及び都市基盤施設が有機的に連携した広域防災軸を整備し、安全で潤いの都市の軸を確立すべき。
 - ・ 孤立集落の災害時対応を踏まえたヘリコプターの離着陸が可能な「地域広場型公園」の整備が必要。
- イ 公園緑地、街並み緑化への非常時のマネジメントシステムの強化
- ・ 平常時から、地域住民との連携により非常時における防災公園の運用体制の確立を図り、初期救助活動、避難行動などに対応できる「防災公園市民リーダー」を育てることが必要。
 - ・ 公園緑地の災害復旧に関して、防災機能の強化など、原型復旧でなく柔軟に対応できるシステムの創設や被災市町を技術的に支援するマネジメントシステムの設立が必要。
- ウ 住民主導の「みどりのまちづくり」を確立するために
- ・ コミュニティの再生、まちの復興に寄与するまちなみ緑化活動が生まれた機運を風化させず、創造的まちづくりへと発展させるための支援策が必要。
 - ・ みどりの住民運動を支えるコーディネーターとなる人材の育成を強化し、住民活動を側面から支援、マネジメントする「みどりアップのしくみづくり」等について、住民と行政が連携し推進すべき。
 - ・ 緑の防災機能の研究深化と住民への普及啓発を図り、平時の景観や環境向上に加え、災害時に役立つまちなみ緑化を実現すべき。

6 - (6) 「豊かな自然環境の保全と創造に向けた取り組み」

(検証担当委員：中瀬 勲 兵庫県立大学自然環境科学研究所教授)

① 取り組みの成果と課題

(成果)

ア 震災がもたらしたもの

緑による防災効果が明らかになり、被災地の自然環境は、人々に安全安心感、やすらぎと癒しを与え、豊かで清らかな水や水辺への希求が高まった。

“自然への畏敬の念”や“自然との共生の大切さの認識”をもたらし、“ボランティア、協働の体験”の中で被災地に緑を取り戻す運動が広がるなど、人々の意識と行動が変革し、成熟社会に向けた動きが加速された。

イ 復旧・復興過程における取り組みと施策展開

復旧期においては、六甲登山道の通行不能への標識の明示等の応急対策と復旧工事、専門家による緑の緊急調査活動などが行われた。

全体を通じ、「環境の保全と創造に関する条例」や「兵庫ビオトープ・プラン」に基づく総合的な施策展開が図られるとともに“六甲山系グリーンベルト整備事業”等の「緑の回復・創出」や“ひょうごの森・川・海再生プラン”等に基づく「自然・環境の再生・回復」などの主要なプロジェクトの展開や“阪神グリーンネット”“ひょうごグリーンネットワーク”等による「緑の市民活動」が推進された。

(課題)

ア 災害に伴う自然環境への対処策

地域の自然条件の脆弱性に応じた緊急対応の必要性

イ 自然の適切な修復方法の検討

地域にふさわしい動植物の種の選定、望ましい生態系の保全再生のあり方等

ウ メンテナンス・マネジメントの重要性

適切な維持管理、モニタリング、「アダプティブ・マネジメント」等

エ 都市内外の自然的環境の活用

都市内の公園、社寺、学校、空地と森林里山それぞれの利用面からの連携等

オ 活動の活性化とグループ間の連携

人材育成・組織づくり、情報の共有・しくみづくり、グループ間の連携協力等

② 今後への提案

ア 人と自然の適切なかわり方の検討・実践を進める

各所で始まっている自然再生の取り組みを本格化させるとともに、生物多様性保全の考え方を基本とする外来種対策など望ましい生態系のマネジメントや協働による緑空間（公園や里山等）のマネジメントを推進すべき。

イ 自然環境の保全創造についての認識とふれあいをさらに高める

体験的な環境教育・学習など、より多くの県民の自然環境とのふれあいや、保全創造についての認識を高めていくための場や機会づくりを進めていくべき。

ウ 自然環境の保全創造への参画と協働の輪を広げる

NPO・ボランティア等による緑の創出や生き物の保全などの活動を高め、様々な主体の有機的な連携交流や人材の育成を図るなど、様々な手だてを講じるべき。

エ 地域特性に応じた保全・創造の推進とネットワーク化を進める

森・川・海や都市・農村など、それぞれの地域特性に応じて行われている自然環境の保全創造をさらに進めるとともに相互の連携・交流を図るべき。

6 - (7) 「循環型社会づくりに向けた取り組み」

(検証担当委員：和田 安彦 関西大学大学院工学部教授)

① 取り組みの成果と課題

ア 復旧段階での環境負荷の抑制に係る成果と課題

大量の災害廃棄物の処理対策については、国・県・市町等による災害廃棄物処理推進協議会の設置、埋立地等における仮置場の迅速な確保、公費解体等の特例措置による早期解体の実現等により、平成9年度までにがれき処理が完了した。その一方で、分別の不徹底による最終処理の長期化や仮置場での野焼き処理等といった課題が生じた。

大気汚染対策については、解体撤去工事指針の通知や条例規制等により粉塵・アスベスト飛散対策が実施された。また、フロン回収処理推進協議会による回収・処理事業や条例によるフロン放出規制等によりフロンの的確な回収・処理が実施された。水質汚濁対策については、工場の操業再開による二次災害防止のための緊急実態調査・現地指導を実施し、土壌・地下水汚染対策については、倒壊等クリーニング事業場等に対する土壌調査・地下水調査及び対応策を実施した。

その一方で、分析機関の被災等により、緊急モニタリング体制構築の必要性等といった課題が生じた。

イ 循環型社会を目指した施策展開に係る成果と課題

廃棄物の減量化とリサイクルの推進については、廃棄物処理計画に基づき推進されているが、一方で家庭・オフィス部門での取組不足等といった課題が生じている。

地球環境問題への対応については、公共施設へのグリーンエネルギー率先導入や住宅用太陽光発電装置の普及を推進しており、住宅用太陽光発電装置の普及については全国1位の実績を上げている。

② 今後への提案

ア 復旧段階での環境負荷の抑制に係る今後の提案

大量の災害廃棄物の処理対策については、解体現場での可能な限りの分別実施、仮置場の確保、震災時の経験をもとに開発された分別技術の共有・周知、災害時におけるごみ処理対策の仕組みづくり、計画的な解体の推進による搬送の効率化等を推進すべき。

大気汚染対策については、大学・他の自治体等との連携・協力による緊急モニタリング体制の構築、災害への備えに係る工場等への指導・立入検査等によるチェック、緊急時のフロン回収協力体制の構築、フロン等災害時に環境悪化を招く物質の使用縮減等を推進すべき。

イ 循環型社会を目指した施策展開に係る今後の提案

総論としては、都市の自律性・完結性の向上や新しい都市基盤の創造を推進していくべきである。

廃棄物の減量化とリサイクルの推進については、住民・事業者の主体的な環境保全活動の推進、環境教育・学習の推進、エコビジネスの振興等を図るべき。

地球環境問題への対応については、エネルギーの高効率利用、太陽光・風力・バイオマス等の自然エネルギーの導入促進を図るべき。

6 - (8) 「道路、港湾、鉄道、空港の整備に向けた取り組み」
(検証担当委員：森津 秀夫 流通科学大学情報学部教授)

① 復興過程における取り組みの成果と課題

ア 初期対応期の取り組みにおける成果

- ・ 緊急輸送路の確保、緊急応援物資・資材等の陸揚岸壁の確保、緊急物資等輸送拠点としての空港利用（大阪国際空港）
- ・ 鉄道代替バス輸送の実施、鉄道迂回ルート確保（福知山線・神戸電鉄・北神急行ルート等）

イ 復旧期、復興期の取り組みにおける成果

- ・ 緊急輸送ルートの確立（緊急輸送ネットワーク計画の作成、整備）
- ・ 神戸港及び県管理港湾の早期復旧（概ね2年で全面復旧、復旧にあわせた耐震強化岸壁等の一部整備）

ウ 主な課題

- ・ 格子型高規格道路整備の一部遅延または未着手（大阪湾岸道路西伸部等）
- ・ 神戸港再開発事業の一部未着手（新港西地区等）

エ 10カ年の総括

交通インフラ施設の利用状況、地域の復興への寄与、機能や特性の向上の3点を捉え、交通インフラを評価した。

- ・ 道路網の利便性、構造物の耐震性の向上から道路の復興は果たされた。日常生活への支障の観点から歩道の復旧についても配慮が必要である。
- ・ 神戸港の取扱貨物量は、平成9年に平成6年の90%近くまで回復し、その意味では、港湾の復興は完了した。
- ・ 鉄道の乗車人員は、民鉄に関しても長期的傾向が戻ったことから、復興が果たされた。
- ・ 交通インフラに関わる防災意識に対応するため、交通インフラの整備主体、住民・利用者の全ての方々が、交通が確保されることの大切さを再認識できる継続的な対策が必要である。

② 今後への提案

ア 交通インフラの復旧のあり方

あらゆる場合において、原形復旧が常に最良策とは言えず、震災復旧を機会として、あるべき姿に近づけることも必要。

イ 既存計画と復興計画

復興を曖昧なものとしないうために、既存計画の中で復興として促進すべきもの及び震災により新たに必要となったものについて、復興計画を策定すべき。

ウ 「事前復興計画」の策定

交通インフラを震災復旧を機会としてあるべき姿に近づけることを可能にするためには、被災以前に復興計画の策定が必要。

6 - (9) 「河川、海岸、ダム、砂防施設等の整備に向けた取り組み」
(検証担当委員：沖村 孝 神戸大学都市安全研究センター教授)

① 取り組みの成果と課題

ア 復旧事業、復興事業の推進における成果と課題

復旧事業は概ね速やかに完成した。復興事業も、防災ふれあい河川、広域防災空間としての主要河川整備等、ほぼ計画通り完成を見ている。また、構造物の耐震性も向上したが、東南海・南海地震に対する検討はこれからである。

イ ハード整備を活かすソフト施策における成果と課題

河川監視システムや重要水防箇所の設定等の外、住民が参画する河川水を活用した消火訓練等も実施されてきた。こうした成果をさらに広げていくためには、地域コミュニティの主体的な参加が必要である。また、津波からの避難対策の検討が求められる。

ウ 都市基盤のネットワークによる防災空間の創造における成果と課題

河川と公園との連携が進みつつあるが、治水事業優先のため未整備箇所も残されている。また、阪神疏水構想実現には水源確保や費用負担等の課題が多い。

② 今後への提案

ア 自然災害に備え治山、治水事業の着実な推進

震災復旧、復興に進んだが、河川をはじめ整備水準は未だ不十分。また、平成16年台風第23号等のような災害に踏えて、風水害対策が必要。

イ 東南海・南海地震の特性及び津波に対する備えが必要

「長周期震動」「継続時間が長い震動」「時間差で2つの地震が発生」といった特性に対する評価手法を確立し、具体の検討が必要。また、津波に対してはハード対策に加え、遠方監視、情報伝達、避難体制の整備等のソフト対策が必要。

ウ インフラを活かすソフト対策の推進

インフラが破壊した場合の被害拡大を防ぐため、ハザードマップや情報伝達システム、避難のためのソフト対策等を充実させるべき。また、日常から河川の施設、空間、河川水を活用した具体的な訓練等を実施すべき。

エ 協働の防災

自然災害の備えには、公助、共助、自助が連携して防災を行う仕組みづくり、いわゆる協働の防災が必要。特に、インフラの管理、被害拡大防止、人命救助等については、行政だけの対応に限界がある。

オ 水と緑のネットワーク整備の推進

防災空間の機能(緊急時の避難場所、人の命を助ける空間、被害の拡大防止)の強化を図るため、河川や六甲山系グリーンベルトの整備や、土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、各施設が連携する水と緑のネットワーク整備の推進が必要。

6 - (10) 「上下水道、電気、ガス、情報通信基盤施設の整備に向けた取り組み」
(検証担当委員：高田 至郎 神戸大学工学部教授)

① 取り組みの成果と課題

ア ソフト対策（緊急対応の体制）における成果と課題

約3ヶ月で全てのライフラインが早期復旧した。その背景に大量の応援隊の投入がある。しかし、応援隊を系統的にコントロールできなかった面もあったことから、初動体制の見直し、相互応援協定の締結が進められた。

今後は、より効率的な緊急体制が採れるよう、異なる組織全体をコーディネートする機能を整備する必要がある。

イ ハード対策における成果と課題

被害が最小限にとどまり拡大しないよう、ハードの整備については耐震化やネットワークの信頼性向上、システムコントロールの充実が進められた。しかし、予算の制約の中でハード整備が十分進んだとは言えない面もある。

今後は、限られた財源の中でも、関係機関が一体となって、救命ライフライン等の重要な施設への重点投資を進めるべきである。その際、既存施設の有効活用も有効な手段である。

② 今後への提案

ア 県によるライフライン全体をコーディネートする機能の確保

県がライフライン事業者を取りまとめ、情報の一元管理、住民との双方向の情報共有システムの確立、各機関の持つ資材や人材の共同利用、各機関による総合防災演習の開催に取り組むべき。

イ 災害情報管理システムと災害復旧支援システムの確立

リアルタイムデータを収集し、その分析と結果を各ライフライン事業者に伝達する災害情報管理システムと復旧戦略の策定、復旧班の編成、復旧資機材の配分、応援部隊の配置等をシステムチックに検討できる災害復旧支援システムを確立すべき。

ウ 施設の重要度に応じた耐震化の推進

広域的な被害を及ぼす施設や救命ライフライン（消防、病院、防災拠点、避難所等）関連施設の耐震化に重点投資するとともに、重要度の高い施設の電力・通信のバックアップシステムを充実すべき。また、施設の耐震化意識の低い市町（特に水道）に対して、危機管理意識の向上に取り組むべき。

エ ライフライン・ヘルスマonitoringシステムの充実（日常の危機管理）

日常的にトラブルを感知し、システム停止等の対策をとるシステムを構築すべき。

6 - (11) 「社会基盤整備全般における取り組み」
(検証担当委員：小林 潔司 京都大学大学院教授)

① 取り組みの成果と課題

ア 復旧時における成果と課題

甚大な被害の中で、早期復旧による間接的被害（経済面等）の軽減については評価できる。しかし、防災投資のあり方を検討するうえで重要な総被害額の把握が不十分であった。

今後は、甚大な自然災害に対して、総被害額を一定の基準で算出するルールを決めておく必要がある。

イ リスクコントロールとリスクファイナンスにおける成果と課題

リスクコントロールについては復旧・復興の中で飛躍的に進んだものの、予算制約の中で一定の限界がある。そのため、リスクファイナンスについても充実させる必要があるが、日本では十分確立されていない。

今後は、リスクファイナンスについても検討が必要である。

② 今後への提案

ア 社会基盤の災害リスクの効果的軽減 - アセットマネジメントの導入 -
既存インフラが老朽化する中で、災害リスクを踏まえ施設を有効活用するため、効率的な維持・補修、更新手法（アセットマネジメント）を導入すべき。

イ 行政と地域住民の間の健全なリスク・コミュニケーションの確立
地震、洪水、土砂崩れ、津波等の危機管理情報の整備・提供を促進し、地域住民と情報を共有化すべき。

ウ リアルオプションアプローチによる防災投資評価の充実
防災投資による便益分析は、被害予想額による整備時点の分析だけではなく、3つのオプション（最適実施時刻・発展可能性・成長オプション）がもたらす経済価値を評価すべき。

エ 災害会計の確立

93SNAの蓄積勘定と整合がとれる災害会計原則を確立し、計画的防災投資を実施すべき。また、災害会計の整備により、災害基金や保険料の積み立て等による災害復旧費の準備状況を県民に公開するとともに、自然災害による被害を国民のストック量の増減として国民貸借対照表の中の位置づけに向け取り組むべき。

オ 総合的リスクマネジメントの構築

リスクコントロール手法とリスクファイナンス手法を組み合わせ、効果的なリスク管理体系を構築すべき。

5 . 今後への期待

阪神・淡路大震災は、社会的・経済的な諸機能が高度に集積し、高齢化が進む大都市を直撃した、人類史上初めての大都市直下型地震であった。その復興にあたっては、21世紀の成熟社会における諸課題への対応を先取りする様々な取り組みが行われてきた。

こうした10年間の長期にわたる復興過程の検証にあたっては、これまでの取り組みの成果をとりまとめるだけでなく、復興過程を通じて明らかになってきた課題を総括し、今後、どのようにして課題解決を図り、震災の経験と教訓を未来に引き継いでいくのかを考えることが重要であった。

私たちは、今回の検証作業を通じて、①阪神・淡路大震災からの復興における残された課題への対応、②復興の過程で生まれた21世紀の成熟社会を支える新たな仕組みの定着・発展、③将来の大規模災害に備えた制度や仕組みの構築などに関する459項目の提言をとりまとめた。

震災復興の取り組みをこれだけの規模で検証したのは、世界でも他に例を見ないものであるといわれる。しかしながら、重要なことは、教訓や提言をまとめるだけではなく、実際にそれらが、主体・地域・世代を越えて共有されるとともに、有意義に活用され、真に安全・安心な社会や共生社会が実現することにある。

1年以上に及ぶ検証担当委員等による検証作業と関係者等の協力の結果として得られた今回の検証の成果は、人類共有の貴重な財産として、将来発生するであろう国内外の大規模災害に対する減災・復興や、成熟社会における地域づくりやまちづくりに、必ずや寄与するものであることを確信する。

今後、私たちは、大震災を経験した被災地の責務として、震災の経験と教訓を継承・発信し続けるとともに、この「未来への提言」に示された各分野における数々の提言が、兵庫県をはじめ、国内外の様々な主体によって活用され、実践されるよう期待する。

災害は、一つとして同じ顔をしていない。阪神・淡路大震災は、都市型災害として、多くの教訓をもたらしたが、新潟県中越地震や平成16年台風第23号災害といったその後の災害では、何が生かされ、どのような新たな教訓が得られたのかなど、将来にわたり絶えざる検証の成果が蓄積され、共有され、人類社会の安全と共生に貢献がなされていくであろうことを切に願うものである。

復興10年委員会委員名簿（五十音順 座長、副座長）

2 - 1

氏 名	所 属 ・ 職
市川 禮子	尼崎老人福祉会理事長
伊藤 滋	早稲田大学特命教授
今井 和男	兵庫県農業協同組合中央会会長
鵜飼 卓	兵庫県災害医療センター顧問
内田 一徳	神戸大学教授
戎 正晴	弁護士（兵庫県弁護士会）
岡田 眞美子	兵庫県立大学教授
沖村 孝	神戸大学都市安全研究センター教授
奥田 眞	(社)ひょうごツーリズム協会副会長
小谷部 育子	日本女子大学教授
梶 秀樹	慶應義塾大学教授
加藤 恵正	兵庫県立大学経済経営研究所所長兼教授
角野 幸博	武庫川女子大学教授
河内 厚郎	文化プロデューサー
河田 恵昭	京都大学防災研究所巨大災害研究センター長
北浦 かほる	帝塚山大学教授
貴多野 乃武次	阪南大学教授
北野 美智子	兵庫県連合婦人会会長
北本 正孟	(株)カントリー代表取締役
黒田 正治郎	近畿大学教授
黒田 裕子	(特)しみん基金・こうべ理事長
黄 耀庭	神戸華僑総会会長
小林 郁雄	阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク代表
小林 潔司	京都大学大学院教授
小西 康生	神戸大学経済経営研究所教授
小村 隆史	富士常葉大学講師
小森 星児	ひょうごボランティアプラザ所長・神戸山手大学教授
斉藤 庸平	兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授
佐竹 隆幸	兵庫県立大学教授
佐藤 友美子	サントリー不易流行研究所部長
定藤 繁樹	関西学院大学教授
島田 誠	アート・サポート・センター神戸代表
地主 敏樹	神戸大学大学院教授
下崎 千代子	大阪市立大学大学院教授
白川 武夫	兵庫県連合自治会会長
角田 嘉宏	神戸経済同友会代表幹事
関 満博	一橋大学教授
関山 巧	兵庫県消防協会会長
芹田 健太郎	愛知学院大学教授
高島 進子	神戸女学院大学名誉教授
高田 至郎	神戸大学教授
高田 光雄	京都大学大学院教授
竹沢 泰子	京都大学人文科学研究所助教授
立木 茂雄	同志社大学教授
田中 稔昭	日本災害救援ボランティアネットワーク理事長
田中 道雄	大阪学院大学教授
近田 敬子	(社)兵庫県看護協会会長
辻 寛	(社福)兵庫県社会福祉協議会会長
土谷 正男	兵庫県商工会連合会会長
坪田 勝彦	神戸市小学校長会会長
土井 幸平	大東文化大学教授

氏 名	所 属 ・ 職
徳岡 研三	西日本旅客鉄道(株)代表取締役専務取締役
徳山 明	富士常葉大学学長
鳥越 皓之	筑波大学大学院教授
中井 久夫	兵庫県こころのケアセンター長
中島 克元	神戸まちづくり協議会連絡会事務局長
中瀬 勲	兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授
中野 友史	神戸青年会議所理事長
鳴海 邦碩	大阪大学大学院教授
新野 幸次郎	(財)神戸都市問題研究所理事長
西野 正矩	(財)兵庫県芸術文化協会理事長
西村 亮一	(社)兵庫県医師会会長
野尻 武敏	(財)21世紀ヒューマンケア研究機構理事長
橋本 倫行	関西電力(株)常務取締役
端 信行	京都橘女子大学教授
馬殿 禮子	兵庫県臨床心理士会副会長
林 敏彦	放送大学教授
林 春男	京都大学防災研究所教授
林 宜嗣	関西学院大学教授
速水 順一郎	(社)兵庫県子ども会連合会常務理事兼事務局長
原口 洋一	日本放送協会神戸放送局長
春名 攻	立命館大学教授
檜谷 美恵子	大阪市立大学大学院助教授
平田 幸廣	兵庫県経営者協会会長
廣井 脩	東京大学大学院教授
フリッツ・レオンハート	神戸外国人倶楽部会長
古山 桂子	元神戸新聞社論説委員
北条 勝利	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長
保田 茂	神戸大学名誉教授
松原 一郎	関西大学教授
松村 雄次	大阪ガス(株)代表取締役副社長
美浦 康重	兵庫県弁護士会、兵庫県土地利用審査会会長
水越 浩士	兵庫県商工会議所連合会会頭
三谷 直紀	神戸大学教授
南 裕子	兵庫県立大学副学長
室崎 益輝	独立行政法人消防研究所理事長
目黒 公郎	東京大学生産技術研究所教授
森 綾子	宝塚NPOセンター事務局長
森 津秀夫	流通科学大学教授
柳瀬 啓子	生活協同組合コープこうべ理事
山口 一史	ひょうご・まち・くらし研究所常務理事
山下 淳	同志社大学教授
山本 あい子	兵庫県立大学教授
矢守 克也	京都大学防災研究所助教授
結城 淳一	西日本電信電話(株)代表取締役副社長
吉井 弘	(財)兵庫県老人クラブ連合会会長
ロニー・アレキサンダー	神戸大学大学院教授
和田 安彦	関西大学教授
オブザーバー	(五十音順)
井高 孝一	北淡町長
梶本 日出夫	神戸市助役
齋藤 富雄	兵庫県副知事
原 吉三	兵庫県議会震災復興特別委員会委員長
山田 知	西宮市長

阪神・淡路大震災
復興10年総括検証・提言報告《概要版》
平成17年3月発行

企 画 兵 庫 県
〔兵庫県阪神・淡路大震災復興本部総括部復興企画課〕
〔神戸市中央区下山手通5-10-1 電話 078-362-4040〕

編集・発行 復興10年委員会
〔事務局：(財)阪神・淡路大震災記念協会〕
〔神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 電話 078-262-5580〕